



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	一九世紀初期西ベンガル農村の社会経済関係 : ゴーパールプル土地文書の研究
Author(s)	高畠, 稔
Citation	北海道大學文學部紀要, 20(1), 1-130
Issue Date	1972-03-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33366
Type	departmental bulletin paper
File Information	20(1)_PR1-130.pdf



一九世紀初期西ベンガル農村の社会経済関係

——ゴーパールプル土地文書の研究——

高 畠

稔

一九世紀初期西ベンガル農村の社会経済関係

——ゴールパール土地文書の研究

高 島 稔

目 次

はじめに

I 文書群の性格

- 一 土地台帳群における地目の類別
- 二 基本土地台帳 (Citha) の性格
- 三 基本土地台帳の例示と整理
- 四 基本土地台帳とその他の土地諸台帳との関係
- 五 土地台帳群と貢租諸台帳との関係

II 史料の分析

- 一 村落の身分階層
- 二 土地保有関係 (一) 税制地目を中心に
- 三 土地保有関係 (二) 農制地目を中心に
- 四 土地保有関係 (三) その動態の展望
- 五 村落共同体と国家支配の構造

は　じ　め　に

ベンガルの農村社会を支配していたザミーンダールが領内のライーヤットから各種の貢租を規則的に徴収するために数種類の土地台帳と貢租台帳とを作成保管していたことは、十八世紀後期にイギリス東インド会社の行政官たちの報告したところであった。⁽¹⁾ しかしながら、それらの文書を利用した研究文献は、いままでのところほとんどまったく発表されていないようにみえる。地方文書の利用は、もっぱら植民地政府の行政資料に依拠してきた既往の研究の限界をやぶり、あらたな研究方向を開拓するためには、当然こころみられなければならないであらう。

小論は一八一六年——一七七年に記録されたベンガル州サブタグラーム(サトガーオン)郷ジャハーハーナーバード郡バルガナゴパールプル村マシサ——郷・郡はムガル王朝期の行政区画——に関する文書群をてがかりとして、ひとつの村落の内部における土地保有をめぐる社会経済関係の様態を分析する。そしてそこから検証される諸事実にもとづいて、行政資料などに依拠した従来の研究を補正し、発展させるよすがになりたいと思う。

ちなみに、ゴパールプル文書群の名称を列举すれば、左記の一二種類一七一葉である。日本語の名称は、私が内容に即してつけた。原語はベンガル字母の忠実な写字法により、アラビア語・ペルシア語の語彙にもとづくものは括弧して斜体で表記した。通常の字体で表記したのは英語綴りである。⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾

- | | | | |
|---|---------|------------------------------|----|
| 1 | 基本土地台帳 | <i>Cithā</i> | 二七 |
| 2 | 地目別土地抄本 | <i>Gosaoyārā (Gūśūwarah)</i> | 一六 |
| 3 | 人別土地抄本 | <i>Khatiyāna</i> | 一四 |
| | | <i>Chittah</i> | |
| | | <i>Gooshwarsh</i> | |
| | | <i>Cutean</i> | |

4	地目別・人別土地要覧	<i>Ekaoyāla (Aqwāl)</i>	Ekwal	一七
5	人別収租地要覧	<i>Khatiyānera Terija</i>	Cuteean Teridge	四
6	基本貢租台帳	<i>Jamābandi (Jam'-bandi)</i>	Jumma bundee	九
7	納期別貢租台帳	<i>Taūji (Taujih)</i>	Towjee	二
8	貢租收納簿	<i>Talababāki (Talab Bāqi)</i>	Tulub Bagee	一〇
9	人別土地・貢租増減決算簿	<i>Karacā Hisāba (Haraj Hisāb)</i>	Kurcha Hisab	一三
10	土地・貢租増減対照簿	<i>Jamā Oyāsila Bāki (Jam' Wāṣil Bāqi)</i>	Jumma Wasil Bagee	八
11	村方出納原簿	<i>Sehā</i>	Seeah	三六
12	村方出納要覧	<i>Terija Jamā Kharaca (T, Jam' Haraj)</i>	Teridge Jumma Curch	一五

それぞれの文書のより詳しい内容解説は、以下の部分ならびに縮稿において述べる。

註

- (1) R. B. Ramsbotham, *Studies in the Land Revenue History of Bengal, 1679-1787, Appendix, The Amini Report, dated 3rd April 1788*, Oxford, 1926, pp. 110-115. 拙稿「十八世紀後期におけるベンガル地方の農民層 (Ra' iyat) について」(『史学雑誌』六八一〇) 第七節は上掲書による。
- (2) D. C. Smyth, *Original Bengalese Zumeendaree Accounts, accompanied by a Translation, together with a few*

Explanatory Remarks, Calcutta, 1823. 所収。この書物は各種文書に簡潔な解説を施し、偶数ページに文書原文を、それぞれのつぎの奇数ページに英文訳をのせてある。解説と対訳部分のみは、D. Carmichael-Smyth, *Zumeendaree Accounts : translated from the Original, together with a few Explanatory Remarks*, London-Calcutta, 1839. として再版された。小論では初版本を用い OBZA. と略記する。編訳者の経歴は調べられなかったが、上掲初刊本では 'Junior Merchant on

一九世紀初期西ベンガル農村の社会経済関係——ゴーパールブル土地文書の研究

Bengal Establishment' 再刊本では 'of the Bengal Civil Service' の肩書があるので、ベンガル政庁商務部勤務の人ではなかつたと思う。

(3) ベンガル字母の子音字は、ヴィラーマがなければすべて母音、*a* を伴なうものとしてローマ字に転写する。またベンガル字母では、*b* と *v* とは同体であるので、サンスクリット語やヒンディー語では、*v* であるべき文字も *b* に統一した。*va*、*wa* の音は、ベンガル字音では *oya* と綴られるので、これもそのままにした。

(4) 拙稿一第七節の原語の綴字は、H. H. Wilson, *A Glossary of Judicial and Revenue Terms, etc.*, London, 1855. (Repr.,

Delhi, 1968.) によつた。本稿では OBZA. 所収記録群の原語表記に従う。

(5) 記録群の先頭には、クリシュナ神への献辞を頭書にもつ記録一覧表 (*Phiristi Kagaja: Phiristi Kagaz*) があつて、以下に本文記載の順序で各種の文書がならぶ。

(6) OBZA. では以上二二種類の台帳類が編訳されており、D. C. スミスはこれが「完全かつ正確と信じられる文書集」と称しているが、*The Amini Report, ibid.* には一八種類が記載されている。後者の解説を前者の実物と較べて異同を述べることは、行論中ではたしたい。

I 文書群の性格

一 土地台帳群における地目の類別

前掲の文書群のうち、基本土地台帳、地目別土地抄本、人別土地抄本、人別土地要覧、人別収租地要覧の五種類を、土地台帳群とよぶ。土地台帳群をみるにあたってまず注意を要するのは、そこで用いられている土地区分の方法についてである。区分の根拠はふたつあって、ひとつはおそらくムガル王朝の支配下に成立した租税法的区分であり、他は土地の利用形態にもとづく区分である。前者を税制上の地目とよび、後者を農制上の地目とよぶことができるであらう。

この農制上の地目は、文書では *Jinisa (Jins)* と書かれ、訳語は 'Species of Cultivation' と記されている。私はかねてよりこの訳語のみに依拠して立論を進めてきたのであるが、原語とそれが表象する内容を、ゴーパープル文書群によってはじめて知ったのを機会に、「農制地目」の語を採用したいと考える。⁽¹⁾

村内の土地は税制地目と農制地目との両面より交叉分類され、そのようなものとして保有の対象になっていたのである。以下ゴーパープルの地目を列挙すれば、下記のとおりとなる。

一 税制地目 通算一五項目

1 公租給付地 (*Khāṭisā: Hāṭisāh*)

① 農民保有地 (*Rāiyatī: Rā'iyatī*)

i 居村農民保有地 (*Khodakastā: Hud Kastāh*)

ii 他村農民保有地 (*Paikastā: Pāi Kastāh*)

iii 特契小作地 (*Tihka, Tihka*)

② 入会地 (*Khamāra*)

③ 公彰者恩給地 (*Āyama: Ayimāh*)

④ 従士給与地 (*Cākarāṇa: Cakarān*)

2 公租免除地 (*Majurānī: Majrāi*)

① 神事用地 (*Debatra, Devatra*)

② 老聖用地 (*Piratra*)

一九世紀初期西ベンガル農村の社会経済関係——ゴールパール土地文書の研究

③ ブラーフマン用地 (*Brahmatra*)

④ 善功者用地 (*Mahatrāṇa*)

⑤ ヴィシヌヌ派修道者用地 (*Baiṣṇabatra, Vaiṣṇavatra*)

⑥ ファキール用地 (*Phakīrāṇa: Fakīrān*)

二 農制地目 (*Jimisa: Jims*) 通算一七項目

1 産出地 (*Hasilā: Hasilah*)

① 冬作稲作地 (*Śali*)

② 秋作稲作地 (*Śunā*)

③ 宅地 (*Bāstu, Vāstu*)

④ 宅地付属地 (*Udbāstu, Udābāstu*)

⑤ 果樹園 (*Bāgāta: Bāgāt*)

⑥ 非灌漑台地 (*Śunā Dāṅgā*)

⑦ 綿作地 (*Dāṅgā Karpa*)

⑧ 貯水池 (*Puṣkarinī*)

⑨ バナナ園 (*Kalā*)

⑩ たけや^{タケノコ} (*Bāniśa, Bāniśa*)

2 不産出地 (*Patita*)

- ① 可耕荒蕪地 (休耕地) (*Laeka: La'iq*)
- ② 完全荒蕪地 (*Nalaeka: Na-la'iq*)
- ③ 放牧地 (*Cocāraṇa*)
- ④ 道路 (*Rastā, Rastha*)
- ⑤ 死畜遺棄場 (*Bhagāda, Bhagāra*)

他村における地目類別がどのようなものであったかを知ることができないので、ゴーパープル村のそれがはたして典型的なものとなるのかどうか、特殊なものが見出されるかどうか、などの疑問には答えられない。私はこれをさしあたってはひとつの与件として扱い、若干の解説をつけるにとどめたい。

まず税制地目の公租給付地⁽²⁾について述べるならば、これらのうち農民保有地、公彰者恩給地、従士給与地の三地目は、ザミーンダールに対する土地貢租⁽³⁾支払いの源泉となることを通して、間接的に公租つまり国家貢租を賦課されていた、というのがその実質的な内容であった。そのように判断する根拠は、文書群中の貢租関係台帳のどこにも、ザミーンダール得分と国家得分との分離記載がないことである。また出納関係台帳によれば、農民の支払いが直接に収税官に届けられている例はないので、全貢租額がいったんはザミーンダールの収入となったことは確かである。歴史的にみてもこの文書群の時代においても公租負担者はザミーンダールであった。入会地は農制地目の貯水池と不産出地のすべてをふくむものであるが、これは貢租台帳群には現われない。しかしながら入会地は税制上は公租納付地に区分されていた。このことは入会地もまた前の三地目と同じく、間接的なたちでの公租給付源泉として位置づけられていたことを示す⁽⁴⁾。

農民保有地は本村のライーヤット身分をもつ者の保有にかかる土地であつて、宅地をもつ本村の居住者、つまり居村農民の保有地と、宅地を本村にはもたない他村農民の保有地とを区別する。居村農民保有地はこれらのそれぞれの家系が累代占取して来た土地であるが、他村農民保有地のすべてについて世襲占取が確立していたか否かは疑わしい。特契小作地は、絶家あるいは逃散して帰らなかった居村農民の保有地を、ザミーンダールが他の農民に請負い耕作させたものであらう。農民保有地と農制地目との対応をみるならば、総体としては、前者は後者のうちの貯水池とたけやぶとを除く産出地のすべてにわたっている。

入会地と訳出したカーマールは、農制上は生産物をもつて貢租を支払う土地、または刈分小作地と解され、あるいは一般的に脱穀場を意味する単語であるが、後にみるように、この地目には農民の共同利用地がふくまれており、それらは給水、家畜の飼養とその屍体の処理、その他の迂回した形態をもつて農業生産を管なむ前提条件をなしていたと考えられるので、あえてこの訳語を選んだ。旧稿で述べたように、入会地もまた農外貢租 (Sāṭir, Sāṭyara) の給源であつた。⁽⁸⁾しかし農外貢租の賦課と収納についての記録は、ゴープールブル文書群にはまったくみいだされない。

公彰者恩給地はもとほムスリム政権がイスラームの教学家に支給した土地であつて、全面的に公租を免除されること、つまりその土地の全貢租を秩禄として享有することもあつたらしいが、⁽⁹⁾本村では、後にみるごとく、受給者二名中の一名はヒンドゥーであつて、少額の貢租を賦課されていた。

従士給与地は、ザミーンダールの村方役人 (警衛、伝令、命令の執行、貢租の収納と搬送などを担当する吏員) への給与地であつて、もとは公租を免除されていた可能性が大きい。⁽¹⁰⁾本村の従士 (Cākar) は、パーイク (Pāika)「歩兵」「飛脚」の意の職にある人物であつた。

以上の居村農民保有地・他村農民保有地・特契小作地・入会地・公彰者恩給地・従士給与地の六税制地目は、後掲の人別収租地要覧 (*Khatiyānera Terjā*) においてみるように、*Mahāla* または *Mahala* (*Maḥāl*, *Maḥālī*) の語が冠せられ、*Mahāla Khodakastā* (*Maḥāl Khud-kastān*) 等々と記されている。マハールは公租賦課の単位となる土地資産を意味する術語であった。後述のように、農民保有地では農制地目ごとに単位面積あたりの一定の地代率があったが、公彰者恩給地と従士給与地とに対する賦課は、農制地目のどれであるかにかかわらず、土地一般についての特惠的地代率にもとづいて計算されていた。

公租免除地は貢租台帳群にも出納台帳群にもまったく登載されず、人別収租地要覧を除く四種の土地台帳に現われるにすぎない。これはこの地目の税制上の意義からみて当然のことであろう。

これらのうち「神事用地」と訳したものは、直訳すれば「神のましますところ」であろうが、誰かある受託人 (*Sebāī*, *Sebāīa*) が立って、おそらくは燈明料とか供物料とかの名目をつけて、タークル (*Thākura*) またはその女性形タークラニー (*Thākuraṇī*) の称号をもつブラーフマンに寄進された土地をさす。広義には「神事用地」も「ブラーフマン用地」にふくまれるであろうが、両者の区分される根拠は、寄進を受けるブラーフマンの身分や格式にあるもの⁽¹¹⁾のようである。老聖用地はヒンドゥー教とイスラーム教神秘主義との習合からおきた老聖 (*Ṣir*) 崇拜に関係すると思われる。「老聖」の称号を受けた行者に寄進された土地がこの地目の起源であろう⁽¹²⁾。善功者用地は、ブラーフマンではないカーヤスタ (*Kāyasha*、書記職)、ヴァイデヤ (*Vaidya*, *Baidya*、医師職)、シュードラ (*Sūdra*) 諸カーストの者に宗教儀礼を行なわせるため施与される土地といわれている⁽¹³⁾。ヴィシュヌ派修道者用地は、バイラーギー (*Bairāgi*) とよばれる行者への施与地であり、ファキール用地はムスリムの修道者への施与地である⁽¹⁴⁾。

次に農制地目を解説する。先の税制地目との関係をまず指摘しておけば、産出地中の貯水池と不産出地のすべてで入会地が構成されている。産出地と不産出地とを分類する根拠は、ゴーパープルの土地台帳群からみる限りは、収租権の所在いかんにかかわらず、土地貢租 (*Mal*) の給源をなすか否かにあり、農作物を産出するか否かではないらしい。この解釈にはなお検討すべき問題点があるが、それらは後に述べることとする。

冬作稲作地とは、アーサール月 (*Āsārha*. 六—七月) に播種し、シュラーヴァン月 (*Srāvāna*. 七—八月) に移植して、パウシュ月 (*Pausa*. 一二—一月) に収穫する、アーマン作米 (*Sali Āmana*, *Āmana Dhanya*) の作付地であって、ベンガル農業ではもっとも重要な作物がこのアーマン作米である。秋作稲作地はこれに対して、ジャイシュタ月 (*Jaiṣṭha*. 四—五月) に播種したのち移植せず、バードラ月 (*Bhādra*. 八—九月) に収穫するアーウシュ作米 (*Sali Āusa*, *Āusa Dhanya*) の作付地である。⁽¹⁹⁾ これら両作の間に低湿地や河川の土手に播種して収穫するボロ作米 (*Boro Dhanya*) の作付期が入るが、この作付地が本村であったとしても、それは丈量対象からは除外されていたようである。これからのうち秋作稲作地は、麦類、稷蜀類、豆類などの裏作にも当てられていたと思われるが、⁽²⁰⁾ 文書からは検証できない。なおゴーパープル基本土地台帳には、蔬菜栽培地 (*Tarkari*) が欠けているが、その機能は秋作稲作地の裏作や宅地の一部分、さらには後述の非灌溉台地でも充当されていたものである。

宅地については説明は不要であろう。宅地付属地の用途は、たぶん園芸や蔬菜類の栽培であったと考えられるが、本村でこの地目の土地を保有する者は一家族にすぎない。

果樹園はマンゴー (*Āmra*)、⁽²¹⁾ 波羅密樹 (*Kānthala*)、⁽²²⁾ ココナット (*Nārikela*)、⁽²³⁾ 板椰子 (*Supāri*)、⁽²⁴⁾ タマリンド (*Tenulā*) を植えてあるところで、果実のある部分は果樹園の保有者や所持人が直接に消費したり、販売したりした

ものであろう。

非灌漑台地は、ゴーパープル文書群編訳者の 'High land, which cannot be irrigated' という解説にもとづく訳語である。この地目の土地にはカラシナやサトウキビを産するというから、稲作地のように河川・運河・貯水池などザミーンダールや村落の設ける灌漑施設に依存する土地ではなく、井戸水灌漑その他の保有者の私設灌漑を用いる土地であったと考えられる。これらの作物、ことにサトウキビは大量の灌漑をその成育期に要する。綿作地、バナナ園、たけやぶについては、改めて説明する必要はないと思う。

貯水池は既に二度も述べたように税制地目としては入会地の扱いをうけ、公租給付地とされているが、これについては疑問がある。疑問点の検討は後に委ねるが、本村の貯水池は記録の上では少くとも二つあるのに、丈量されているのはひとつだけだということを付言しておく。

不産出地のうち可耕荒蕪地（休耕地）⁽²⁰⁾は、おそらくは絶家や逃散が原因で耕作を放棄されている土地とか、人の住まなくなった宅地をさすものであろう。完全荒蕪地は不可耕地であらう。これらを示すベンガリー語の単語は、「…に適する」という意味のアラビア語・ペルシア語の単語と、それに否定の接頭辞をつけた単語とである。完全荒蕪地にもなんらかの用途があったか否かは判然とし⁽²¹⁾ない。放牧地と死畜遺棄場とは改めて解説を要しないであらう。その周辺または外縁に、ライーヤット身分と自分名義の保有地とをもたない「不浄シュードラ」(unclean Śūdra, *Jalācala, Jalābyabakāra*)のある者たちや「不可触民」(*Acchuta*)の住区があつたかも知れないが、それは地目の上には反映されていない。⁽²²⁾道路のうち丈量対象となるものはひとつしかないが、これも入会地として税制上区分されている。⁽²³⁾

註

- (1) 'Species of Cultivation' の訳語として私はいままで「栽培作物の種類」あるいは「耕種」を用いてきた。これが粗放な概念であることには、拙稿六「植民地支配成立期におけるインド農村社会の一動向——ブルニャ県の富農層についての覚書」(本紀要一五一一)第三節で言及した。
- (2) ムガル国家の地租制度では全国土に対する国家収租権を前提として、国家に直接貢租を給付すべき国庫直轄地(Haliṣah, 公租給付地)、国家収租権をある期間だけ移譲された貴族・官僚・軍人に貢租を給付すべき官職知行地(Jagir, 秩禄地)、国家収租権を終身または永代移譲された宗教家・学者・教学施設に貢租を給付すべき聖職知行地(Mada-i Ma'as, 扶持料地、公租免除地)、の土地区分が設けられていた。文書中の公租給付地の制度的起源はこれである。
- (3) ゴープールブル文書群の作成された年代では、法律論としては「地代」が正しいであろう。しかしながら、これらの文書は植民地政府による土地所有権法定以前から存在したものであることと、法的には近代的擬制を施されたとはいえ、当時の社会経済諸関係の実質は「封建的」なものであり続けたこととの二点から、なお「貢租」の語を用いる。
- (4) プニャ(Punja)の際に州財務總監(Diwan-i Sabah)が、各ザミーンダールの負担すべき貢租額を査定するための、積算

基礎となったものと、私は考える。

- (5) この概念については本稿Ⅱ第一節で述べたい。拙稿四「十九世紀初期のビハール州における Ra'iyat の階層構成——フ・ブキヤナン報告の研究——」(本紀要一二一一)では、私はライーヤットと「借地人層(Tenantry)」とを同一視したが、これは不正確であった。
- (6) MINUTE of Mr. Shore, dated 18 June 1789; respecting the Permanent Settlement of the Lands in the Bengal Provinces, Paras. 226, 405, The Fifth Report from the Select Committee of the House of Commons on the Affairs of the East India Company, dated 28 th July, 1812, ed. by W. K. Firminger, 3 vols., Calcutta, 1917, vol. 2, pp. 54, 87 (拙稿一第四節所引); 'KHOMAR', an article in the Glossary, op cit., vol. 3, p. 26; OBZA., p. 4; H. H. Wilson, A Glossary of Judicial and Revenue Terms, etc., Case-noted and Enlarged edn., by A. C. Ganguli and N. D. Basu, Calcutta, 1940, p. 432. 参照。
- (7) Glossary, Fifth Report, ibid; H. H. Wilson, op cit., ibid. と拙稿二「永代定額地租査定以前のザミーンダールについて」(東洋学報 四二一一・三)第三節註4とを参照。
Khamār を生産物貢租を支払う土地、固定した借地人(tenant)のいないザミーンダールの直領地、世襲によらず契約に

よる耕作の行なわれる土地、として論述した著作は多数ある。脱穀場としての *Khamar* については、佐藤宏「テバガ運動の展開とその背景——ディナジプール県を中心に」(アジア経済——一〇)が、農民闘争のなかでそれがもつ意義に言及している。

- (8) *MINUTE of MR. SHORE, on the Permanent Settlement of the Lands in Bengal; and proposed Resolutions thereon; Recorded on the 18th September 1789, Para. 87, The Fifth Report, vol. 2, p. 492.* (拙稿二第六節所引)では、「カカオや棕櫚の樹林または果樹園で、家畜に草をくわせる権利とひきかえに徴収される、地代もしくは租税 (The rent or revenue levied……, for a right of grazing on cocoa or palm trees or orchards)」を農外貢租にふくめている。なお *The Amini Report, 1778, R. B. Ramsbotham, op cit., pp. 100-101.* は、農外貢租 (*Sa'ir*) を主として商業に対する課徴とみて、「原野あるいは共有地で家畜に草をくわせたり……木材や丈の高い草を切り出したりすることを許されるかわりに支払う謝礼 (acknowledgements given for the liberty of grazing cattle on plains or commons,……, or of cutting wood or long grass)」(拙稿一第四節所引改訳) を雑税 (*Ba'di Jam*) にふくめているが、私はよしあたつて後者をも農外貢租として扱いたい。

北大文学部紀要

- (9) H. H. Wilson, *op cit.*, p. 21. *Aimamah* は *Imām* の複数形で本来はイスラームの「指導者」を意味した。聖職知行地の受給者が宗教上の指導者たちであつたところから、これを地目名称に転用したものであろう (I. Habib, *The Agrarian System of Mughal India (1556-1707)*, Bombay, etc., 1963, p. 293.)
- (10) H. H. Wilson, *op cit.*, p. 151.
- (11) H. H. Wilson, *op cit.*, pp. 207-208.
- (12) *OBZA.*, p. 5. の用語解説は、「ムスリムの賢者 (Mahomedan sages) に免税で施与された土地」とあるのは充分でなく、H. H. Wilson, *op cit.*, p. 667, *PIR.* が *Piratra* を「宗教家 (religious man) またはかれの墓のための土地施与」とするのも不正確である。なお老聖信仰については A. Karim, *Social History of the Muslims in Bengal (Down to A. D. 1538)*, Dacca, 1959, pp. 162-170; M. A. Khan, *History of the Fara'idi Movement in Bengal (1818-1916)*, Karachi, 1965, pp. lxxix-lxxxii. に詳しく述べられている。
- (13) *OBZA.*, p. 5. ではこれらをそれぞれ 'Caits, Byds, and Sudurs' と記す。H. H. Wilson, *op cit.*, p. 499-500. では、「ザミンダールまたは下級財政官吏によつて、宗教家に対し、あるいは宗教上の目的のために、割当てられた土地。また、低位諸カーストの人びとのため、国家によつて行なわれる食糧支

給、(その意味は合成する術語の關係に従つて、偉大なまたは敬虔な人びとの保護、または偉大な人びとによる弱小者の保護、というように変化するであらう)」と解説されている。*mahatraya* は語源上はおそらく、サンスクリット語系の *mahatry* にベルシア語接尾語 *-anah* (*ana* はサンスクリット語の子音変化と、本稿の転写法とによる) がついたものであらう。ウィルソンの解説をスミスのそれで補うのがよいであらう。

(14) OBZA. の英訳部分では *Bairagavatraya* を *Bustomittur* と表記し、*Bairagi* (*Vairagi*) を *Bustom* と表記している。この転訛の由来は不明である。

(15) インドのフアキールについては、H. H. Wilson, *op cit.*, pp. 241-242. を参照せよ。

(16) OBZA., p. 5. (上掲個所の原名の英語綴字は、本文ではベンガル字母の転写に改めた。) ベンガルの稲作一般についてはさらに、M. S. Randhawa, A. Mitra & G. Mehta, *Farmers of India*, vol. 3, *Assam, Orissa, West Bengal, Andamans & Nicobars, Manipur, NEFA, Tripura*, New Delhi, 1964. pp. 208, 211-218. を参照。

(17) 冬作稲作地にも裏作があつたか否かは、収穫後のその地片の状態によつたであらう。裏作については現代農業に関するものではあるが、M. S. Randhawa, et al., *ibid.* や R. L. M. Ghosh, M. B. Ghatge & V. Subrahmanyam, *Rice in India*,

Rev. edn., New Delhi, 1960, pp. 51-52. が参考にならう。植民地時代以前のベンガルの農業が既に多様な作物を知つていたことは、T. C. Das Gupta, *Aspects of Bengali Society from old Bengali Literature*, Calcutta, 1935, pp. 241-246. に詳しい。また地域を異にするが、ビヘールの同時代の輪作の型については、F. Buchanan, *An Account of the District of Bihar and Patna in 1811-12*, ed. by J. F. W. James, 2 vols., Patna, n. d., pp. 739-748 (vol. 2); R. M. Martin, *The History, Antiquities, Topography and Statistics of Eastern India*, 3 vols., London, 1838, vol. 1, App., pp. 48-49, vol. 2, App., pp. 3-5, 13-14, vol. 3 pp. 699-701, 708-709. に詳しい表記がある。なお H. T. Colebrooke, *Remarks on the Husbandry and Internal Commerce of Bengal*, 2nd edn., Calcutta, 1804, pp. 41-43. には、インドの農民が輪作 (rotation of crops) を知らないという観察が記録されているが、これはヨーロッパの三圃農法的な土地利用を念頭においての所見であらう。

(18) この用語については上第三節註参照。

(19) OBZA., p. 5.

(20) 本稿Ⅰ第五節で述べるように、可耕荒蕪地は条件さえあれば耕地に転換されたものと思われる。

(21) 本稿Ⅱ第四節である推論を試みる。

(22) 思うにかれらは本稿Ⅱ第一節に説く共同体の成員ではなく

から、その住区も村落の土地とは觀念されなかつたのである。⁽²³⁾

⁽²³⁾ おそらく登載された道路は、村落の公道ともいふべきものと思われる。

二 基本土地台帳 (Citha) の性格

基本土地台帳の記載内容については、一七八八年のアミーニー委員会 (The Amiri Committee)⁽¹⁾ の報告があるが、⁽²⁾ それとゴパールブルの文書例とは、後述のように必ずしも一致しない。しかしここではまずゴパールブル文書群編訳者の解説をみる。⁽³⁾ 土地丈量の周期については、OBZA の解説では一〇ないし二〇年に一度となっているが、この点で一〇ないし一五年に一度というアミーニー報告との異同は特に実質的なことではない。いずれにしても丈量の行なわれたのは、マーング月 (Māgha) 、パールグン月 (Phalguna) 、チャイトラ月 (Caitra) 、バイシャーク月 (Baisāka) 、つまり一月から五月まで、アーマン作の收穫がすんでからアーウシュ作の作付が始まるまでの間であった。丈量員はアミーン Amin (検地員)、ラサンボルダール (Rasan-Burdār 鎖持者)、ムハッリル (Muharrir 記録員) の三役であった。この三役のすべてか、少くともアミーンは、もともとは国家つまり州財政総監府 (Diwān) 差遣の官吏であつたと思われるが、永代ザミーンダーリー定租制のもとでは植民地政府には土地丈量の必要がないから、この時点ではもっぱらザミーンダール差遣の吏員であつたと考えるべきであらう。かれらは村落の首長 (Māndal) 以下農民たちあいのもとに、おそらく慣例として定まっている丈量起点 (Ādi Arambha) からはじめ、これも慣例的に所在と番号の定まっている丈量区画 (Dāgha, Dāḡ: 「しるし」の意) ごとく、長さ (Dirgha) 、幅 (Prashta) 、面積 (Sāra: 「全体」の意) を丈量算出して記録する。それに地目の類別、保有者の名、その他の必要事項を記して、アミーンの丈量原簿ができたものであらう。原簿がどのようなものかは推測しかできないが、基本土地台帳はそれを

税制地目別に編集しなおしたものである。その再編集を担当した者の名と職も、OBZA. からは直接的には判明しない。この文書群の製作年代から推測するならば、譜代村方役人としてのパトワリー (Patwari) は既に消滅していたのであるから、ザミーンダール側の吏員がその業務に当たったものと、私は考えたい。

ゴーパールブル村の基本土地台帳は、二部分から成っている。第一部は稲作地と道路以外の不産出地を対象とし、第二部は稲作地以外の産出地と道路とを対象としている。二部ともに、税制地目ごとの面積のみを示した一覧表を先につけ、後に税制地目ごとに保有者名・地片の長さ (Dingha)・幅 (Prashta)・面積 (Sara)・農制地目 (Jinisa) を丈量区番号順に記載した地籍簿をおく、という体裁をとる。公租免除地と公彰者恩給地との受給者については、地籍簿の保有者名欄に居住 (Sakima) の地名を記入し、他処居住者についてはその保有地が誰の所持 (Jata) にかかるかを明記する。

実例を示す前に、基本土地台帳の登載事項をやや仔細に点検しておこう。

いまこの台帳の整序の基準が税制地目であることを述べたが、文書群全体を通していえるのは、上位の整序基準は常に税制地目と土地保有者つまり地代給付者とであって、農制地目は下位のそれではないことである。基本土地台帳すらが、丈量区図番号を最上位の整序基準とはしていない。このことは土地丈量の目的ないし関心が、もっぱら土地貢租 (Mal) の査定と徴収にあったことを示すものであって、勸農や地籍それ自体の確定が意図されたものでないことは、明らかであろう。

丈量区図については、つぎのような問題がある。まず丈量起点は第一部台帳では「シャーム・ナーピトの池」(Syama Nāpitera Puṣkarini) の東、第二部台帳では「パンチャーナン・トラ」(Pañcānana Talā) の南となつ

ているが、この池と祀堂とは丈量の対象となっていない。それらの長さ、幅、面積はまったく記載されない。

その点を描くとしても、理解しがたいのは、丈量区図相互の位置関係の記載方法が頗る杜撰なことである。丈量区画の位置は丈量起点から始めて丈量区画番号順に、後行番号の丈量区画が先行番号のその、東(Tapu)・西(Tapa)・南(Tada)・北(Tadu)・東の東(Demphu)・西の西(Dempha)・南の南(Denda)・北の北(Dendu)の遠近の四方位およびこれらを組合わせた東南(Tapu-tada)・南西(Tada-tapa)等々の遠近の四方位のいずれの方角にあるかで示されるが、個々の丈量区画別の四至の記載はない。遠隔を示す方位のばあいには、先行区画と後行区画との間に一定の地所が介在したはずであるが、それが何であつたかは登録されない。丈量区画はすべて方形として扱われているが、すべてが実際にそうだったのか、それとも丈量と登載の便宜からそのような形式をとるばあいもあつたのかは、明瞭ではない。丈量区画の長さは^{デールゴ}幅より常に大きい数値で示されているが、長さ^{デールゴ}と幅とがなんらかの方向性をもつものなのか、それともただ長方形の辺の長短を意味したのかは判断しがたい。さらに一丈量区画の面積は農制地目ごとに均等ではなく、通水溝、丈量区画間に介在する空地とか小道とかは記載がないから、基本土地台帳から村の地図を復元する試みは、いよいよ困難となる。しかも丈量区画番号の順序が、一定の方向性をもっているものか否かは不明確であり、地目ごとに一連番号でま^{デールゴ}とめられているわけでもないのである。

丈量区画についてさらに注意を要するのは、長さ^{デールゴ}と幅^{デールゴ}との積が面積^{サールゴ}であるべきだが、記載されている面積の値と計算による積の値とが、必ずしも常に厳密には一致しないことである。後述するように、面積の単位はビガー(Bigha)、カーター(Katha)、パン(Pana)の三種類を用いているが、パンの単位まで記載することは稀であるから、面積については概数がとられたと考えてよい。なお土地の条件にに応じて丈量尺度が伸縮されたかどうかは、判断

することができない。概数値の面積^{サーフェイス}が地代の積算基礎となることは、後にみるとおりである。

次に問題となるのは土地保有者名の記載である。基本土地台帳に登載されるのは、保有者各家系の現存する最年長の男子と思われる人名のみであって、その年齢や家族員の構成は記載されない。既にこのことからしても、基本土地台帳から村落の人口を算出することは不可能である。のみならず、既に言及したようにいわゆる「不可触民」などの存否は台帳の関心外にあるばかりか、後述するように公租免除地の所持人のなかには名のみ記載されて宅地を確認できない者もあるのである。村落の人口は、その概数を知ることさえも著しく困難というべきであろう。

以上の問題と関連することだが、公租免除地保有者であつてしかも本村居住者でない者については、先述のようにその居住地が基本土地台帳に記載されている。しかし、他村耕作農民については出身村の記述を欠いている。かれらの居住もまた、基本土地台帳の上からは知るてがかりを得ないのである。

上述の諸点を通観するならば、基本土地台帳の性格について、つぎのようなことがいいうるであらう。まず基本土地台帳は村勢を網羅するものではない。別言するならば、村勢のいわばかくれてみえない部分が少なからず残されている。丈量区画間の位置関係と人口とは、その部分の例証である。そしてそのかくれてみえない部分をふくむという意味では、基本土地台帳は客観性をもたない、ということができる。村民の知識、記憶、慣行などをもつて補うのなければ、特定の丈量区画の正確な位置も、人口も、台帳上に宅地をもたない者の居住も、知ることができないような性格の記録が、公租収納の基礎にあつたことに、われわれは注意しなければならない。

ところでベンガルの農村において、貢租徴収の基礎作業として土地丈量が行なわれるようになったのが、いつの時代からかは明確でないが、ムガル国家の支配が及んで以後、国庫直轄地と非ベンガル人のための官職知行地とされた部

分についてすら確実に実施されたとは思われない。⁽⁸⁾ 私は土地丈量を公租(国家貢租)収納のための作業として全州に実施したのは、ムルシッドプルキーリージャアファルハーン⁽⁹⁾の統治年代中のある段階以降と考えるが、その際に国家の土地丈量と貢租査定⁽¹⁰⁾の作業が、ザミンダール層と農民層との抵抗にあったであろうことは想像に難くない。かくれてみえない部分を台帳が残すのは、一面では国家の支配原則が土地支配にあつて人身支配を重視しなかったことを反映するが、他面ではそうした抵抗が国家支配の村落浸透を一定限度内に抑制した結果であつたかも知れない。

それとともに注意したいのは、ムガル国家の公租査定・徴収のための作業であつた土地丈量が、ムガル国家のベンガル支配が消滅して半世紀以上にもなる時代に、記載様式に多少の変化はあつたにしても、なおザミンダールによつて続行されていたことである。この事実は、既にムガル国家の時代においても、土地丈量が一面ではザミンダールの権益をも保障する役割を果たしていたことを、迂遠なかたちで示唆するもののように思われる。

註

(1) この委員会については、B. B. Misra, *The Central Administration of the East India Company 1773-1834*, Manchester, 1959, pp. 122-123. を参照せよ。

(2) 「第一」チター(*citha*: sic, Chitta)とは一村落の全地片(all the lands)の説明書である。それら(地片)は、それらが丈量された時の順序に従つて、ダーク(*dag*: sic, dags)つまり部分に分割されたものである。それ(チター)は、ひとつひとつのダークの土地の量(面積)・その境界の起述、それに栽培されるさまざまな作物(different articles)・それを占取する(occupy)する。

(3) ライヤットたちの名前、を内容とする。およそ十年あるいは十五年の間に(一回)ある丈量が行なわれる時にはいつても、このような説明書がグマシヤタ(*gunastah*: *gonastah*, sic, *gonastah*)によつて作成され署名されて、村のバトワリーのもとに保管されるのである。しかしひとつのライヤットが異なる諸ダークに土地を保有することがあるので、ひとつのライヤットの(占取する)諸地片は、この説明書では識別されていない。」(R. B. Ransbotham, *op. cit.*, pp. 111-112.) 拙稿一第七節所引の部分を改訳しておく。

(4) OBZA, pp. 1-3.

- (4) ゼミーンダリー永代定租制の実施に伴なうベトワリー関係の立法については、J. E. Colebrooke (ed.), *A Digest of the Regulations and Laws, enacted by the Governor General in Council for the Civil Government of the Territories under the Presidency of Bengal*, vol. 2, Calcutta, 1807, pp. 732-734. を参照せよ。
- (5) 本稿第三節註19参照。
- (6) 語義は、*śyama* が「緑色の」・「黒い」・「暗青色の」であり、*nāpita* は「理髪師」を意味する。この「シャーム・ナーピト」が何を意味するか、またそれが池の名として冠せられる根拠は何か、などの疑問には今は答えることができない。
- H. H. Risley, *Tribes and Castes of Bengal*, vol. 2, Calcutta, 1891, pp. 124-129. によると、ナーピト・カーストには一六のサブカーストが数えられるが、「シャーム」と称するものはない。なお同書によれば、ナーピトのひとつのサブカーストは理髪業には従事せず、交易・医療・事務労働 (trade, medicine and all kinds of clerical work) に従事し、なかには相当の蓄財をして土地の法定占有権を取得していた者もあった。これは一九世紀後半の状況であるから、ゴープールブル文書群の時代になまで溯らせて考えることはできないが、もしナーピト・カーストの一部の経済的地位の上昇が、文書群の時代以前に既に始まっていたのであれば、その名を冠する池があつたとしても不

思議ではない。経済的地位を上昇させたカーストが、祀堂の建立や池畔の開発によって社会的・儀礼的身分の上昇をもはかることは、一般的な現象といつてよいからである。なお「シャーム・ナーピトの池」が農業用水のためのものか、儀礼的意味のものか、後にみる「ゴーシ池 (*Ghoṣa Puṣkariṇi*)」のことも園池なのかは、明瞭でない。

- (7) *Pañcānana* は「五面シヴァ (Siva) 神」*tala* は「町または村の一区域」を意味する。*OBZA.*, p. 61. の訳註では、
'A temple in the village, so called after the name of the Idol worshipped-Punchanun Takoor' と解説されている。
- (8) アクバル帝期のラージャロートダルニールによる *Dabt* 制度にもとづく財政整備のベンガルへの適用は、モータラント以後疑問視されている。詳しくは W. H. Moreland, *The Agrarian System of Moslem India*, Cambridge, 1929, Repr., Allahabad, n. d., pp. 194-199, 263-264; T. Raychaudhuri, *Bengal under Akbar and Jahangir, An Introductory Study in Social History*, 2nd Imp., Delhi, 1969 pp. 69-78, 88-91; I. Habib, *op cit.*, pp. 175-179, 218, 228-230; A. Chatterjee, *Bengal in the Reign of Aurangzib 1658-1707*, Calcutta, 1967, pp. 68-71. 参照。
- (9) Abdul Karim, *Murshid Quli Khan and His Times*, Dacca, 1963, pp. 76-78, 82-83, 88-90.

三 基本土地台帳の例示と整理

前節で指摘した問題をふまえた上で、ゴーパールプルの土地台帳の採録に進みたい。

その前に述べておかねばならないのは、土地丈量の単位についてである。実はベンガリー文の本来の台帳には、単位を示す文字がなく、数字もまた特殊な符牒を併用しているので、英訳文を参照しなければ私には読むことができなかった。英訳文と第二版の序文から、面積を表示するには、ビガー(Bigha)・カーター(Katha)・パン(Pana)三級の単位を用いていたことがわかる。⁽¹⁾距離の単位にもまた、ビガーとカーターとが用いられた。ビガーもカーターも通常は面積の単位として理解されているのであるが、台帳を検討すると、面積ビガーは一距離ビガーの二乗であり、一面積カーターは一距離カーター二乗の二〇倍、一面積パンは一距離パン二乗の四倍であることが、理解できるであろう。⁽²⁾

次には、原文書の数字の記載法が特殊なものである。前に丈量単位そのものは表記しないと述べたが、数字の書式で単位を示すといってもよいであろう。

ビガーは通常のベンガリー数字をもって表記する。カーターの単位が○の時、ビガーを示す数字のあとに、左下から右上にはねたようにみえる短い斜線を書き、その斜線の右に○の数を書く。カーターの単位が一から四までの時にも、この斜線で単位変更を示してから、普通の数字でカーターを示す。ビガーの単位が○で、カーターの単位が一から四までの時は、○ビガーとは書かずに斜線から書きおこすのである。

カーターの単位が五以上となると、単位変更を示す斜線は用いられない。五カーターは四分の一ビガーであるから、「四分の一」を示す短い垂直の線(筆勢によって上端が右、下端が左にくくわずかに屈曲してみえる)を書いて、五を示す。そしてこの「四分の一」の符牒の右に○から四までを書くことで、五カーターから九カーターまでを表記

する。一〇カーターから一四カーターまでは、「四分の一」を二つ横に並べて書いた「二分の一」の右に〇から四までを併記して、表記される。一五カーターから一九カーターまでは、「四分の一」を三つロシア字母の卐字状に並べて書き、その右にやはり〇から四までを書き加えて表記する。⁽³⁾

カーターとパンとの間には単位変更の記号は入らない。後にみるように、パンの単位までとっているのは、丈量区画総数六七のうちの二にすぎないから、推測しかできないが、一パンは四分の一カーターであるところから、短い垂直の線一本で一パン、二本で二パン、三本を卐字状に並べて三パン、と表記したもののようである。〇字は並記されていない。

さて、以下に基本土地台帳を採録するが、全文の転写ではなく、(一) 稲作地と道路以外の不產出地とを対象とした、ゴーパールプル基本土地台帳第一部の、税制地目別面積一覧表の部分、(二) 右第一部の居村農民保有地籍簿、(三) 同じく他村農民保有地籍簿、(四) 稲作地以外を対象とする第二部のうちの神事用地地籍簿を、まず例示として掲げる。例示の中では、原文転写の際に、ベンガル字母で書かれたアラビア語・ペルシア語起源の術語を括弧して斜字体で示す。また前述の数字の特殊な用い方も、分数で示しておく、角括弧に第何葉と記したのは、原文書の配列の順位を表わす。制度用語はすべて斜字体とする。

(一) 第一部税制地目別面積一覧表

原文転写

【第二葉】 Śrīśrī Durgā

Sahāya

1 pailā *Ciṭhā*

Śrīroja nāmā Jadba Jamī (Rūz-nāmah Dabṭ Zamin) Mauje (Mauḍa') Gopālapura Paragaṇe (Pargānah).
Jāhānābāda Sarakāra (Sarkar) Saptagrāma Tāluka (Ta'alluq) Śrīyukta Gauramohana Caudhuri Mahāśaya
Sana (San) 1223 Sana Bāra-śata-teīśa Sāla (Sāl)

bitārikha (*bih Ta'riḥ*)

1 *Phālguna*

lāgāet (*li Ġāyat*)

2 Roja (*Rūz*)

Dināya *Jadba Jamī*

<i>Āsāmī</i> (<i>Asāmī</i>)	<i>Jamī Jumulā</i> (<i>Zamin-Jumlat</i>)	<i>Mināha</i> (<i>min hā</i>) <i>Patita</i> bitaḥ	<i>Lāeka</i> (<i>Lā'iq</i>) <i>Patita</i>	<i>Nālāeka</i> (<i>Nā-</i> <i>lā'iq</i>) <i>Patita</i>	<i>Gocāraṇā</i> <i>Patita</i>
<i>Khālīsā</i> (<i>Hālīṣah</i>)	113 $\frac{3}{4}$ 2	25 $\frac{1}{2}$ 0	3 $\frac{1}{4}$ 3	13 $\frac{1}{2}$ 0	8 $\frac{1}{2}$ 2
<i>Majurāñi</i> (<i>Mujarā'i</i>)	27 $\frac{1}{4}$ 3	0	0	0	0
	141 $\frac{1}{4}$ 0	25 $\frac{1}{2}$ 0	3 $\frac{1}{4}$ 3	13 $\frac{1}{2}$ 0	8 $\frac{1}{2}$ 2

<i>Āsāmī</i> (<i>Asāmī</i>)	<i>Bākihāsila</i> (<i>Bā-</i> <i>qī Hāṣil</i>) bitaḥ	<i>Śāli</i> <i>Hāsila</i>	<i>Śunā</i> <i>Hāsila</i>
<i>Khālīsā</i> (<i>Hālīṣah</i>)	88 $\frac{1}{4}$ 2	65 $\frac{3}{4}$ 3 $\frac{1}{2}$	22 $\frac{1}{4}$ 3 $\frac{1}{2}$
<i>Majurāñi</i> (<i>Mujarā'i</i>)	27 $\frac{1}{4}$ 3	23 $\frac{3}{4}$ 3	3 $\frac{1}{2}$ 0
	115 $\frac{3}{4}$ 0	89 $\frac{3}{4}$ 1 $\frac{1}{2}$	25 $\frac{3}{4}$ 3 $\frac{1}{2}$

[第三葉] Śrīśrī Durgā

Sana 1223 Sāla

Mau. Gopālapura

Jadbajamī (Ḍabṭ Zamīn)

Khālisā

Āsāmī	Jamī Jumulā	MināhaPatita bitaḥ	Lāeka Patita	Nālāeka Patita	Gocārāṇa Patita	Bākihāsila bitaḥ	Śālī Hāsila	Śunā Hāsila	
Rāiyati	77 ³ / ₄ 4	0	0	0	0	77 ³ / ₄ 4	62 ¹ / ₂ 3 ¹ / ₂	15 ¹ / ₄ 0 ¹ / ₂	
Khāmāra	25 ¹ / ₂ 0	25 ¹ / ₂ 0	3 ¹ / ₄ 3	13 ¹ / ₂ 0	8 ¹ / ₂ 2	0	0	0	
Āyamā	3 / 3	0	0	0	0	3 / 3	2 ¹ / ₂ 1	¹ / ₂ 2	1
Cākarāṇa	7 ¹ / ₄ 0	0	0	0	0	7 ¹ / ₄ 0	¹ / ₂ 4	6 ¹ / ₂ 1	26
	113 ³ / ₄ 2	25 ¹ / ₂ 0	3 ¹ / ₄ 3	13 ¹ / ₂ 0	8 ¹ / ₂ 2	88 ¹ / ₄ 2	65 ³ / ₄ 3 ¹ / ₂	22 ¹ / ₄ 3 ¹ / ₂	1

[第四葉] Śrīśrī Durgā

Sana 1223 Sāla

Mau. Gopālapura

Jadbajamī

Rāiyati

Āsāmī	Jamī Jumulā	Śālī	Śunā
Khodakastā	57 ³ / ₄ 0	45 ¹ / ₄ 1 ¹ / ₂	12 ¹ / ₄ 3 ¹ / ₂
Pāikastā	15 ¹ / ₂ 3	13 ¹ / ₂ 2	2 / 1

Thikā

$4\frac{1}{2}1$

$3\frac{3}{4}0$

$\frac{3}{4}1$

$77\frac{3}{4}4$

$62\frac{1}{2}3\frac{1}{2}$

$15\frac{1}{4}0\frac{1}{2}$

[第11葉] Śrīśrī Durgā

Sana 1223 Sāla

Mau. Gopalapura

Jabdajamī

Majurāñi

Āsāmī

Jamī Jumulā

Śālī

Sunā

Debatra

$12\frac{1}{4}2$

$12\frac{1}{4}2$

0

Brahmatra

$10\frac{3}{4}3$

$9\frac{1}{2}1$

$1\frac{1}{4}2$

Mahatrāṇa

$4/3$

$2/0$

$2/3$

$27\frac{1}{4}3$

$23\frac{3}{4}3$

$3\frac{1}{2}0$

試訳 [第二葉]

守護者なるドゥルガー女神⁽⁴⁾に幸あれ

第一の基^チ本^ダ土地台帳^イ

一⁽⁵⁾二⁽⁵⁾三⁽⁵⁾年ガウルモーハン⁽⁵⁾ライ⁽⁵⁾ニ⁽⁵⁾チャウド⁽⁵⁾クリ⁽⁵⁾殿⁽⁵⁾の領⁽⁵⁾地⁽⁵⁾サブタグラーム⁽⁵⁾郷⁽⁵⁾ジャ⁽⁵⁾ー⁽⁵⁾ハー⁽⁵⁾ナー⁽⁵⁾ベ⁽⁵⁾ート⁽⁵⁾郡⁽⁵⁾ゴ⁽⁵⁾ー⁽⁵⁾ペ⁽⁵⁾ール

ブル⁽⁵⁾村⁽⁵⁾の収⁽⁵⁾公⁽⁵⁾地⁽⁵⁾の御⁽⁵⁾日⁽⁵⁾誌

ペールグン月一日

の⁽⁸⁾日⁽⁸⁾
ま⁽⁸⁾で⁽⁸⁾

二日

北大文学部紀要

当日分の収公地⁽⁹⁾

項 目	公租給付地	公租免除地	通 計
土地總量	一二三ビガ 一七タカ	二七ビガ 八タカ	一四一ビガ 五タカ
うち不産出地 下記のとおり	二五ビガ 一〇タカ	〇	二五ビガ 一〇タカ
可耕荒蕪地	三ビガ 八タカ	〇	三ビガ 八タカ
完全荒蕪地	一三ビガ 一〇タカ	〇	一三ビガ 一〇タカ
放牧地	八ビガ 一二タカ	〇	八ビガ 一二タカ
のこり産出地 下記のとおり	八八ビガ 七タカ	二七ビガ 八タカ	一一五ビガ 一五タカ
冬作稲作地	六五ビガ 一八タカ 一六	一三ビガ 一八タカ	八九ビガ 一六タカ 一六
秋作稲作地	一二ビガ 八タカ 一六	三ビガ 一〇タカ	二五ビガ 一八タカ 一六

【第三葉】

ドゥルガー女神に幸あれ／一二三三年／ゴーパール村

収公地

公給付租地

項 目	農民保有地	入 会 地	公彰者恩給地	従士給与地	通 計
土地總量	七七ビガ 一九タカ	二五ビガ 一〇タカ	三ビガ 三タカ	七ビガ 五タカ	一二三ビガ 一七タカ
うち不産出地 下記のとおり	〇	二五ビガ 一〇タカ	〇	〇	二五ビガ 一〇タカ

可耕荒地	完全荒蕪地	放牧地	のこり産出地 下記のとおりの 細目は	冬作稲作地	秋作稲作地
〇	〇	〇	七七ビガ一九タガ	六二ビガ一三タガ 一五ビガ五タガ	一五ビガ五タガ
三三ビガ 八タガ	一三ビガ一〇タガ	八ビガ二タガ	〇	〇	〇
〇	〇	〇	三三ビガ 三タガ	二ビガ一タガ	一三タガ
〇	〇	〇	七ビガ 五タガ	一四タガ	六六ビガ一タガ
三三ビガ 八タガ	一三ビガ一〇タガ	八ビガ二タガ	八八ビガ 七タガ	六五ビガ一八タガ	二二ビガ 八タガ

【第四葉】

ドウルガー女神に幸あれ／一二二三年／ゴーパープル村

収公地

農民保有地

項目	居村農民保有地	他村農民保有地	特契小作地	通計
土地總量	五七ビガ一五タガ	一五ビガ一三タガ	四一ビガ一タガ	七七ビガ一九タガ
冬作稲作地	四五ビガ 六タガ	一三ビガ二タガ	三三ビガ一五タガ	六二ビガ一三タガ
秋作稲作地	一二ビガ 八タガ	二ビガ一タガ	一六タガ	一五ビガ 五タガ

【第一二葉】

ドウルガー女神に幸あれ／一二二三年／ゴーパープル村

収公地

公租免除地

北大文学部紀要

一九世紀初期西ベンガル農村の社会経済関係——ゴーパールプル土地文書の研究

項 目	神 事 用 地	バラモン用地	善 功 者 用 地	通 計
土 地 總 量	一二ビガ 七ツカ	一〇ビガ 一八ツカ	四ビガ 三ツカ	二七ビガ 八ツカ
冬 作 稲 作 地	一二ビガ 七ツカ	九ビガ 一ツカ	二ビガ 二ツカ	一三ビガ 一八ツカ
秋 作 稲 作 地	〇	一ビガ 七ツカ	二ビガ 三ツカ	三ビガ 一〇ツカ

第一部税制地目別面積一覽表は、上掲の四葉からなる。第二部の一覽表は採録しないが、形式は第一部と変わらず、丈量の日付がパールグン月の三日から五日までであること、土地総量の欄に続く農制地目が第一部には登記されていないものであること、の二点のみが異なっている。

(二) 第一部居村農民保有地籍簿

原文転写

【第五葉第一枚】

Śrīśrī Durgā

Sana 1223 Sālā

Mau. Gopālapura

Jabājāmi

Khodakastā

Āmī

Dāga

Dirgha

Prastha

Sārā

Jimisa

Ādi Ārambha Śyāma Napitera

Puṣkarinīra Tapā Ramadulāla Pālā

Tada tasya

Tada tapa Kōṇā Ramasundara Ghoṣa

1

1 1/2

1 1/4

2 / 2

Śunā

0

Sālī

2

1 1/4

3/4

1 1/4

0

0

0

8

7 1/4

5 / 2

37 1/4

0

0

0

Ihāra tada Śrīkr̥ṣṇapura

Deṃpū dūra Ghoṣa Puṣkarīṇira

tapū Rāmajaya Dāsa

	9	$1\frac{1}{4}1$	$1\frac{1}{4}0$	$1\frac{1}{2}2\frac{1}{2}$	0
<i>Kai.</i>				$42\frac{1}{4}0\frac{1}{2}$	
<i>Śāli</i>	38	$\frac{3}{4}2\frac{1}{2}$			
<i>Śunā</i>	3	$\frac{1}{4}3$			

[第五葉第一枚]

Tadu Ramadulāla Pāla

25	$3\frac{1}{4}1$	$1\frac{1}{2}0$	$4\frac{3}{4}4$	<i>Śāli</i>
----	-----------------	-----------------	-----------------	-------------

Tapū Rāmajaya Dāsa

26	$2\frac{1}{4}1$	2 /	$4\frac{1}{2}2$	<i>Śunā</i>
----	-----------------	-----	-----------------	-------------

Tada Rāmadulāla Pāla

27	$1\frac{1}{4}1$	$\frac{1}{2}0$	$\frac{1}{2}3$	0
----	-----------------	----------------	----------------	---

Tada Rāmasundara Ghoṣa

28	$1\frac{1}{2}0$	1 /	$1\frac{1}{2}0$	<i>Śāli</i>
----	-----------------	-----	-----------------	-------------

Tadu Rāmalocana Ghoṣa

30	$2\frac{1}{2}2$	$1\frac{1}{4}1$	$3\frac{1}{4}3$	<i>Śunā</i>
----	-----------------	-----------------	-----------------	-------------

Tapā Rāmajaya Dāsa

33	$\frac{3}{4}0$	$\frac{1}{2}0$	$\frac{1}{4}2\frac{1}{2}$	0
----	----------------	----------------	---------------------------	---

Ei Dāge Cīṭhā tāmāma

$15\frac{1}{4}4\frac{1}{2}$

Kai. $6\frac{1}{4}4$

Śāli

Śunā 9 / $\frac{1}{2}$

[第六葉] Śrīśrī Durgā

Sana 1223 Sāla

Mau. Gopalapura

一九世紀初期西ベンガル農村の社会経済関係——ゴーパールブル土地文書の研究

Jabbarjami

Khodakastā

Saphā (Safhak)

Āsāmi	Jami Jumla	Sati	Sumā
1 Saphā	42 ¹ / ₄ 0 ¹ / ₂	38 ³ / ₄ 2 ¹ / ₂	3 ¹ / ₄ 3
2 Saphā	15 ¹ / ₄ 4 ¹ / ₂	6 ¹ / ₄ 4	9 ¹ / ₂
	57 ³ / ₄	45 ¹ / ₄ 1 ¹ / ₂	12 ¹ / ₄ 3 ¹ / ₂

試 訳 【第五葉第一枚】

ドウルガー女神に幸あれ／一二三三年／ゴーパールブル村

収公地 居村農民保有地

項	目	丈量 区画	長	さ	幅	面	積	農制 地目
丈量起点	シャーム＝ナーピトの池の							
東	ラームドゥラール＝パール	一	一ビガ	二タカ	一ビガ	二タカ	二タカ	秋作稲作地
南 ⁽¹⁰⁾	南 ⁽¹¹⁾ 同入	二	一ビガ	七タカ	一九タカ	一ビガ	六タカ	同
南西隅	ラームスンダル＝ゴーシユ	八	七ビガ	六タカ	五ビガ	二タカ	三三タカ	冬作稲作地
このところの南はシュリークリシユナブル ⁽¹²⁾								
東の東にはなれて、	ゴーシユ池の東	九	一ビガ	六タカ	一ビガ	五タカ	一ビガ	二タカ
ラームジャイ＝ダース								同

(小 計)
内 訳⁽¹³⁾

冬 作 稲 作 地 一 四二ビガ 五タカ¹¹二ツバ
秋 作 稲 作 地 三八ビガ 一七タカ¹¹二ツバ
三ビガ 八タカ¹¹

【第二葉第二枚】

項 目	丈量 区画	長 さ	幅	面 積	農 制 地 目
北 ラームドゥラール ¹¹ パール	二五	三 ^{ビガ} 六 ^{タカ} ¹¹	一 ^{ビガ} 一〇 ^{タカ} ¹¹	四 ^{ビガ} 一 ^九 ^{タカ} ¹¹	冬作稲作地
東 ラームジャイ ¹¹ ダース	二六	二 ^{ビガ} 六 ^{タカ} ¹¹	二 ^{ビガ}	四 ^{ビガ} 一 ^二 ^{タカ} ¹¹	秋作稲作地
南 ラームドゥラール ¹¹ パール	二七	一 ^{ビガ} 六 ^{タカ} ¹¹	一〇 ^{タカ} ¹¹	一 ^三 ^{タカ} ¹¹	同
南 ラームスندگان ¹¹ ゴーシユ	二八	一 ^{ビガ} 一〇 ^{タカ} ¹¹	一 ^{ビガ}	一 ^{ビガ} 一〇 ^{タカ} ¹¹	冬作稲作地
北 ラームローチャン ¹¹ ゴーシユ	三〇	二 ^{ビガ} 一 ^二 ^{タカ} ¹¹	一 ^{ビガ} 六 ^{タカ} ¹¹	三 ^{ビガ} 八 ^{タカ} ¹¹	秋作稲作地
西 ラームジャイ ¹¹ ダース	三三	一 ^五 ^{タカ} ¹¹	一〇 ^{タカ} ¹¹	七 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	同
この丈量区画で基本土地台帳はおわる					
(小 計)				一 ^五 ^{ビガ} 九 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
内 訳				六 ^{ビガ} 九 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{ビガ} 一 ^{ツバ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				一〇 ^{タカ} ¹¹	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				三 ^{ビガ}	
				八 ^{タカ} ¹¹	
				七 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				一 ^五 ^{ビガ}	
				九 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				六 ^{ビガ}	
				九 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{ビガ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				一〇 ^{タカ} ¹¹	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				三 ^{ビガ}	
				八 ^{タカ} ¹¹	
				七 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{ビガ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				一〇 ^{タカ} ¹¹	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				三 ^{ビガ}	
				八 ^{タカ} ¹¹	
				七 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{ビガ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				一〇 ^{タカ} ¹¹	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				三 ^{ビガ}	
				八 ^{タカ} ¹¹	
				七 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{ビガ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				一〇 ^{タカ} ¹¹	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				三 ^{ビガ}	
				八 ^{タカ} ¹¹	
				七 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{ビガ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				一〇 ^{タカ} ¹¹	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				三 ^{ビガ}	
				八 ^{タカ} ¹¹	
				七 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{ビガ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				一〇 ^{タカ} ¹¹	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				三 ^{ビガ}	
				八 ^{タカ} ¹¹	
				七 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{ビガ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				一〇 ^{タカ} ¹¹	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				三 ^{ビガ}	
				八 ^{タカ} ¹¹	
				七 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{ビガ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				一〇 ^{タカ} ¹¹	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				三 ^{ビガ}	
				八 ^{タカ} ¹¹	
				七 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{ビガ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				一〇 ^{タカ} ¹¹	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				三 ^{ビガ}	
				八 ^{タカ} ¹¹	
				七 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{ビガ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				一〇 ^{タカ} ¹¹	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				三 ^{ビガ}	
				八 ^{タカ} ¹¹	
				七 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{ビガ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				一〇 ^{タカ} ¹¹	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				三 ^{ビガ}	
				八 ^{タカ} ¹¹	
				七 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{ビガ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				一〇 ^{タカ} ¹¹	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				三 ^{ビガ}	
				八 ^{タカ} ¹¹	
				七 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{ビガ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				一〇 ^{タカ} ¹¹	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				三 ^{ビガ}	
				八 ^{タカ} ¹¹	
				七 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{ビガ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				一〇 ^{タカ} ¹¹	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				三 ^{ビガ}	
				八 ^{タカ} ¹¹	
				七 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{ビガ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				一〇 ^{タカ} ¹¹	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				三 ^{ビガ}	
				八 ^{タカ} ¹¹	
				七 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{ビガ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				一〇 ^{タカ} ¹¹	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				三 ^{ビガ}	
				八 ^{タカ} ¹¹	
				七 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{ビガ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				一〇 ^{タカ} ¹¹	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				三 ^{ビガ}	
				八 ^{タカ} ¹¹	
				七 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{ビガ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				一〇 ^{タカ} ¹¹	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				三 ^{ビガ}	
				八 ^{タカ} ¹¹	
				七 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{ビガ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				一〇 ^{タカ} ¹¹	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				三 ^{ビガ}	
				八 ^{タカ} ¹¹	
				七 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{ビガ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				一〇 ^{タカ} ¹¹	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				三 ^{ビガ}	
				八 ^{タカ} ¹¹	
				七 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{ビガ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				一〇 ^{タカ} ¹¹	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				三 ^{ビガ}	
				八 ^{タカ} ¹¹	
				七 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{ビガ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				一〇 ^{タカ} ¹¹	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				三 ^{ビガ}	
				八 ^{タカ} ¹¹	
				七 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{タカ} ¹¹ 二 ^{ツバ}	
				六 ^{タカ} ¹¹	
				九 ^{ビガ}	
				一 ^五 ^{タカ} ¹¹	
				一	

一九世紀初期西ベンガル農村の社会経済関係——ゴーパールプル土地文書の研究

ドゥルガー女神に幸あれ／一二二三年／ゴーパールプル村

収公地 居村農民保有地 枚⁽¹⁴⁾

項 目	土地 総 量	冬 作 稲 作 地	秋 作 稲 作 地
第 一 枚	四二ビガ 五カ ¹¹ 二 ² 六	三八ビガ 一七カ ¹¹ 二 ² 六	三ビガ 八カ ¹¹
第 二 枚	一五ビガ 九カ ¹¹ 二 ² 六	六ビガ 九カ ¹¹	九ビガ 二 ² 六
通 計	五七ビガ 一五カ ¹¹	四五ビガ 六カ ¹¹ 二 ² 六	一二ビガ 八カ ¹¹ 二 ² 六

第一部居村農民保有地地籍簿は、右にみたように、稲作地に関するものである。第六葉は、第五葉が二枚にわかれていたために必要となったものであろう。各葉または枚の末尾にその葉または枚に記載された全地片の面積の小計を出し、その農制地目別の内訳を付記するという体裁は、基本土地台帳の地籍簿部分全体にわたつてみられる。隣村との接壤地域で隣村名を記載するのは、第五葉の第八丈量区画の南方シュリークリシュナブルのほか、後掲のごとく、第二十一丈量区画の東方ラーメーシュワルプルがある。北方と西方とは地籍簿のどこにも記載がないが、その理由は不明である。河川・運河・沼沢あるいは非丈量地・荒蕪地であったのかも知れないが、明証を得ない。

第一丈量区画を「丈量起点 (Ādi Ārambha)」として特記し、各部の最終丈量区画のあとに、「この丈量区画で基本土地台帳はおわる」と明記するのは、第一部・第二部に共通している。後掲のごとく、第二部第三十四丈量区画のあとでは、「*Ei Dāge Cithā tānāma iī*」と *iī* の一語が添加されているが、これはゴーパールプル村の基本土地台帳が二部で完結することを意味するのではないかと、私は考える。

(三) 第一部他村農民保有地地籍簿

[第七葉] Śrīśrī Durgā
Sana 1223 Sāla
Mauja Gopālapura

Jabdajamī

Pāikastā

<i>Āsāmī</i>	<i>Dāga</i>	<i>Dirgha</i>	<i>Prastha</i>	<i>Sārā</i>	<i>Jinisa</i>
<i>Tapa</i> Rāmahari Ghoṣa					
<i>Ma.</i> Rāmanātha Dāsa	3	2 ¹ / ₄ 4	2 / 0	4 ³ / ₄ 3	<i>Śālī</i>
<i>Tapū</i> Rādhākṛṣṇa Dāsa	4	2 / 1	1 ¹ / ₂ 0	3 / 2	0
<i>Tadu</i> tasya	5	1 ¹ / ₂ 0	1 ¹ / ₄ 2	2 / 1	<i>Śunā</i>
<i>Tapū</i> Jaganmohana Basu					
<i>Ma.</i> Rāmamohana Dāsa	21	3 ¹ / ₄ 1	1 ¹ / ₂ 0	4 ³ / ₄ 4	<i>Śālī</i>
<i>Ihāra tapū</i> Rāmeśbarpura					
<i>Tada</i> tasya					
<i>Ma.</i> tasya	22	1 ¹ / ₄ 0	¹ / ₂ 0	¹ / ₂ 3	0

15 ¹/₂ 3

Kai.
Śālī 13 ¹/₂ 2
Śunā 2 / 1

ドウルガー女神に幸あれ／一二三三年／ゴールプル村

收公地

他村農民保有地

[illegible]

他村農民保有地のばあいには、上例にみるように、退転者つまり前所有者の名を付記する例と、それを欠く例とが

がある。この体裁は後掲の表でも示すように、特契小作地籍簿と共通する。退転の年月日とか退転の事由などは、右にみたように記載されていない。退転についての考察は後節に譲りたい。

(四) 第二部神事用地籍簿

原文転写

[第二四葉] Śrīśrī Durgā
Sana 1223 Sāla
Mau. Gopālapura

Jabdajami

Debatra

Āsāmi

Dāga Dirgha Prastha Sārā Jinisa

Ādi Ārambha Pañcānana Talāra tada
Śrīśrī Gopīnātha Tṛākura Sā. Agradbīpa
Sebāita Bhubanamohana Adhikārī Jota
Rādhākṛṣṇa Ghoṣa

1 1 $\frac{1}{4}$ 1 1 $\frac{1}{4}$ 0 1 $\frac{1}{2}$ 3 Bāgāta

Jāya
Bṛkṣa
Āmra 25
Kāmṭhāla 10
Nārikela 25
Supāri 50

Taba Śrīśrī Siddheśbarī Thakurāṇī
Sa. Nīṭa Grāma Sevāitā Rāmamohana
Cakrabartī

21

$\frac{3}{4}3$

$\frac{1}{2}0$

$\frac{1}{4}4$

Bāstu Bāgata
 $\frac{1}{2}$
 $\frac{1}{4}2$

Jaya

Bīkṣa

Amra

Narikela 10

$\frac{2}{2}$

Kai.

$\frac{2}{2}$

Bāstu

$\frac{2}{2}$

試訳 〔第二四葉〕

ドウルガー女神に幸あれ／一二二三年／ゴーパールプル村

収公地 神事用地

項	目	丈量 区画	長	さ	幅	面積	農制地目
丈量起点	パンチャーナン 祠堂の南						
ゴーパーナートリタークル師	居住 ⁽¹⁸⁾						
アグラドウィープ	受託人 ⁽¹⁹⁾ ブヴァン						
モーハンリアディカーリー	所持 ⁽²⁰⁾ ラ						
一	一		一 ビガ	六 タカ	一 ビガ	五 タカ	一 ビガ一二 タカ
							果樹園

上掲の第二一丈量区画は、一区画内に二つの農制地目をふくむ例である。果樹園については樹木の種類と本数とも記載しているが、これは税制地目の如何にかかわりなく行われている。

以上やや煩雑になったが基本土地台帳の記載の実例をみた。そこで以下に、既出部分をもふくめて、基本土地台帳の全体を整理して二つの表にまとめておく。第一表は二部からなる台帳を、それぞれ丈量区画の番号順に編成しなおしたもので、アミーンの原簿の記載形式はおそらくこのようなものだったであろう。第二表は全体の税制地目・保有者・農制地目による交叉分類表である。二つの表を通じて、丈量単位はビガーに統一し、カーター以下はビガーの小数で表示した。両表とも訳文は付けないで原語のまま表記したが、既に説明を施してあるから、理解を妨げることはならないであろう。その他の要領は各表の凡例として示しておく。

第一表 凡例

(一) 税制地目は下記の略号で表記する。

Ā. = *Āyama*; *B.* = *Brahmatra*; *C.* = *Cakaraṇa*; *D.* = *Debatra*; *F.* = *Phakirāṇa*; *Kh.* = *Khodakastā*; *Khṃ.* = *Khāmāra*; *M.* = *Mahatrāṇa*; *P.* = *Pākastā*; *Pr.* = *Piratra*; *Th.* = *Thukā*; *V.* = *Bairāgi*.

(二) 原文に *tasya* とあるものは、本表ではその指す人名その他におきかえた。

(三) 原文中の略号はもとの単語におきかえた。*Ma.* は *Matruk* と考えておく。

(四) 固有名詞と数字および樹木の名を除き、すべてを斜体字で示す。

<i>Dāga.</i>	<i>Āsāmī.</i>		<i>Dirgha.</i>	<i>Prastha.</i>	<i>Sārā.</i>	<i>Jinisa.</i>
1.	<i>Ādi Ārambha Śyāma Nāpitera</i> <i>Puṣkariṇīra</i> <i>Tapū.</i> Rāmadulāla Pāla.	<i>Kh.</i>	1.6	1.3	2.1	<i>Śunā.</i>
2.	<i>Tada.</i> Rāmadulāla Pāla.	<i>Kh.</i>	1.35	0.95	1.3	<i>Śunā.</i>
3.	<i>Tapa.</i> Rāmahari Ghoṣa, <i>Matrūk</i> Rāmanātha Dāsa.	<i>P.</i>	2.45	2.0	4.9	<i>Śāli.</i>
4.	<i>Tapū.</i> Rādhakṛṣṇa Dāsa.	<i>P.</i>	2.05	1.5	3.1	<i>Śāli.</i>
5.	<i>Tadu.</i> Rādhakṛṣṇa Dāsa.	<i>P.</i>	1.5	1.35	2.05	<i>Śunā.</i>
6.	<i>Tapa.</i> <i>Śrīśrī</i> Kālī Tḥakurāṇī, <i>Sākima</i> Kālighāṭa, <i>Sebāit</i> HaracandraHāladāra, <i>Jota</i> Rāmasundara Ghoṣa.	<i>D.</i>	2.05	1.6	3.3	<i>Śāli.</i>
7.	<i>Tada.</i> Jagannātha Tarkkālaṅkāra, <i>Sākima</i> Tribepī, <i>Jota</i> Rāmalocana Ghoṣa.	<i>B.</i>	1.35	1.0	1.35	<i>Śunā.</i>
8.	<i>Tada-tapa</i> Koṇā. Rāmasundara Ghoṣa.	<i>Kh.</i>	7.3	5.1	37.25	<i>Śāli.</i>
	<i>Ihāra Tada</i> Śrīkṛṣṇapura.					
9.	<i>Ḍempū-dūra</i> Ghoṣa Puṣkariṇīra <i>Tapū.</i>					

一 九世紀初期西ベンガル農村の社会経済係図——コーベールプラン土地文書の研究

<i>Dāga.</i>	<i>Āsāmī.</i>		<i>Dirgha.</i>	<i>Prastha.</i>	<i>Sārā.</i>	<i>Jinisa.</i>
	Rāmajaya Dāsa.	<i>Kh.</i>	1.3	1.25	1.625	<i>Śāli.</i>
10.	<i>Tadu-tapū Koṇā.</i>					
	Harekr̥ṣṇa Ghoṣa.	<i>M.</i>	1.6	1.35	2.15	<i>Sunā.</i>
	<i>Sākima Nija Grāma,</i>					
	<i>Jota Nija.</i>					
11.	<i>Tapū.</i> Harekr̥ṣṇa Ghoṣa,	<i>M.</i>	2.0	1.0	2.0	<i>Śāli.</i>
	<i>Jota Nija.</i>					
12.	<i>Tada.</i> Baidyanātha Pāika,	<i>C.</i>	1.85	1.1	2.05	<i>Sunā.</i>
	<i>Matrūk Rāmanidhi Pāika,</i>					
	<i>Jota Rāmalocana Ghoṣa.</i>					
13.	<i>Tapā.</i> Baidyanātha Pāika,	<i>C.</i>	1.35	0.5	0.7	<i>Śāli.</i>
	<i>Jota Rāmalocana Ghoṣa.</i>					
14.	<i>Deṁda-deṁpa Koṇā.</i>					
	Bājiollā Milakī,	<i>Ā.</i>	2.3	1.1	2.55	<i>Śāli.</i>
	<i>Sākima Gajaghaṇṭā,</i>					
	<i>Jota Rāmasundara Ghoṣa.</i>					
15.	<i>Tapā.</i> Rādhāmohana Mitra,	<i>Ā.</i>	1.05	0.55	0.6	<i>Sunā.</i>
	<i>Sākima Koṇanagara,</i>					
	<i>Jota Nidhirāma Basu.</i>					

16.	<i>Tada. Bañjara Patita.</i>	<i>Kh.</i>	4.35	3.1	13.5	<i>Nālāeka Patita.</i>
17.	<i>Tapā. Bañjara Patita.</i>	<i>Kh.</i>	2.6	1.3	3.4	<i>Lāeka Patita.</i>
18.	<i>Tadu. Rāmadulāla Pāla,</i> <i>Matrūk Rāmaprasāda Ghoṣa.</i>	<i>Th.</i>	1.3	0.6	0.8	<i>Ṣunā.</i>
19.	<i>Tapū. Rāmadulāla Pāla,</i> <i>Matrūk Rāmaprasāda Ghoṣa.</i>	<i>Th.</i>	2.1	1.35	2.85	<i>Ṣāli.</i>
20.	<i>Tada-tapū Koṇā.</i> <i>Rāmahari Ghoṣa.</i>	<i>Th.</i>	1.35	0.65	0.9	<i>Ṣāli.</i>
21.	<i>Tapū. Jaganmohana Basu,</i> <i>Matrūk Rāmamohana Dāsa.</i> <i>Ihāra Tapū Rāmeśbarapura.</i>	<i>P.</i>	3.3	1.5	4.95	<i>Ṣāli.</i>
22.	<i>Tada. Jaganmohana Basu,</i> <i>Matrūk Rāmamohana Dāsa.</i>	<i>P.</i>	1.25	0.5	0.65	<i>Ṣāli.</i>
23.	<i>Tapū. Baidyanātha Pāika,</i> <i>Jota Sobhārāma Dāsa.</i>	<i>C.</i>	2.3	1.95	4.5	<i>Ṣunā.</i>
24.	<i>Tadu. Śrīśrī Sarbba Maṅgalā Thākuraṇi,</i> <i>Sākima Barddhamāna</i> <i>Jota Rāmadhana De.</i>	<i>D.</i>	3.35	2.7	9.05	<i>Ṣāli.</i>
25.	<i>Tadu. Rāmadulāla Pāla.</i>	<i>Kh.</i>	3.3	1.5	4.95	<i>Ṣāli.</i>
26.	<i>Tapū. Rāmajaya Dāsa.</i>	<i>Kh.</i>	2.3	2.0	4.6	<i>Ṣunā.</i>
27.	<i>Tada. Rāmadulāla Pāla.</i>	<i>Kh.</i>	1.3	0.5	0.65	<i>Ṣunā.</i>

<i>Dāga.</i>	<i>Āsāmī.</i>		<i>Ādirgha.</i>	<i>Prastha.</i>	<i>Sārā.</i>	<i>Jinisa.</i>
28.	<i>Tada.</i> Rāmasundara Ghoṣa.	<i>Kh.</i>	1.5	1.0	1.5	<i>Śāli.</i>
29.	<i>Tapū.</i> Gocāraṇa. <i>Patita.</i>	<i>Kh.</i>	3.3	2.6	8.6	<i>Gocāraṇa Ptita</i>
30.	<i>Tadu.</i> Rāmalocana Ghoṣa.	<i>Kh.</i>	2.6	1.3	3.4	<i>Śunā.</i>
31.	<i>Tapū.</i> Kāmadeba Tarkkālaṅkāra, Sākima Nabadbīpa, Jota Rāmasundara Ghoṣa.	<i>B.</i>	2.25	1.3	2.95	<i>Śāli.</i>
32.	<i>Tada.</i> Cattarbhujā Nyāyaratna, Sākima Sahara Kalikātā, Jota Dayārāma Basu.	<i>B.</i>	3.3	2.0	6.6	<i>Śāli.</i>
33.	<i>Tapā.</i> Rāmajaya Dāsa. <i>Ei Dāge Cīṭhā tāmāma.</i>	<i>Kh.</i>	0.75	0.5	0.375	<i>Śunā.</i>

第 16, 17 区画の *Baṅjara* は「不毛の土地」を意味する。

<i>Dāga.</i>	<i>Āsāmī.</i>		<i>Ādirgha.</i>	<i>Prastha.</i>	<i>Sārā.</i>	<i>Jinisa.</i>
2.	<i>Dosarā Cīṭhā</i>					
1.	<i>Ādi Ārambha</i> Pancānana Talāra <i>Tada.</i> Śrīśrī Gopinātha Ṭhākura, Sākima Agradbīpa, Sebāita Bhubanamohana Adhikārī, Jota Rādhakṛṣṇa Ghoṣa.	<i>D.</i>	1.3	1.25	1.65	<i>Bāgāta.</i>
						<i>Jaya:</i>
						Brkṣa
						Āmra 25
						Kāṁthāla 10
						Nārikela 25
						Supāri 50

2. <i>Tapū</i> . Rāmadulāla Pāla.	<i>Kh.</i>	0.35	0.3	0.1	<i>Bāstu.</i>	
3. <i>Tada</i> . Rāmadulāla Pāla.	<i>Kh.</i>	0.55	0.3	0.15	<i>Udbāstu.</i>	
4. <i>Tapā</i> . Rāmasundara Ghoṣa.	<i>Kh.</i>	2.35	1.3	3.05	<i>Ṣunā Ḍāṅgā.</i>	
5. <i>Tapā</i> . Rāmadhana Datta.	<i>P.</i>	1.35	1.0	1.35	<i>Bāgāta.</i>	
<i>Matrūk Kālicaraṇa De</i>					<i>Jaya :</i>	
					Bṛkṣa	
					Nārikela	60
					Teṃtula	2
6. <i>Tada</i> . Rāmamohana Cakrabartī.	<i>B.</i>	2.4	1.6	3.85		
<i>Sākima Nija Grāma</i>					0.4	<i>Bāstu.</i>
					3.45	<i>Bāgāta.</i>
					<i>Jaya :</i>	
					Bṛkṣa	
					Āmra	70
					Kāmthāla	50
7. <i>Tapā</i> . Rāmamohana Cakrabartī.	<i>B.</i>	0.25	0.2	0.05	<i>Bāmśa.</i>	
8. <i>Ḍemda-deṃpū Koṇā</i> , dui <i>Kettā</i> pāra,						
<i>Śrīśrī Sāha Jumbā Sāheba;</i>	<i>Pr.</i>	1.6	1.5	2.4	<i>Ḍāṅgā Karpa.</i>	
<i>Sākima Kalikātā,</i>						
<i>Khātimaḍāra Sekha Mahibullā,</i>						
<i>Jota Rāmadhana Gopa.</i>						

<i>Dāga.</i>	<i>Āsāmī.</i>		<i>Dirgha.</i>	<i>Prasthā.</i>	<i>Sārā.</i>	<i>Jiniv.</i>
9.	<i>Tadu.</i> Kiśora Dāsa <i>Bairāgi</i> , <i>Sākima Nija Grāma</i> , <i>Jota Nija.</i>	<i>V.</i>	0.6	0.5	0.3	<i>Bāstu.</i>
10.	<i>Tapū.</i> Sāha Mahibullā, <i>Sākima Barddhamāna</i> , <i>Jota Rāmajaya Dāsa.</i>	<i>F.</i>	1.65	0.6	1.0	<i>Bāgāta.</i> <i>Jaya:</i> Bṛkṣa Nārikela 44 Supāri 30
11.	<i>Tada.</i> Rāmalocana Ghoṣa	<i>Kh.</i>	0.55	0.5	0.3	<i>Bāstu.</i>
12.	<i>Tapā.</i> Sākira Deoyāna.	<i>F.</i>	0.6	0.3	0.2	<i>Bāstu.</i>
13.	<i>Tapā.</i> Rāsthā.	<i>Kh.</i>	2.7	0.15	0.4	<i>Rāsthā.</i>
14.	<i>Deṁda.</i> Baidyanātha <i>Pāika.</i>	<i>C.</i>	1.5	1.0	1.5	<i>Bāstu.</i> 0.25 1.25 <i>Bāgāta.</i> <i>Jaya:</i> Bṛkṣa Āmra 10 Tāla 5 Teṁtula 1 Nārikela 20
15.	<i>Tada.</i> Baidyanātha <i>Pāika</i> ,	<i>C.</i>	0.5	0.4	0.2	<i>Dāṅgā Karpa.</i>

<i>Jota Nija.</i>						
16.	<i>Tapā.</i> Harekr̥ṣṇa Mukhopādhyāya, <i>Sākima Nija Grāma,</i> <i>Jota Nija.</i>	<i>B.</i>	1.45	0.95	1.4	<i>Ṣunā Ḍāṅgā.</i>
17.	<i>Tada.</i> Harekr̥ṣṇa Mukhopādhyāya.	<i>B.</i>	0.7	0.4	0.3	<i>Bāstu.</i>
18.	<i>Tapū.</i> Rāmalocana <i>Bairāgi,</i> <i>Sākima Nija Grāma,</i> <i>Jota Nija.</i>	<i>V.</i>	1.45	1.35	1.95	<i>Ṣunā Ḍāṅgā.</i>
19.	<i>Tapū.</i> Rāmalocana <i>Bairāgi.</i>	<i>V.</i>	0.55	0.4	0.2	<i>Bāstu.</i>
20.	<i>Tada.</i> Rāmadhana Datta.	<i>P.</i>	1.4	0.7	1.0	<i>Ṣunā Ḍāṅgā.</i>
21.	<i>Tapā.</i> Śrīśrī Siddheśbarī Thākuraṇī, <i>Sākima Nija Grāma</i> <i>Sebāita Rāmamohana Cakrabartti.</i>	<i>D.</i>	0.9	0.5	0.45	
					0.1	<i>Bāstu.</i>
					0.35	<i>Bāgāta.</i>
						<i>Jāya :</i>
						Bṛkṣa
						Amra
						Nārikela
22.	<i>Tadu.</i> <i>Bhāgāra.</i>	<i>Khm.</i>	1.35	0.4	0.55	<i>Bhāgāra.</i>
23.	<i>Ḍemṇa.</i> Ghoṣa Puṣkarinī.	<i>Khm.</i>	3.4	2.75	9.35	<i>Puṣkarinī</i>

<i>Dāga,</i>	<i>Āsāmī,</i>	<i>Dirgha,</i>	<i>Prastha,</i>	<i>Sārā,</i>	<i>Jinisa,</i>
					<i>Jāya:</i>
					3.05 Jala 6
					6.3 Pāhāḍa
					Ihāte
					Tālagācha 125
24. <i>Derinda.</i> Rāmahari Ghoṣa.	<i>P.</i>	2.0	1.3	2.6	<i>Kalā.</i>
25. <i>Tapā.</i> Rādhākṛṣṇa Dāsa.	<i>P.</i>	1.35	1.25	1.7	<i>Kalā.</i>
26. <i>Tada.</i> Jaganmohana Basu.	<i>P.</i>	1.6	0.95	1.5	<i>Śunā Dāṅgā.</i>
27. <i>Tapā.</i> Jagannātha Nāi.	<i>Kh.</i>	0.6	0.4	0.25	<i>Bāstu.</i>
28. <i>Tada.</i> Rāmahari Madaka.	<i>Kh.</i>	0.7	0.3	0.2	<i>Bāstu.</i>
29. <i>Tapū.</i> Rāmajaya Dāsa.	<i>Kh.</i>	0.7	0.5	0.35	<i>Bāstu.</i>
30. <i>Tada.</i> Rāmasundara Ghoṣa.	<i>Kh.</i>	0.75	0.4	0.3	<i>Bāstu.</i>
31. <i>Tada.</i> Lakṣmikānta Dhopā.	<i>Kh.</i>	0.5	0.4	0.2	<i>Bāstu.</i>
32. <i>Tapā.</i> Gaṅgānārāyaṇa Kāmāra.	<i>Kh.</i>	0.8	0.5	0.4	<i>Bāstu.</i>
33. <i>Tapā.</i> Rāmadhana Poddāra.	<i>Kh.</i>	0.6	0.4	0.25	<i>Bāstu.</i>
34. <i>Tada.</i> Jota Patita.	<i>Kh.</i>	1.4	1.1	1.55	<i>Bhāgāra.</i>
<i>Ei Dāge Ciṭhā tāmāma iti.</i>					

第二表 凡 例

(一) 果樹園の立木は本表からは除外した。

第 二 表

税 制 地 目		農 制 地 目 保 有 者 名		Jami	Minaha	Laeke	Nalaeke	Gocaraṇa	Rasta	Bhagaṇa	Baki	Śali	Śuna	Bastu	Udbastu	Bagata	Śunā	Ḍaṅga	Puṣkariṇi	Kalā	Bāṁśa	備 考	
				Jumula	Patita	Patita	Patita	Patita	Patita	Patita	Patita	Hasila							Ḍaṅga	Karpa			
Khalisa	Raiyati	Khodakasta	Rāmadulāla Pāla	9.25	0						9.25	4.95	4.05	0.1	0.15	0	0	0		0	0	Ṭhikadāra Āyama, Debatra, Brahmatra の Jotadāra Phakiraṇa の Jotadāra Cakarāṇa, Brahmatra の Jotadāra	
			Rāmasundara Ghoṣa	39.6	0						39.6	37.25	0	0.3	0	0	0	2.05	0		0		0
			Tārācārṇḍa Ghoṣa	2.5	0						2.5	1.5	0	0	0	0	0	1	0		0		0
			Rāmajaya Dāsa	6.95	0						6.95	1.625	4.975	0.35	0	0	0	0	0		0		0
			Rāmalocana Ghoṣa	3.7	0						3.7	0	3.4	0.3	0	0	0	0	0		0		0
			Jagannātha Nai	0.25	0						0.25	0	0	0.25	0	0	0	0	0		0		0
			Rāmahari Madaka	0.2	0						0.2	0	0	0.2	0	0	0	0	0		0		0
			Lakṣmikānta Dhopa	0.2	0						0.2	0	0	0.2	0	0	0	0	0		0		0
			Gaṅgānārāyaṇa Kāmāra	0.4	0						0.4	0	0	0.4	0	0	0	0	0		0		0
			Rāmadhana Poddāra	0.25	0						0.25	0	0	0.25	0	0	0	0	0		0		0
		居 村 農 民 保 有 地 小 計	63.3	0						63.3	45.325	12.425	2.35	0.15	0	3.05	0		0	0			
		Paikasta	Rāmahari Ghoṣa	7.5	0							7.5	4.9	0	0	0	0	0	0		2.6	0	Ṭhikadāra
Rādhākṛṣṇa Dāsa	6.85		0							6.85	3.1	2.05	0	0	0	0	0		1.7	0			
Jaganmohana Basu	7.1		0							7.1	5.6	0	0	0	0	0	1.5	0		0	0		
Rāmadhana Datta	2.35		0							2.35	0	0	0	0	0	1.35	1	0		0	0		
他 村 農 民 保 有 地 小 計			23.8	0						23.8	13.6	2.05	0	0	0	1.35	2.5	0		4.3	0		
Ṭhika	Rāmadulāla Pāla	3.65	0							3.65	2.85	0.8	0	0	0	0	0	0		0	0	Khodakasta Paikasta	
	Rāmahari Ghoṣa	0.9	0							0.9	0.9	0	0	0	0	0	0	0		0	0		
	特 契 小 作 地 小 計	4.55	0							4.55	3.75	0.8	0	0	0	0	0	0		0	0		
農 民 保 有 地 小 計			91.65	0						91.65	62.675	15.275	2.35	0.15	1.35	5.55	0		4.3	0			
	Khāmāra			37.35	28	3.4	13.5	8.6	0.4	2.1	9.35	0	0	0	0	0	0	0	9.35	0	0		
	Āyama	Bājiullā Milaki	2.55	0							2.55	2.55	0	0	0	0	0	0		0	0	Sakima Gajaghaṇṭā, Jota Rāmasundara Ghoṣa. Sakima Koṇanagara, Jota Nidhirāma Basu.	
		Rādhāmohana Mitra	0.6	0							0.6	0	0.6	0	0	0	0	0		0	0		
		公 彰 者 恩 給 地 小 計	3.15	0							3.15	2.55	0.6	0	0	0	0	0		0	0		
	Caka- rāṇa	Baidyanātha Paika	8.95	0							8.95	0.7	6.55	0.25	0	1.25	0	0.2*		0	0	Śali-0.7, Śuna-2.05, Jota Rāmalocana Ghoṣa : Śunā-4.5, Jota Sobharāma Dāsa.	
公 租 給 付 地 合 計			141.1	28	3.4	13.5	8.6	0.4	2.1	113.1	65.925	22.425	2.6	0.15	2.6	5.55	0.2		4.3	0			
Majurāni	Debatra	Kāli Ṭhākuraṇi	3.3	0							3.3	3.3	0	0	0	0	0	0		0	0	Sakima Kālighāta, Sebaita Haracandra Hāldara, Jota Rāmasundara Ghoṣa. Sakima Barddhamāna, Jota Rāmadhana De. Sakima Agradbipa, Sebaita Bhubanamohana Adhikāri, Jota Rādhākṛṣṇa Ghoṣa. Sakima Nija Grāma, Sebaita Rāmamohana Cakrabartti.	
		Sarbbamaṅgala Ṭhākuraṇi	9.05	0							9.05	9.05	0	0	0	0	0	0		0	0		
		Gopinātha Ṭhākura	1.65	0							1.65	0	0	0	0	1.65	0	0		0	0		
		Siddheśvari Ṭhākuraṇi	0.45	0							0.45	0	0	0.1	0	0.35	0	0		0	0		
		神 事 用 地 小 計	14.45	0							14.45	12.35	0	0.1	0	2	0	0		0	0		
	Pira- tra	Sāhajumbā Sāheba	2.4	0							2.4	0	0	0	0	0	0	2.4		0	0	Sakima Kalikātā, Khadimadāra Sekha Mahi- bullā, Jota Rāmadhana Gopa.	
	Brahmatra	Jagannātha Tarkālaṅkāra	1.35	0							1.35	0	1.35	0	0	0	0	0	0		0	0	Sakima Tribenī, Jota Rāmalocana Ghoṣa. Sakima Nabadbīpa, Jota Rāmasundara Ghoṣa. Sakima Sahara Kalikātā, Jota Dayārāma Basu. Sakima Nija Grāma Sakima Nija Grāma, Jota Nija*.
		Kāmadeba Tarkālaṅkāra	2.95	0							2.95	2.95	0	0	0	0	0	0	0		0	0	
		Cattarbhujā Nyāyaratna	6.6	0							6.6	6.6	0	0	0	0	0	0	0		0	0	
		Rāmamohana Cakrabartti	3.9	0							3.9	0	0	0.4	0	3.45	0	0		0	0.05		
		Harekṛṣṇa Mukhopādhyāya	1.7	0							1.7	0	0	0.3	0	0	1.4*	0		0	0		
		ブ ラ ー フ マ ン 用 地 小 計	16.5	0							16.5	9.55	1.35	0.7	0	3.45	1.4	0		0	0		
	Maha- trāṇa	Harekṛṣṇa Ghoṣa	4.15	0							4.15	2 *	2.15*	0	0	0	0	0		0	0	Sakima Nija Grāma, Jota Nija*.	
	Baiṣṇabatra	Kiśoradāsa Bairāgi	0.3	0							0.3	0	0	0.3*	0	0	0	0		0	0	Sakima Nija Grāma, Jota Nija*. Sakima Nija Grama, Jota Nija*.	
		Rāmalocana Bairāgi	2.15	0							2.15	0	0	0.2	0	0	1.95*	0		0	0		
		ヴェィシユヌ派修道者用地 小 計	2.45	0							2.45	0	0	0.5	0	0	1.95	0		0	0		
	Phakiraṇa	Sāha Mahibullā	1.0	0							1	0	0	0	0	1	0	0		0	0	Sakima Barddhamāna, Jota Rāmajaya Dāss.	
		Sākira Deoāyna	0.2	0							0.2	0	0	0.2	0	0	0	0		0	0		
		フ ァ キ ー ル 用 地 小 計	1.2	0							1.2	0	0	0.2	0	1	0	0		0	0		
合 計			41.15	0						41.15	23.9	3.5	1.5	0	6.45	3.35	2.4		0	0			
ゴ ー パ ル プ ル 土 地 総 計			182.25	28	3.4	13.5	8.6	0.4	2.1	154.25	89.825	25.925	4.1	0.15	9.05	8.9	2.6	9.35	4.3	0.05			

備考：数字につけた * 印は備考欄のそれと対応する。

(二) 居村農民のターラーチャンド＝ゴーシュ (Tārācānda Ghosh) は基本土地台帳には現われないが、貢租収納簿、土地・貢租増減対照簿、貢租収納決算簿によつて、この者がラームスンダル＝ゴーシュの保有地を交換によつて得ていることが明らかであるので、本表にはこれを挿入した。

(三) 備考欄は、保有地以外の所持関係や、村外居住者の保有地の所持人等を記したものである。引用符内は原文からの転記である。

註

(1) OBZA, 2nd edn, p. vi. 但し同書に述べられている *Ganda* は、ヨーロッパの土地丈量単位としては、使われ
じやなう。

(2) 距離単位を (L)、面積単位を (A) として換算率を示すと、次のようになる。

- 1 *Bigha* (A) = 1 *Bigha* (L) = 20 *Katha* (A) = 400 *Katha* (L) = 80 *Pana* (A) = 6400 *Pana* (L)
 - 1 *Bigha* (L) = 20 *Katha* (L) = 80 *Pana* (L)
 - 1 *Katha* (L) = 4 *Pana* (L)
 - 1 *Bigha* (L) = yards = 36.56 metres
 - 1 *Bigha* (A) = 1600 sq. yards = 1336.63 sq. metres
 - 1 *Katha* (L) = 2 yards = 1.83 metres
 - 1 *Katha* (A) = 4 sq. yards = 3.34 sq. metres
- ただし以上の換算値は、語彙集や辞典に記載されている標準準

位にもとづくものであり、ヨーロッパ付の当時の土地丈量尺度に必ずしもこれが適用できるとはいえない。

(3) 「四分の一」等の特殊な符号の表わす数値は、単位に応じてかわることになる。

(4) シヴァ神の配偶神で、ベンガルでは殊に親しまれている神格である。ヨーロッパ文書群一七三葉のうち、一六三葉までがドゥルガー女神への献辞で起筆されている。他は、クリンナ (*Kṛṣṇa*, ヴイシュヌ神の化身) への献辞をもつもの六葉、ラーマ (*Rāma*, 同) 三葉、ハリ神一葉となっている。

(5) ファスリー (*Faṣlī*) 暦一二三三年は一八一六年四月から一八一七年四月までに相当する。H. H. Wilson, *op. cit.*, p. 246. の計算法に従えば一八一五—一八一年になるが、これは北インドのファスリー暦によるらしい。私は S. K. Chatterji, *Bengali Self-Taught*, London, 1927, pp. 198-199. の計算法を採用した。なおこの文書の日付のパールグン月は第十一月に当るの

一九世紀初期西ベンガル農村の社会経済関係——ゴープールプル土地文書の研究

で、フアスリー暦一二二二年の同月に来年以降のための土地丈量を行ったものと思われる。

- (6) 文書表 (*Phirisi Kagaia*, *OBZA*, p. 6.) ではこの人名は Gaurnohana Rāya Caudhuri となっている。その他十一種類の文書のいずれも同様である。基本土地台帳に Rāya が欠けているのは、印刷の際の脱漏であろう。試訳文ではこれを補っておく。

- (7) *Jabda Jani, Jabdajani* を *OBZA* の編訳者 D・C・スミスは *Measured Lands* と訳しているが、*Jabda (Dab)* にはそのような意味はないので、原語にもとづく訳語をつける。但しスミスの誤訳というのではなく、公権力が土地に及ぶことの具体的な内容が丈量であるから、かれの訳語は意訳とすべきであろう。私の訳語では公租免除地がふくまれなくなるおそれがあるが、手続き上いったん収公され、しかるのち改めて公租の私領を許したと解釈すれば、問題ないであろう。

- (8) これはこの二日間にわたって丈量作業が実施されたことを示す。

- (9) D・C・スミスの訳語は 'Daily measurement' であるが、私は *Dināya* を先の *roja nama* をうけた表現と読んで、本文のように訳す。但しこれもスミスの誤訳というのではない。

- (10) 原文ではただ *Tada* とあるのみだから、「シャーム・ナー

ビトの池の南」と読めなくもない。D・C・スミスの訳文では 'To the South of that' となっていて、第一丈量区画の南と解している。訳文ではすべて、同一税制地目内の連続する番号については、後の番号の丈量区画の位置を、前の番号のそれとの関係で扱えている。さしあたっては直訳にとどめておきたい。

- (11) 原語はサンスクリット語の三人称代名詞 *tad* の男性単数属格である。

- (12) スミスに従えばこれは「村」の名である。

- (13) *Kai* は *kaiphiyat (bifayat)* の略号である。

- (14) スミス訳は *Page* である。第五葉の二枚の集計を表わすものであろう。

- (15) スミスの解釈に従えば、これは居村農民保有地第二丈量区画の西ということになろう。訳文は 'To the West' と書いてあるだけである。

- (16) 原文の *Ma* は 'vacated by' と英訳されているところからみて、たぶん *Matruk* の略号であろう。「廃止された」・「遺留された」・「放棄された」・「取消された」の意であるが、地籍上の用語なので「退転」と試訳した。

- (17) ラームモハンニダース退転のあとを、ジャガンモハンニバスが耕作し地代を支払う。という意味であろう。

- (18) *Sa* は *Sakima* の略号で「居住」の意。

(19)「奉仕 (Sezu)」する人、寄進・施与を受けた寺院の管理・監督に当たる人、寺院つき司祭者、備われ僧、などの意。
H. H. Wilson, *op cit.*, p. 762. 参照。

(20) *Jota* の語義は「犁耕用の牡牛につける轡」で、転じて、「農耕」・「耕作権」を意味する。土地・村落・地域の開発者が、その開発事業のための保護と援助の代償として、国家なり在郷領主なりの上級権力に一定の収租権益を譲り、その下で開発による先占の事実を根拠とする所有権益を維持するばあい、後者を *Jota* と称したものである。収租権益の側からみれば、所有権益は法律制度上は一種の下級所有権・永代借地権を構成する。*Jota* の権利は近代では処分可能な物権の一種となつたらしく、原義は忘れられている。詳しくは H. H. Wilson,

四 基本土地台帳とその他の土地諸台帳の関係

次に他の土地諸台帳が基本土地台帳とどのような関係にあるかを、多少の引例を交えて要説しておきたい。

地目別土地抄本 (*Gosayāra: Guswara*) とは、基本土地台帳に登載されている各農制地目の土地面積のみの摘要である。ゴパールブルの地目別土地抄本は、全村を対象とするものと通算一五項目の税制地目を対象とするものと全一六葉から成っている。⁽¹⁷⁾ 登載の形式は各葉とも、基本台帳第一部と同第二部に記入されているそれぞれの対象範囲の土地総量 (*Jami Jumla*)、ならびに通算一七項目の農制地目の土地量、第一部と第二部との各項目の通計を、一覧表として示すものである。もちろん若干の税制地目についてはそれと無関係な農制地目の欄を省いてある。地目

op cit., pp. 378-379; B. H. Baden-Powell, *The Land-Systems of British India*, 3 vols., Oxford, 1892, vol. 1, pp. 547-548; J. B. Phear, *The Aryan Village in India and Ceylon*, London, pp. 156-158. 参照。OBZA. でのこの語は 'cultivated by' と訳されているが、私は右の原義を重んじて「所持」と訳出する。所持の権利をもつ者をおそらく *Jotadara (Jotdar)* とよんだであろうが、この語彙そのものはゴパールブル文書には現われない。ジョートダールは現代ではザミーンダールとライーヤットの間に介在した「中間地主」を意味した。⁽²¹⁾ ザミーンダールの直営地 *Nija Jota (Nij Jot)* とは意味を異にする。しかし原義では相通するようと思われる。

別土地抄本は、要するに、基本土地台帳二部の税制地目別面積一覧表の部分のみをとって併記し、面積を通算したものである。地目別土地抄本には、人名も丈量区画も現われない。

文書群編訳者の言を借りれば、地目別土地抄本は「基本土地台帳 (*Citā*) の部数が四つにも五つにもなるいくつかの大村落では、ザミーンダールがかれの領地にどのような土地が実際にふくまれているかを知るための、参照資料として絶対に必要である。」つまりは、ザミーンダールが一村落内にもつ資産総額を把握するための証拠が、簡易化されたかたちで提供されるわけであり、これはまた国家権力の側にとつても、ザミーンダールに対する貢租賦課の根拠を至便なかたちで提示するものである。しかしながら、地目別土地抄本を現実の問題処理に活用するためには、基本土地台帳各部が村落のいかなる地域区分や地目構成に対応するかについての経験的・具体的な知識が不可欠であることは、前述の登載形式と内容とから自明であろう。以下は全村を対象とした部分の例示である。⁽⁶⁾

Śrīṣṭi Durgā

Saranam

Gosaoyārā Jami Mañje Gopālpura Paragane Jāhānābāda Sarakāra Saptagrāma Tāluka Śrīyukta
Gauramohana Rāya Caudhuri Mahāsaya 1223 Sana Bāra-teiṣa Sāla

Asāmi	Jami	Mināha	Lāeka	Nālāeka	Gocāraṇa	Rāstā	Bhāgāra	Bāki
	Jumulā	Patia	Patia	Patia	Patia	Patia	Patia	Hāsila
1	Citā	141.25	25.5	3.4	13.5	8.6	0	0
								115.75
2	Citā	41	2.5	0	0	0	0.4	2.1
								30.5
		182.25	28.0	3.4	13.5	8.6	0.4	2.1
								154.25

	<i>Jera</i>	<i>Hāsila</i>	<i>Sāli</i>	<i>Sunā</i>	<i>Bāstu</i>	<i>Udbāstu</i>	<i>Bāgāta</i>	<i>Šunā</i>	<i>Dāngā</i>	<i>Puṣkarinī</i>	<i>Kalā</i>	<i>Bāmśa</i>
	<i>Jamī</i>	<i>bitaḥ</i>						<i>Dāngā</i>	<i>Karṣa</i>			
1	<i>Ciṭhā</i>	115.75	89.825	25.925	0	0	0	0	0	0	0	0
2	<i>Ciṭhā</i>	38.5	0	0	4.1	0.15	9.05	8.9	2.6	9.35	4.3	0.05
		154.25	89.825	25.925	4.1	0.15	9.05	8.9	2.6	9.35	4.3	0.05

* *jera* は「承前」・「くりこし」の意。

(面積はすべてビガー単位に書き改めカーターは小数で表わした。)

人別土地抄本 (*Khatiyāna*) は、税制地目の順に従がって、基本土地台帳の項目 (*Āsāmī*) 欄に土地保有者として登載された人びとの各人について、保有地の丈量区画・面積・農制地目を記録したものである⁽⁴⁾。農民の個別的保有には属さない入会地についても、同じ形式の抄本が作成される。

人別土地抄本は村落の土地保有者各人——より具体的にはかれらを家長とする各家族——の保有する地片の所在・面積・性質を知るのに必要であり、貢租賦課のための農民の資産目録としても、土地保有者間の土地をめぐる紛争の処理などにも有用である。しかし人別土地抄本もまた、土地紛争の処理に活用するようなばあいには、基本土地台帳にたちもどらなければならず、索引としての機能しかもちえないであろう。以下はその一部分の引用である⁽⁵⁾。

Khatiyāna Jamī

Khodakastā

Rāmadulāla Pāla			
Āsāmi	Jamī	Jinisa	
1 Ciṭhā			
1 Dāge*	2.1	Ṣunā	
2 Dāge	1.3	0	
25 Dāge	4.95	Ṣāli	
27 Dāge	0.65	Ṣuna	
2 Ciṭhā			
2 Dāge	0.1	Bāstu	
3 Dāge	0.15	Udbastu	
	9.25		
Kaiṭhiyati			
Ṣāli	Ṣunā	Bāstu	Udbāstu
4.95	4.05	0.1	0.15

*「丈量区画に」を意味する位格。

(面積はビガー単位に書き改めカーターは小数で表わした。)

Rāmasundara Ghoṣa		
Āsāmi	Jamī	Jinisa
1 Ciṭhā		
8 Dāge	37.25	Śāli
28 Dāge	1.5	0
2 Ciṭhā		
4 Dāge	3.05	Sunā Dāngā
30 Dāge	0.3	Bāstu
	42.1	
Kaiṭhiyati		
Śāli	Sunā Dāngā	Bāstu
38.75	3.5	0.3

右の例にみるように、人別土地抄本はまだ税制地目区分に従っているから、ラームドゥラール＝ゴープールのように特契小作地を保有する者については、居村農民保有地と特契小作地との二部分の抄本が別になるわけである。

地目別・人別土地要覧 (Ekaoyāla: Aqwāl) は、前の地目別土地抄本 (Gosaoyāra) の横の欄つまり農制地目の欄を

そのままに残して、縦の欄すなわち 1 *Ciṭhā* と 2 *Ciṭhā* とを税制地目ならびに各税地目の地片の保有者名におきかえた上で、それぞれ該当の面積を表にしたものと考えればよいであろう。少し詳しくいうならば、地目別・人別土地要覧は、① 全村の収公地を対象として公租給付地と公租免除地との二大税制地目について、土地総量ならびに通算一七項目の農制地目の面積をそれぞれ計上した部分、② 二大税制地目のそれぞれを別個に対象として、それぞれにふくまれる下位税制地目の土地総量と農制地目ごとの面積を計上した部分（公租給付地については、まず下位四地目の面積をとった表を作り、さらに農民保有地を対象として、その下位三地目の面積をとった表が作られる）、③ 下位税制地目のそれぞれを対象として、それぞれの地目の地片の保有者について、保有地総量とその農制地目別の構成を計上した部分（保有者のいない入会地についてもこれが作られる）、から成るといってよい。但し配列の順序はまず①があつて、以下は七―八ページに記した通算一五項目の順を踏むので、②と③とが配列の順序として仕切られているわけではない。地目別・人別土地要覧一七葉をひとまとめにしたものが、前節の第二表にあたる。従つてこれについては引例を省きたい。

人別収租地要覧 (*Kṛatīvānera Terijā*)⁽⁶⁾ は、公租給付地保有者各人について、税制地目・農制地目別に交叉分類した保有地面積を表示したもので、前述の地目別・人別土地要覧 (*Ekaṇḍā*)⁽⁷⁾ にもとづいて作成される。私は、この記録にはまだ貢租額が記入されていないので、これを土地台帳群に分類するが、内実は貢租賦課のための資産目録となっている。一部分のみ例示すれば以下のとおりである。

Rāmadulāla Pāla

一九世紀初期西ベンガル農村の社会経済関係——ゴールプル土地文書の研究

<i>Āsami</i>	<i>Jamī biṭī Ekaṣyāla</i>	<i>Sāli</i>	<i>Śunā</i>	<i>Bāstu</i>	<i>Udbāstu</i>	<i>Śunā Daṅga</i>
<i>Mahāla Khodakastā</i>	9.25	4.95	4.05	0.1	0.15	0
<i>Mahāla Tṛikā</i>	3.65	2.85	0.8	0	0	0
	12.9	7.8	4.85	0.1	0.15	0

.....

.....

Ramhari Ghoṣa

<i>Mahāla Paikastā</i>	7.5	4.9	0	0	0	2.6
<i>Mahāla Tṛikā</i>	0.9	0.9	0	0	0	0
	8.4	5.8	0	0	0	2.6

(両横単位はピガー単位に書き改めカードは小数で表わした。)

以上を通観すれば、土地台帳群についてはひとまず次のような総体的結論が下せるであろう。基本土地台帳 (*Cithā*) は村落内部の慣行・伝統にもとづく地域編成や地目区分に対応して、おそらく常に複数の簿冊が作成されていた。ゴールプル村のばあい二部から成るというのはたぶんもっとも単純な事例であろう。この基本土地台帳の各簿冊を税制・農制地目別に整理しなおして通覧の便に供したものが地目別土地抄本 (*Gosaṣyāra*) であり、保有者別に再編集して簿冊の通覧をはかったものが人別土地抄本 (*Khatiyāna*) である。地目別土地抄本と人別土地抄本とはまた基本土地台帳の索引としての意味があり、地目別土地抄本にはザミーンダールの資産便覧の色彩もあつた。両抄本にはなお基本土地台帳の原簿冊の番号が編集の基準に入っていた。地目別・人別土地要覧 (*Ekaṣyāla*) は基本土地

台帳の原簿冊の番号をはずして、上記両抄本を統合したものであり、収公地 (*Jabba Jami*) に関する村勢便覧の色彩をもっていた。しかし基本土地台帳から地目別・人別土地要覧までの諸台帳は全税制地目をふくむので、収租の用には余るものであった。納租義務負担者つまり公租給付地保有者を最上位の整序基準とする、人別収租地要覧 (*Khatiyānera Terija*) 編集の根拠はここにあったと思われる。

註

- (1) OBZA. だが *Gosawara* とのみ称されているが、内容から判断して *Amini Report, 1778* の *Goswarara Pattha* (*G. Pattha*) と同一と思われる (*R. B. Ramsbotham, op cit., p. 112.*)。OBZA. 所掲の地目別土地抄本原文には印刷上献辞などを適宜省略したふしがあるが、理解の妨げにはならない。
- (2) OBZA, p. 71.
- (3) OBZA, pp. 72, 74. 各税制地目を対象とするものにあつては、表の上にその名称が記入される。体裁は引例と同様である。
- (4) *Amini Report, 1778.* は *Khatiyānera* に言及せず、かわりに地券謄本 (*Nak-i-patta: Nag-i-Patta*) の存在を確認している (*R. B. Ramsbotham, op cit., p. 113.*) が、両者は同一ではないまでも、類似した機能のものではなかったかと、私は考える。
- (5) OBZA, p. 100.
- (6) *Terija* は「この項目の下の要約」を意味する。
- (7) OBZA, pp. 150-154. なお上記原文中の *Mahala, Mahala* は、英訳からは除かれている。

五 土地台帳群と貢租諸台帳との関係

本節では土地台帳と関係する限りで、前掲の貢租諸台帳の登載内容を問題にする。従つて貢租諸台帳のすべてを問題とすることは避ける。⁽¹⁾

さて、前節でみたように、基本土地台帳 (*Citha*) から再編集される最後の土地台帳が、人別収租地要覧 (*Khatiyānera*

Teria) であり、これをもって貢租賦課の準備が完了するのである。貢租賦課の基本となるのは、基本貢租台帳 (Jamabandi : Jami-Jandi)⁽²⁾ であるが、この台帳は前掲の人別収租地要覧に登載された各公租給付地保有者の農制地目別面積と、各農制地目の土地貢租「地代」率 (Dara) とを積算基礎として、各人の貢租負担額を定めている。なおこの貢租率はいわゆる慣習法上の土地貢租率であつたと思われるが、この文書の作成された時点では、それは既にザミーンダールの一方的に定めるものになっていた、と考えるべきであらう。以下は基本貢租台帳の引例である。⁽⁴⁾

Khodakasta*

Rāmadulala Pala

Āsāmi	Jami	Dara	Netā.**
Šālī	(Bighā) *** 7.8	(Rs.) 2	(Rs.) 15.6
Šunā	4.85	2.5	12.125
Bāstu	0.1	5	0.5
Udbāstu	0.15	4.5	0.675
	12.9		28.9

Paikastā

Rāmahari Ghosā

Āsāmi	Jami	Dara	Netā.**
Šālī	(Bighā) *** 5.8	(Rs.) 2	11.6
Kalā	2.6	3.5	9.1****
	8.4		20.7

* この語がここにくるはずだが、OBZA, p. 162. には印刷されていない。

** *netā*. は略号のようであるが、もとの単語は不明である。英語の 'net' の音写ではないであろう。

*** 括弧内はすべて引用者が挿入したもの。

**** 原文・英訳とも、この部分の数字が誤っているので、訂正した。

なお金額は、ルピー単位に書き改めフーナは小数で表わした。

右のような表がすべての公租給付地保有者について作成されるのである。

なお補説しておけば、貢租率は、農民保有地については保有者の身分や保有条件にかかわらず、農制地目ごとに一定しており、公彰者恩給地と従士給与地については、農制地目にかかわらず、身分保有条件が決定要因となっている。基本貢租合帳から知られる貢租率は以下のとおりである。

農民保有地 (*Rāiyatī*)

冬作稲作地 (<i>Sālī</i>)	一 ^二 ・五 ^ル リ
秋作稲作地 (<i>Śunā</i>)	二 ^一 ・五 ^ル ル
宅地 (<i>Bāstī</i>)	五 ^一 ル
宅地付属地 (<i>Udbāstī</i>)	四 ^一 ・五 ^ル ル
果樹園 (<i>Bagāta</i>)	四 ^一 ル
非灌漑台地 (<i>Śunā Dāngā</i>)	三 ^一 ル
バナナ園 (<i>Kalā</i>)	三 ^一 ・五 ^ル ル
公彰者恩給地 (<i>Āyama</i>)	約 〇・三三三 ^(五) ル

従士給与地 (Cāharāna)

〇・二五^二

ところで、前述のように、土地丈量は十年ないし二十年に一度しか行なわれなかった。ということは、基本土地台帳とそれにもとづいて作成される諸台帳もまた、その期間に変更されないことを意味する。しかもそれだけの期間のうちには、土地保有者家族の代替りや保有地の分割、既耕地の休耕や新耕地の開発など、ある程度の変動は免がれないであろう。しかも貢租徴収は毎年年間を通じて行なわれるのであるから、そうした変動は随時に記録されなければならぬ。その記録は貢租台帳群のうち、貢租出納簿 (Talaba Baki: Talab Baqi) 人別土地・貢租増減決算簿 (Karacā Hisāba: Haraj Hisāb) 土地・貢租増減対照簿 (Jamā Oyāsila Baki: Jam' Wasil Baqi) にみいだされるが、ここでは以上三台帳の最後のものから解説を始めたい。私はこの台帳の内容から上記の訳語をあててみた。しかし、すべての地方の Jamā Oyāsila Baki が土地・貢租増減対照簿であつたわけではなく、語義どおりにただの貢租増減対照簿であつて、土地の変動を記録しない事例もあつたようである。⁽⁶⁾

土地・貢租増減対照簿はいうまでもなく公租給付地だけに關係するが、次のように対象別に分類できる。

(一) 全村を対象とする簿冊では、項目 (Āsami) の下に縦に「現存者」*Hājirata* (*Hadirat*) と「逃散者」または「耕作放棄者」*Palātakā* と、両者の通計とを記載する。⁽⁷⁾

(二) 現存者を対象とする簿冊では、農民保有地・公彰者恩給地・従士給与地の三地目が項目の縦の欄に並ぶ。

(三) 農民保有地を対照とする簿冊の縦の欄の項目は、居村農民保有地と他村農民保有地とであつて、特契小作地は対照簿上の項目としては立てられていない。

(四) 居村農民保有地・他村農民保有地・公彰者恩給地・従士給与地をそれぞれ対象とする諸簿冊では、各地目の保

有者の名が項目の欄に縦に並べられる。

なおこのファスリー暦一二三年のゴーパールプル村には、逃散者がなかったらしいが、もし逃散者が出ていれば、それを対象とする簿冊が、上掲の(二)・(三)・(四)と対応する形式で作成されていたに違いない。土地・貢租増減対照簿は毎年の末に作成されるものであった。

ところで、以上四種に大別される対照簿を通して、項目の欄に横に配列される諸事項は、土地関係九項目、貢租関係二七項目を数える。いまこの貢租関係は省略して、土地関係のみを列举すれば、以下のとおりである。

Jami Jumula.「土地総量」

Kharija (Hārij) bitah.「除外(分離)地、細目は以下のとおり」

Gata Eoji (Iwadi).「交換により(代償として)なくなった土地」

Gata Khamāra.「入会地に編入されてなくなった土地」

Bati Jami.「残りの土地」

Dahila (Dāhil) bitah.「追加(編入)地、細目は以下のとおり」

Ādāya Eoji.「交換により(代償として)取得した土地」

Ādāya Khamāra.「入会地から(の編入により)取得した土地」

Ehuma Jami.「(右加減計算後の)土地総量」

右九項目中の五項目は、計算技術上の必要によるものだから除くとして、*Gata* および *Ādāya* の四項目は土地移動の実質にかかわるものであり、これらの項目が台帳上に用意されていること自体が、そのような移動が頻繁ではない

にしても起り得る性質のものであったことを示している、と私は考えたい。

なお右の土地移動に関する術語のうち、*Kharija* は台帳上の従来所定の地籍から分離除外され別の地籍に転記する、という移動を示す術語であり、それに対して *Gata* はそのようにして失われた土地そのものを表わす術語である。同様にして *Dākhila* は地籍上の新たな編入追加を、*Ādāya* は取得された土地そのものを、それぞれ意味するであろう。*Foji* は地籍の交換を意味すると思われる。

しかしながらこの土地・貢租増減対照簿の限りでは、除外地 (*Kharija, Gata*) にしても追加地 (*Dākhila, Ādāya*) にしても、誰の保有するいかなる農制地目の土地についてそれが生じているかは、まったく知ることができない。その点を知るためには、人別土地・貢租増減決算簿 (*Karaca Hisaba: Haraj Hisab*) に拠らなければならないのである。

人別土地・貢租増減決算簿もまた、毎年の末に作成されるものであるが、作成の順序ないし文書群全体の配列の順序としては、先の土地・貢租増増加対照簿に先行するものであった。これは公収給付地保有者別に作成されるものであるが、一葉が左右の二欄に分かれ、左欄には基本貢租台帳所載の農制地目別保有地面積と貢租額ならびに除外地と追加地および再丈量や河川的作用によって生じる土地の減額分 (*Kami*) と増額分 (*Besi: Bisti*) が、右欄には当年度の貢租賦課額と徴収額それに差引残額が、それぞれ計上記載されている。

以上に述べた二つの貢租台帳の形式を実際の記載例に即してみれば次のとおりである。引例は一二三三年に地籍の変動があった部分にとどめる。⁽⁸⁾ 数字は断りのない限り面積単位のビガーを表わす。

Jamā Oyāsila Bāki Rupaiyā.....*

<i>Āsāmī</i>	<i>Jamī Jumulā</i>	<i>Khārija bitaḥ</i>	<i>Gata Eojī</i>	<i>Gata Khāmāra</i>	<i>Bāki Jamī</i>	<i>Dākhila bitaḥ</i>	<i>Ādāya Eojī</i>	<i>Ādāya Khāmāra</i>	<i>Ekuna Jamī</i>
<i>Hājirāta</i>	103.75	2.5	2.5	0	101.25	2.5	2.5	0	103.75
<i>Palatakā</i>	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	103.75	2.5	2.5	0	101.25	2.5	2.5	0	103.75
..... **									
<i>Hājirāta ***</i>									
<i>Rāiyati</i>	91.65	2.5	2.5	0	89.15	2.5	2.5	0	91.65
<i>Ayāmā</i>	3.15	0	0	0	3.15	0	0	0	3.15
<i>Cākarāṇa</i>	8.95	0	0	0	8.95	0	0	0	8.95
	103.75	2.5	2.5	0	101.25	2.5	2.5	0	103.75
..... **									
<i>Rāiyati ***</i>									
<i>Khodakastā</i>	66.95	2.5	2.5	0	64.45	2.5	2.5	0	66.95
<i>Pāikastā</i>	24.7	0	0	0	24.7	0	0	0	24.7
	91.65	2.5	2.5	0	89.15	2.5	2.5	0	91.65
..... **									
<i>Khodakastā ***</i>									
..... *****									
Rāmasundara Ghoṣa	42.1	2.5	2.5	0	39.6	0	0	0	39.6
..... *****									
Tārācāmda Ghoṣa	0	0	0	0	0	2.5	2.5	0	2.5
..... *****									
..... **									

- * 神への献辞，年代，村名等は省略した。
 ** このあとには地籍の移動に対応する貢租額の変動の記載があるが，本稿では省略した。
 *** *Āsamī*, *Jamī Jumulā* 等々の欄がこの下の行にあるが，省略した。
 **** 他の保有者についての記述があるが，省略した。
 ***** 通計欄は省略した。

Kaṛacā Hisāba Bākī

Khodakastā

Rāmasundara Ghoṣa

Jamī biḥ Jamābandī

*māya Ābaoyāba (ma' Abwāb) *****

<i>Śālī</i>	38.75	<i>Kāta (Rs.*)</i>	77.5
<i>Bāgāta</i>	0.3	<i>Kāta</i>	1.5
<i>Śunā Dāṅgā</i>	3.05	<i>Kāta</i>	9.1275
	42.1		88.1275

Khārija Gata Eojī

Tārācāmda Ghoṣa

<i>Śunā Dāṅgā</i>	3.05	<i>madhye*****</i>	
	1	<i>Kāta</i>	3
<i>Śālī</i>	1.5	<i>Kāta</i>	3
	2.5		6
	39.6		82.1275

..... **

Khodakastā

Tārācāmda Ghoṣa

Jamī biḥ Jamābandī

*māya Ābaoyāba******

Dākhila Ādāya Eojī

*daruṇa *** Rāmasundara Ghoṣa*

<i>Śunā Dāṅgā</i>	3.05	<i>madhye*****</i>	
	1	<i>Kāta (Rs.*)</i>	3
<i>Śālī</i>	1.5	<i>Kāta</i>	3
	2.5		6

..... **

* 原文にはない。なお *Kāta* は「貢租額」を意味する。

** 以下の部分は省略した。

*** 原文では *daruṇa* 「…のために」の意。

**** *māya (ma')* は「…をふくむ，…とともに」の意。

***** *madhye* は「…のうち」の意。

なお土地面積はビガー，金額はルピーを単位として書き改めた。

これでわかるように、土地・貢租増減対照簿では、土地の移動はその形態および移動の生じた税制地目とその保有者のみが明らかにされるが、移動のあった部分の農制地目は、人別土地・貢租増減決算簿に拠らなければわからない。さらに移動の生じた丈量区画まで確かめようとするならば、基本貢租台帳からさらに人別土地抄本と基本土地台帳を参照する必要のあることはいうまでもない。

貢租出納簿 (*Talaba Baki*) は、順序としては、移動を記録する最初の台帳であるが、ここでは移動のあった保有者の名と移動の形態ならびに面積が記されるのみであって、移動地の農制地目は書かれていない。⁽¹⁰⁾ これについては引例を省略する。

なお本節の引例から、貢租台帳群においては特契小作地が特記されず、特契小作人の身分に従って居村農民保有地なり他村農民保有地なりに記載上は合算されているという結論を下すことができる。しかしこのことの意味づけはいまの段階では困難であろう。

いずれにもせよ、右の引例から明らかなように、諸台帳の編集の順序としては、まず公租給付地保有者各人の保有地内部での移動が記録され、その後全村規模の記録にまとめられて行くことになる。移動の結果が土地台帳群にまで反映されるのは、思うに全村の土地丈量が改めて行なわれる時まで待たなければならなかったであろう。

註

- (1) ゴーパールブルの貢租台帳群・出納台帳群の分析は、拙稿「一九世紀初期西ベンガル農村における地代の賦課と徴収」(未発表) にゆずる。

- (2) *Jama: Jam* は土地貢租の「総額」、*Bandi* はたばね

られたひとまとまりの書類、「契約」などの意。術語の解説は R. B. Ramsbotham, *op cit.*, p. 112 (*The Amini Report*). (拙稿「第七節所引」) のほか H. H. Wilson, *op cit.*, pp. 356-357. を参照。OBZA, pp. 160-161. の解説は充分ではなう。

(3) これについては、拙稿「第四節と拙稿六第三節を参照。

一九世紀初期西ベンガル農村の社会経済関係——ゴーパール土地文書の研究

(4) OBZA, pp. 162, 166. 金額の数字による表記法については、土地の丈量についてみたのと同じ特殊な記載方法の問題があるが、詳しくは拙稿一〇で述べる。

(5) 公彰者恩給地の土地貢租率というものは、おそらくもともとなく、全体を一括して低廉な貢租を金額で賦課し、その額を面積割りで計算上の率を出したものと思われる。

(6) OBZA, p. 139.

(7) 以下には *Palatka* と綴る。

(8) この部分には拙稿一〇で論及する。

(9) OBZA, pp. 240, 244, 252, 258, 266 (*Jama Oyasila Baki*); 206, 222 (*Karuaa Hisab*).

(10) Rāmasundara Ghoṣa の台帳には 'Kharīja Gata Eoji Tarācāṇḍa Ghoṣa', 又 'Tarācāṇḍa Ghoṣa' の台帳には 'Dabhiya Ādaya Eoji Rāmasundara Ghoṣa' とあるのみである (OBZA, pp. 180, 190.)。

II 史料の分析

前編ではゴーパール文書群のうち基本土地台帳 (*Cithā*) を中心とし、その記載内容の紹介と整理、関連する他諸台帳の内容の紹介、土地台帳群の性格と限界についての考察を主内容とした。後編ではその結果にもとづいて、基本土地台帳の登載事実をどのように読むか、そこから何を推知しようかを考えてみたいと思う。既に I 第二節で述べたように、基本土地台帳は村勢の全容を網羅するものではないので、これを史料として立言することには当然ながら限界がある。しかしそうした限界に拘泥して分析を放棄することは、史料の限界自体を不問に付するに等しい。またかくれてみえない部分のあることをもって、地方文書群の虚偽性の根拠とし、これを研究資料として採用しないのは、認識を植民地行政官の学問の地平に閉塞させることにもなる。私は基本土地台帳の所与の登載事実から推論可能な範囲を探ることを目的として以下の分析を試みる。

しかしながら、前述したような登載事実の不充分さのためひとつの記載が多様に読みとれるばかりが少なくない。そのようなばあいには解釈の範囲を示すにとどめ、結論的な判断を下すことは避けた。従って曖昧な理解に終止し、誤った判断におちいつていることもあるのではないかと惧れるが、試論を提示して人びとの批判を得たいと思う。

一 村落の身分階層

基本土地台帳に登載された人名は、貢租関係台帳による補正をふくめて、総計四一名である。この四一名中ゴープールプル村に登録された宅地 (*Bāṣṭu*) を保有する者が一六名、宅地の記載がない本村居住 (*Sakima Nija Grama*) 者が一名、他処居住者が一〇名、宅地・居処とも明記されていない者が一五名になる。以上のほかに村方出納原簿 (*Seha*) には、土地貢租を納入責任者 (登録された公租給付地保有者) に代って支払った者が八名現われる⁽¹⁾。またこの村のザミンダーリー庁舎 (*Kuāṛī*) に敷物 (*Bichāna*) を納入した者が一名あった。この九名がすべて本村居住者であるか否かは明記されていないが、それはいずれしても本村とは密接な関係をもつ人びとであった。これらを加えれば、ゴープールプルに関係する人名は、ザミンダール方の人びとを除いて五〇名となる。

右の五〇名のうち、本村に土地を保有する他処居住者は先述のとおり一〇名であるが、これらを宗教・宗派、土地に対する権利、カーストの別に従って区分すると、次のとおりである。

(一) 神事用地 (*Debatra*) の寄進・施与を受けているブラーフマン (*Brāhmaṇa*)。土地貢租免除。保有地については受託人 (*Seṭaita*) をおく者が二名いる。

三名——*Kali Thakuraṇi*, *Sarbamaṅgala Thākuraṇi*, *Gopinatha Thakura*。

(二) ブラーフマン用地 (*Brahmatra*) の寄進・施与を受けているブラーフマン。土地貢租免除。受託人をおかない。

一九世紀初期西ベンガル農村の社会経済関係——ゴープール土地文書の研究

三名——Jagannātha Tarkalāṅkāra, Kāmadeba Tarkalāṅkāra, Cattarbhujā Nyāyaratna.

(三) 公彰者恩給地 (*Āyama: Āimmaḥ*) を受給している バールイ (*Bārui*) またはカーヤスタ (*Kāyastha*)=カーストと思われるベンジャー。極めて低率の土地貢租を負担する。

一名——Radhamohana Mitra.^(a)

(四) 老聖用地 (*Piratra*) の寄進・施与を受けているムスリム。土地貢租免除。保有地については用人 (*Khadmadāra: Khādmār*) をおく。

一名——Sāhajumbā Sāheba (Sāh Jum'ah Sāhib)

(五) ファキール用地 (*Phakirāṅga: Faqīrān*) の寄進・施与を受けているムスリム。土地貢租免除。

一名——Sāha Mahibulla (Sāh Muhibullah).

(六) 公彰者恩給地を受給しているムスリム。極めて低率の土地貢租を負担する。

一名——Bajulla Milaki (Bad'ullah Milki)

右の計六名のブラーフマンのうち神事用地保有者三名は、受託人をおくが、ブラーフマン用地保有者はそれをおいていない。神事用地が、前編で述べたように、特定の称号のブラーフマンに寄進・施与されたものであることからすれば、受託人の有無もまた身分資格とかわりをもつものである。それ以外に両者の身分格差の内容はわからない。公彰者恩給地受給者は明らかに権利の点では差別されている。ムスリムについては、原理的にはカーストを欠くので、宗派の差と権利の差を知ることができるだけである。

次に居処は明記されていないが、もともとは本村居住でないことのほぼ確実な者が三名いる。

(七) 神事用地の受託人。いずれもカースト帰属は不明である。

一名——Haracandra Hāladara, Bhūbanamohana Adhikārī.

(八) 老聖用地の用人。

一名——Sekha Mahibulla (Sayh Muhibullāh)

かれらはこの時点でもし本村に居住していたとしても、収公地 (*Jabda Jann*) 外の宗教施設にいたであろう。ともあれ本村の土地保有とは直接の關係はもっていないかった人びとである。

以上の一三名のうち土地保有者の一〇名は、いわば村方の不在「地主」層であり、受託人・用人はかれらの差配として、宗務を代行したり保有地からのかれらの得分の受領と送付を担当したものであらう。しかしながら、どちらも村落内部の社会階層を構成する直接的な要素とはいえないので、さしあたりはこの一三名は除外して考えたい。

残る三七名はいずれも村落内部の社会階層を直接に構成するか、ないしはそれらの成員たちの活動に寄与するかしていた人びとである。私はこれらの人びとをまず身分構成の視角から分類整理しておきたいと思う。しかしながら、既に前掲の第二表が示唆するように、本村の住民間における身分構成の原理は一樣ではない。第一には、一般にカースト (*Caste*, ジャーティ *Jāti*) として知られるいわゆる儀礼的・職業的身分がある。第二には、村落の土地との關係において成立したとみられる居村農民 (*Khodakastā*: *Hud-Kāst Ra'iyat*)・他村農民 (*Pāikastā*: *Pār-Kāst Ra'iyat*)・所持人 (*Jotadara*; *Jotdar*) の三身分がある。以上二様の身分構成の原理は、基本土地台帳に反映されているように、村落の土地に対する権利の格差として現われている。以下の分類整理においては、最初の整理基準を村落の土地に対する権利に求め、次の規準として上記の二様の原理を適宜併用する。その結果は左のようにならう。

I 公租免除地 (*Majurāni*) の保有者、つまり土地貢租を納めないで土地を保有する権利を有する者が七名。これはさらに宗教宗派別・カースト別に細分される。

① 神事用地を保有するブラーフマン。一名——*Siddhesvari Thakurāṇi*.

② ブラーフマン用地を保有するブラーフマン。二名——*Rāmanohana Cakrabartī, Harekr̥ṣṇa Mukhopādhyaya*。(うちラームモーハン＝チャクラバルディーはシッデーシュワリー＝タークラーニーの受託人^{せうたくにん}となっている。)

③ 善功者用地 (*Mahatṛāṇa*) を保有するサドゴープ (*Sat-Gopa, Sadgop*) = カーストのヒンドゥー。一名——*Harekr̥ṣṇa Ghoṣa*。⁽⁹⁾

④ ヴィシュヌ派修道者用地 (*Baiṣṇabatra*) の保有者。二名——*Kisoradāsa Baiṛāgi, Rāmalocana Baiṛāgi*。

⑤ ファキール用地を保有するムスリム。一名——*Sakira Deoyāna (Sakir Diwān)*。

II もつとも低率の土地貢租を負担して、ザミーンダールの村落行政事務を担当するものが一名。

⑥ 従士給与地 (*Cakrāṇa*) を保有する「歩兵 (*Paika*)」。この称号が職名だけでなく家系の名(姓)でもあったとすれば、オリッサ州のカンダイト (*Khaṇḍaita*) = カーストとみるのがよいであろう。⁽⁷⁾ 一名——*Baidyanātha Paika*。

III 村落の土地を保有する権利と保有地について土地貢租を納める義務とを有する者が一四名。ライーヤット(臣民。インドでは「農民」。*Raiyāta: Rai'yat*) と総称される。⁽⁸⁾

⑦ 宅地 (*Bāstī*) と稲作地 (*Sālī, Sunā*) とをともに保有する居村農民が五名。

i 明らかにサドゴープ＝カーストに属すると認められる者。四名——Ramadulāja Paṭa, Rāmasundara Ghōṣa, Rāmalocana Ghōṣa, Taracāṇḍa Ghōṣa.

ii サドゴープ＝カースト、または農業に従事するカイバルッタ (Kaibartta)＝カーストに属すると思われる者。一名——Rāmājaya Dāsa.⁽²¹⁾

⑧ 宅地を保有せず稲作地その他の農地のみを保有する他村農民が四名。

i サドゴープ＝カースト。一名——Rāmahari Ghōṣa.

ii サドゴープ＝カーストまたは農業に従事するカイバルッタ＝カースト。一名——Radhakṛṣṇa Dāsa.

iii カーヤスタ (Kāyastha)＝カーストに属するらしい者。一名——Jagamohana Basu.⁽¹²⁾

iv カーヤスタまたは、バールイーのいずれかのカーストに属すると思われる者。一名——Rāmadhana Datta.⁽²¹⁾

⑨ 宅地のみを保有する居村農民が五名。いずれも家系名(姓)をもたず、個人の名にカースト名をつけてよばれる。カーストはいずれも手工業・商業に関係する職能カーストである。

v 理髪業。Jagannātha Nāi.⁽²³⁾

vi 製菓業。Rāmahari Madaka.⁽¹⁴⁾

vii 洗濯業。Lakṣmikaṇṭha Dhopā.⁽²¹⁾

viii 金属加工業。Gaṅganarāyaṇa Kamara.⁽²²⁾

ix 貴金属加工業—貨幣秤量業 Rāmadhana Poddāra (Futah-dār).⁽¹⁵⁾

IV 他処居住者保有の公租免除地または従士給与地の所持人として、かれらの保有地の耕作に従事する者で、居村農民としては登録されておらず、宅地の所在も不明である者六名。これらのなかには後節で述べるように、居村農民または他村農民のどれかと家系上の脈絡があると推測しうる者が四名、それらとは独立の家系とみられる者が二名いる。前者は Dayarāma Basu, Sobharāma Dasa, Radhakṛṣṇa Ghoṣa, Nidhirāma Basu であつて、カースト帰属は家系名との対応で、前掲のように推定できる。後者は次のとおりである。

x カースタ=カーストと推定される者。Ramadhana De.⁽¹⁸⁾

xi ゴールラー (Goālā; Goyālā) = カーストと認められる者。Ramadhana Gopā.⁽¹⁹⁾

V 基本土地台帳には居村農民・他村農民・所持人のいずれとしても登録されておらず、村方出納原簿にのみ土地貢租の代納人として現われる者（ただし、かれらがただ納入の使者に立っただけなのか、立替え払いをした債権者なのかは、帳簿からは判明しない）。

居村農民 Ramadulāla Palā の代納人——Kāśī Kāmāra.

同 Rāmasundara Ghoṣa の代納人——かれの兄弟 (*tasya Bhrātṛ*)。

同 Tārācāṇḍa Ghoṣa の代納人——Sbarūpa Ghoṣa, Kālī Ghoṣa.

同 Rāmahari Madaka の代納人——Sonāṇa Modaka.

他村農民 Rāmahari Ghoṣa の代納人——Śyāma Sarakāra (Sarkār), Balarāma Sarakāra.

同 Ramadhana Datta の代納人——Nālū (?) Datta.⁽²⁰⁾

右八名のうち、シャーム・バルラーム両サルカールが、本村の土地とどのように関係していたかはまったく不明であ

るが、居村農民の代納人五名はやはり居村農民の家系に、他村農民の代納人一名も他村農民の家系に、それぞれ属するものとみられるであろう。右八名のほか、村方出納原簿にザミーンダーリー庁舎に敷物を納めた人物として現われる Rāmasundara Dāsa は、帳簿からは帰属が不明である。

以上のうち、I・II・IIIは本村の土地をザミーンダールから直接に保有する住民諸家族の家長的地位にあった人びとであり、IVはIIIに家系上従属するかあるいはそれと独立に (x・xi) 他処居住する本村土地保有者の土地を耕作していた人びとである。Vもまた家系上はおおむねIIIに吸収されるように思われる。従って本村住民の中心的な家系は大きくI・II・IIIの範囲に限定して考えてよい。ゴーパールブルの身分構成はそれゆえI・II・IIIについて検討すればたりのであろう。

まず総体としていえるのは、本村人口のほとんどすべてがヒンドゥーであつて、ムスリムはファキール一家族（これは単身世帯である可能性が強い）にすぎないから、ほぼ完全ないわゆるヒンドゥー村落だということである。そしてヒンドゥー村落の例にもれず、儀礼身分 (Ritual Status)⁽¹²⁾ のもっとも高いブラーフマンから、登載された範囲ではそのもっとも低いとみられるドーパー (洗濯業) まで、およそ一〇ほどの諸カーストが一村落を構成している。おそらくは村の縁辺部分に居住していた不可触民層 (Achūta) が、以上のほかにあつたであろう。諸カースト相互の儀礼身分の上下関係が一八一〇年代のゴーパールブルでどう意識されていたかは知ることができないが、ブラーフマンを頂点とし推測される不可触民層を底辺とするカースト身分秩序の存在したことは確かである。正統的な身分秩序と離れてヴィシュヌ派修道者とファキールとがいた。これが一応の鳥瞰図であろう。

しかしながら、本村のいわゆる支配カースト (Dominant Caste)⁽²³⁾ はサドゴープであつた。本村居住ブラーフマン

三名の保有地面積は、ゴパールブルの産出地 (Hesla) 総面積の三・九%にすぎず、しかも本村の最重要農制地目たる稲作地をまったくふくまない。サドゴープ、つまりパール・ゴージュ姓の農民は他処居住者に寄進・施与された所持地まであわせれば実に五五・六%に達しており、冬作稲作地 (Sati) の七一・一%、秋作稲作地 (Suni) の五三・二%を占取している。カーストと家系名 (姓) との関係は、註に記したように必ずしも厳密ではないので、もしかれらがカーヤスタを称してでもいたとすれば、支配カーストへの土地集中率はさらに大きくなるであろう。

ところでゴパールブルの基本土地台帳における人口の身分的構成は、先述のような、儀礼身分とか支配カーストとかいった、現代の村落を研究するための社会人類学的概念装置のみをもつては把握しえない。居村農民・他村農民・所持人という区分が確認されるからである。この区分は現代のベンガル農村では既に消滅しており、私が所持と試訳した Jota も所持人の Jodār もその意味が変化していることは、周知のとおりである。⁽²³⁾

居村農民についての古典的解説は、自分の居住する村落の土地を耕作し、最高の貢租を負担し、保有地について不可侵・不可譲の世襲的権利を有する、ということであった。⁽²⁴⁾ 貢租負担については別稿で論及するとして、この古典的解説において明らかに欠落しているのは、居村農民が農耕民カーストと手工業諸カーストとから構成されていて、前者は宅地と稲作地とを併有するのに、後者には宅地のみが許され稲作地は拒まれているという、居村農民階層ないしは集団内部のカースト編成の問題である。⁽²⁵⁾ 他村農民についての古典的解説もまた、かれらが自分の居住しない村落の土地を、短期間の契約で耕作すること以上は述べておらず、⁽²⁷⁾ かれらが書記職や農耕民のカーストのみから構成されるものであって、手工業カーストをふくまず、少くとも収公地内に登録された宅地をもたないということまでは、注意されなかった。こうした欠落の原因は、いうまでもなく、植民地政府行政官の問題意識の限界にある。しか

しながら、古典的解説が両者の相違を、かれらと村落の土地との関係に求めたことは重大な貢献であった。

事態がここまで明らかになった以上、われわれはもはや単純な階層概念に甘んずるべきではなからう。居村農民とは村落開基以来の、遅くとも公権力が土地丈量を通じて村落の土地への支配を及ぼす以前に開発されていた土地を、かれらの生産活動の基盤としてかれらの労働にもとづいて占取していたところの、いわゆる本源的土地所有の担い手たちに系譜するものであり、かれらの生産活動をカースト間分業をもつて相互媒介する農工統合の共同組織を構成していた、という理解に達しうろ⁽²⁸⁾。もともと、本村のカースト構成は一見して自明なように完結的な自給自足体制をとりうるまでには分化していないから、農工統合の共同組織は実際には一村落規模では不可能であつて、村落連合の規模において形成され機能していたものであらう⁽²⁹⁾。村落とはかかる村落連合共同体の分枝をなす本源的なる土地所有^生産者たちの共同体であつたと考えることができる。

思うに居村農民は、開発領主たるザミーンダールの指揮統制下に、諸分枝村落の開発に従事した人びとの家系に連なる子孫のほかに、公権力介入以前に來住して村落の生産活動に参加するに至った人びとないしはその子孫をもふくんでおり、さまざまな來源をもつ農業・手工業生産者が公権力の貢租の査定徴収を目的とする土地丈量を通して、当該村落の土地にその共同体の規律とともに緊縛されたものであらう⁽³⁰⁾。そして、その時点で他村落から当該村落への通り耕作に従事していた者や、当該村落でも既開発集落から遠く離れた場所に居住して村落の土地を耕作していた者とは、相異なる身分集団として公権力の側からの規定を受けたものと思われる。おそらく公権力側の規定は村民側の意識における先住後來の差別にも対応するものであつたであらう。いずれにせよ、村落開基以来公権力介入以前のいわば自然に形成された村落内の生産諸関係と社会秩序とが、公権力によって制度として固定されたところに、

居村農民 (Kudakastā) と他村農民 (Paikastā) という身分階層形成の要因を認めることができる、と私は考える⁽³¹⁾。

居村農民集団を構成する手工業諸カースト成員が、どのような形態または経路をとって村落開発に参加したかは、実はカーストの形成ともかわる大きな問題である。私は、かれらの一部分にせよ全部にせよ、想定されるザミーンダールの開発者集団⁽³²⁾の内部に、身分的・職能的にのちの農耕民のカーストを形成する人口部分とは異なる人びとが従属して、諸村落の開発形成期に各村落に分属させられたものとみるか、あるいは既に一定の身分なり階級なりに分化していた先住民を、各村落に再配分しつつ特定の職能に充用したとみるか、二様の蓋然性を示唆することとどめたい。それはどちらにしても、かれら手工業カーストの居村農民が宅地のみを保有するのは、それがカースト間分業の体制を維持する上から必要であったためであり、稲作地を直接に保有しなくとも手工業労働に対する報酬として飯米の供給が保障されていたからであろう。身分格差を根拠とする稲作地保有の禁止という把え方を否定することはできないが、事の本質はむしろ分業のための共同組織の再生産にあり、その共同組織のうちに身分格差の矛盾が止揚されていたとみる方がより適切であろう⁽³³⁾。

手工業カースト成員が家系名(姓)をもたないで現われてくることについては、かれらがカースト身分上農耕民より劣位にあつて、前者が後者と譜代的な家と家またはその連合体との従属関係を結んでいたためとも想像されるが、現段階では確認できない。

居村農民集団は以上に述べてきたような構成をもつ共同体ないし農業経営体と称すべく、その総体をひとつの身分集団として把握したものは公権力であり、そうした把握を可能にする実体的基礎は共同体内部に潜在した。しかしながら私がここで疑問に思うのは、基本土地台帳に居村農民として登載される条件は、あくまでも村落の収公丈量され

た土地の保有者としてではなかったか、ということである。もとより当該村落の開発者集団を構成した家系に系譜し、あるいは後来の者でもその共同体の成員資格を何らかの方法・経路で取得していれば、村方の扱いとしては当然居村農民であり、そうあることがまた登載の必要条件であることは動かしがたいが、しかし充分条件ではない。共同体の成員ではあっても、保有地の丈量を免れることができれば、基本土地台帳に登載されることはありえないのである。直接の史料証言はいまはえがたいが、問題点としては指摘しておいてよいであろう。

このようにして村落が共同体を基礎に形成される過程で、ないしはそのうちに発生するのは、共同体員の儀礼要求を充足すべく神事・祭祀の専門家たるブラーフマンを勧請することであろう。かれらには住居なり神事・祭祀料地なりとして村落の土地が寄進・施与されるのであるが、この一連の外見宗教的な行為はザミーンダールひいては国家の農民・手工業者に対するイデオロギー支配の装置を作り出すために好ましいことであつたに違いなく、公租免除地が設定されたのはまず権力側の必要から説明されるであろう。やがて勧請・寄進・施与はブラーフマン以外の他の宗教家に及び、遠方の宗学を中心に居住する宗教家にもむけられる。³⁴のちに土地の寄進・施与の意味も変化し、やがては公租負担の軽減のためにそれを行なう傾向も発生したのではないかと思うが、その事情は定かでない。

推察すればこうであろう。居村農民の共同体は、儀礼身分の高いブラーフマンと、おそらくは存在したに違いない不可触民とを自らの上下に配置し、共同体内分業に加えて、前者とは儀礼役務と農産物・手工業生産物あるいは労働との交換の、後者とは譜代家属的な労働力収奪の、関係をそれぞれ結ぶことによって、ひとつの村落を形成する中核となったものと考えられる。しかしこの村落はその人口規模ことにカーストあたりの家系数が一定規模以上に達しない時には、近郷一円の村落と関係してカースト内婚制を村落外婚により維持するものでなければ、自らを再生産しえ

ないであろう。ゴパールプルではこの条件の必要性は明白である。それを提供したものが各村落の共同体を包摂する上位の共同体としての開発者集団の分布した地域内における各カーストの組織的結合であったと私は考える⁽³⁵⁾。

他村農民の身分階層としての成立事情については先に推論したが、ゴパールプルの基本地台帳からは、公権力の村落介入時点以後において収公丈量された土地を耕作している他村の農民でない限り、公法上ないし租税法上の他村農民身分を構成しえなかったのではないか、という疑いももたれる。もちろん村落内部では、単に他村からの通い耕作とか後来の移住とかいう事実をもって、居村農民と他村農民とを識別する意識があり、村政への参加の権利などに差別があつたとは思われるが、公法上の他村農民として登録される条件は、やはり収公丈量された村落の土地を現に保有するという事実に求むべきであろう。この問題は居村農民についての先述の疑問とともに、所持・所持人の問題とも絡むので次節で再論するが、さしあたっては、居村・他農農民のいずれでもなく、かれらとの家系関係もありそうにない所持人や代納人の存在が、基本土地台帳・村方出納原簿に現われることを指摘しておきたい。なお付言するならば他村からの農民の流入は、やはり村落横断的なカースト結合を媒介として可能となつたものであろう。

他村農民中に手工業カーストの者が見当らないことは、一方ではカースト間分業体制の強固なことがかれらの他村への流出の必要をなくし、かつ阻止したとも考えられるが、村落の収公丈量された土地の保有が公法的に他村農民として登録される条件をなすと考えるならば、明証をえないものの、村方では他村農民扱いされる手工業カースト民のいたことも、一般にはおそらく予知しておいてよいことであろう。⁽³⁶⁾

以上の分析を通して、われわれは次のような理解に達する。ゴパールプル村の人口は基本土地台帳に登録された限りでは、ブラーフマンからドーバーに至るカースト身分階層に編成されていた。村落の本来の住民は農耕民・手工

業者諸カーストの分業体制＝生産活動のための共同組織をもつ共同体を構成しており、かれら共同体員は公権力による本村の土地の収公丈量そして記帳の作業を通して、居村農民 (*Khodakasta*) なる身分階層集団として固定された。共同体に所属しないでゴールブルの土地を耕作する者は、これに対して他村農民 (*Pahasta*) なる身分階層集団をなすものと認定された。両身分階層集団間の権利・義務上の格差については、基本土地台帳は直接には何も証言しないといつてよいが、少くとも、両者の間に支配と従属、所有と収奪の関係を設定することは、不可能というべきである。村落開基の時期は、サドゴール＝カーストへの土地集中からみて十六世紀以降と考えられる。

註

(1) OBZA, pp. 294, 304, 312, 316, 328, 344. なお居村・他村農民、従士、所持人による代納も行なわれている。代納については拙稿一〇で再説した。

(2) ミトラはカーヤスタ (*Kayastha*) およびパールイ (*Barui*) の両カーストの一称号 (title) といわれる (H. H. Risley, *The Tribes and Castes of Bengal*, 2 vols., Calcutta, 1891, vol. 2, p. 98.)。しかしながらカーストとしてのカーヤスタは、さほど厳格な儀礼的・職能的身分を維持するものではなく、むしろ富裕な他カーストの成員をとり入れる柔軟性をもつもののようにある (*op cit.*, vol. 1, pp. 438-440.) ので、私はこのミトラをパールイ、あるいはパールイからカヤスターにカースト身分を上昇させた者とみたい。パールイのカースト職能は蒟醬樹の栽培であり、熟練と相当の専門知識が要求される。カースト身

分は高くいわれる *Nabaskaha, Jalcula, Jalacareniya* に属する (*op cit.*, pp. 71-74.)。

(3) この表現は制度的にはもちろん正しくない。法律的にはザミンダールのガウルモールハン＝ラーイ＝チャウドウリが土地所有者 (地主) であり、この一〇名は借地人であつたにすぎない。問題は後節で改めて論及するように、土地保有の重層的構成にある。

(4) 私はこれまでも「ライヤットの階層」といった表現をとり、「階級」という用語を避けてきたが、これは植民地時代初期のインド村落の人口区分においては、所有と非所有に根拠をおく支配と従属、搾取と被搾取の敵対的關係を検証するのみでは不充分であり、実態に即してもむしろいわれる「威光の尺度 (Prestige Scale)」にもとづく区分から考えるのが有効と判断したからである。「威光」の質は土地所有とカースト帰属、

一九世紀初期西ベンガル農村の社会経済関係——ゴープールブル土地文書の研究

そして村落への帰属の三要素の結合したものととして構想すべきであろう。階級関係は階層間ならびに階層内部の関係として把えられるであろう。

(5) ここでいう身分とは、前註で述べたような「威光の尺度」を根拠とする社会階層をさす。そのような意味での身分はムガル期の固有の国家法規としてはみいだされないようであるが、土地の地租行政のなかで承認され実践されていた一種の法的規範として現われていたことは、確実であろう。

(6) ゴーシユは、サドゴープ(Sadgopa)＝カーストのなかのブルバークリヤー(Parba Kulya)＝サブカーストの一族内婚集団の名称、ならびにカーヤスタおよびゴーフーラー(Gofala)両カーストの一称号といわれる。サドゴープはゴーフーラーから分離した農耕専業民といわれ、カースト身分は高くいわれる Nabasakha に属する。宗教上はヴィシシュヌ派といわれる(H. H. Risley, *op cit.*, vol. 1, 1, p. 281, vol. 2, pp. 212-214)。最近の研究では、十六世紀の後半には既に遊牧のゴーフーラーからわかれた食料・商品作物の栽培と交易に従事するバンクリゴープ(Banika Gopa)の活動がみられ、かれらの一定地域への定着と政治権力の獲得掌握を通してサドゴープが形成されたと考えられている(Hitesranjan Sanyal, *Continuities of Social Mobility in Traditional and Modern Society in India: Two Case Studies of Caste Mobility in Bengal*,

The Journal of Asian Studies, XXX-2, Feb. 1971, pp. 321-326)。

私がゴープールブル基本土地台帳のゴーシユをゴーフーラーとみなしたのはかれらの農地保有を根拠とする。カーヤスタとみないのは、パール・ゴーシユ・モンダル姓の富裕なサドゴープが、カーヤスタと称するに至る事例が現代にもみられること(H. A. Ali, *Then and Now (1933-1958): A Study of Socio-Economic Structure and Change in Some Villages near Visva Bharati University Bengal*, N. Y. - Calcutta, 1960, pp. 37-38, 47)と、カーヤスタ＝カーストそのものの柔軟性による。フリーの前掲書の調査例では、三十四年に間全村の世帯数が四一から三六に減少したある村落で、サドゴープ世帯数のみは二四から八に激減し、カーヤスタは〇から八に急増しており、これがカースト身分の移動を示すものと分析されている。

(7) バークはゴーフーラー・カンダーイト(Khandaita)・チャースードーバー(Casathoba)・ポード(Poda?)・ドービー(Dhobi)諸カーストの一称号といわれる(H. H. Risley, *op cit.*, vol. 2, p. 153)。しかしながら、ゴーフーラーは牧畜を専業とし、チャースードーバーは農耕・交易に従事するものの、カースト身分は低くつむゆる Jalacala, Jalayvadharya に属する(*op cit.*, vol. 1, pp. 193-195)ものであり、ポードもまた漁撈

・農耕・交易に従うがカースト身分は決定的に劣る (*op cit.*, vol. 2, p. 176-177)。ドビーはビハール州の洗濯業カーストでベンガルとは無関係である (*op cit.*, vol. 1, p. 233)。ゆえに以上の四者はゴープールのバーイクに当るとは考えにくい。カンダーイトはオリッサ州の土侯国の軍人・領主層で、ウリヤー語では「剣士」を意味する (*op cit.*, vol. 1, p. 461)。私はこのカンダーイトがおそらく十八世紀はじめごろから、当時の政治的条件のもとで、ベンガル西南部に進出して、在郷領主層の従士や歩兵として登用されて行ったのではないか、という推測をもつ。

(8) もつとも正確なライヤーット概念の提示は、J. Alexander, *On the Tenures and Fiscal Relations of the Owners and Occupants of the Soil in Bengal, Bahar and Orissa, Journal of the Asiatic Society of Bengal*, XIV, p. 531. (拙稿六第三節註26所引) にみられるものであらう。

(9) パールは次の諸カーストの一称号とされる。すなわち、カーヤスタ (うち二つのサブカーストのみ) ・テリー (Tel. 搾油業者) ・サドゴープ・クマール (Kumhar. 陶工) ・ターンンリー (Tambali. 蒟醬^{ベニ}業商人) ・ターンティ (Tanti. 織布業者) ・スバルナパニク (Subarnabanika. 貴金属商人) ・ストラダル (Sattrahara. 木工) の八カーストである。 (H. H. Risley, *op cit.*, vol. 2, p. 154) 本村のパールは農地を保有しているの

サドゴープとみるのが適當である。カーヤスタを避ける理由については既に述べた。

(10) ダースは非常に広汎に用いられる称号であつて、ベンガルではカーヤスタと「ナバサーカー」グループに属するすべてのシェードラ (Sadra) ならびにカイバルッタ (Kaibartta) とスーンリー (Sanni. 酒造業者) とがこれを称する (H. H. Risley, *op cit.*, vol. 1, p. 214-215)。従つてゴープールのダースは、同僚農民のパール・ゴージュと同じく、サドゴープである可能性が強い。カイバルッタは漁撈と農耕とに従事するカーストで、ナバサーカーより一級低いとみられているが、富裕な農耕民部分がダース姓を介して上方に身分移動する可能性も、否定はできないと思われる (*op cit.*, vol. 1, p. 375, 381-382)。

(11) パスはカーヤスタの二つのサブカーストにみられる称号付加語 (a titular adjunct) といわれる (H. H. Risley, *op cit.*, vol. 1, p. 77)。カーヤスタは一般に「書記職」と解されているが、このカーストは先にも述べたように融通無礙を特長とするので、このパスの本来の出自を「書記職」としてしまふことはできまづ。

(12) ダッタを家系名 (姓 a family title) とするカーストには、以上のほかサドヤハバイデヤ (Sadya Baidya. 医師職の一サブカースト) ・マヤラー (Mayara. 製菓業者) ・サーンカリー (Sankari? 貝殻を割る職人) ・ターンティ・ターンブリー

一九世紀初期西ベンガル農村の社会経済関係——ゴパールブル土地文書の研究

ガンダバニク (*Gandhabanika*. 香料商)、スートラダル・スバルナニクを数える (*H. H. Risley, op cit., vol. 1, p. 216*)。本村のダットは土地保有者であり果樹園 (*Bagata*) 経営者であるので、手工業カーストとは認めがたく、商人カーストと考えることもためられる。

- (13) ナーイ (*Nai*) はカースト名のナーピト (*Napita*. 理髪師) の同義語である (*H. H. Risley, op cit., vol. 2, p. 122*)。カースト身分は高く *Nabasakha* に属する。詳しくは *Ibid., pp. 124-129*. を参照。

- (14) マダク (*Madaka*) はカースト名のマドウナーピト (*Madunapita*. 製菓工) およびマヤラーの同義語であり、カースト身分は *Nabasakha* に属する。詳しくは *Ibid., pp. 26-27, 84-86*. を参照。なお基本土地台帳以外の帳簿には、マダクを *Madaka* と綴っているものがあるが、ベンガル語の発音の上ではほとんどかわりがない。

- (15) ドーバー (*Doba*) と同いう。カースト身分は低く、不可触民のチャンダール (*Chandala*) と同列視されることもあるという。詳しくは *op cit., vol. 1, pp. 229-233*. を参照。

- (16) ローハール (*Lohara*. 鉄工) とは異なっており、いかなる金属の加工にも従事するといわれる。カースト身分は高く *Nabasakha* に属する。詳しくは *Ibid., pp. 388-392*. を参照。

- (17) ボッダールは明らかにベルシア語に来源をもつことばで、

意味は「貨幣の袋をもつ人」であろう。ベンガルでは高利貸と貴金属・装身具商を営むスーンリーやスバルナニクの一種号 (*a title*) といわれる (*op cit., vol. 2, p. 178*)。リスレーの調査は一八八〇年代のもので、それより七〇年以上もさかのぼる時期のゴパールブルのボッダールを、スーンリーとみることはできない。スバルナニクはカーストの成員とすべきであろう。スバルナニクについて詳しくは *Ibid., pp. 261-266*. を参照。

- (18) デー (*De*) 姓 (*a family name*) はカーヤスタのほか、ガンダバニク・カーマール・マヤラー・ターンブリー・ターンティ・テリー・スバルナニクにみられる (*op cit., vol. 1, p. 216*)。神事用地 (*Debata*) となっている冬作稲作地 (*Sati*) の所持人デーを、後年の資料から手工業・商業カーストの成員とみるのは困難であろう。しかしかれをカーヤスタとみるにしても、本来の出自はサドゴープその他であつたかも知れない、という疑問は残るであろう。

- (19) ゴープ (*Gopa*) とゴアーラーとは同義語であり、カースト身分はベンガルでは低く、*Nabasakha* 以下、農耕民カイバルッタ以下といわれる (*Ibid., pp. 290, 297*)。

- (20) 疑問符をつけたのは、対訳部分では *Neelu* となっているからである。おそらく原文の印刷が誤っているであろう。

- (21) 社会人類学者が村落研究やカースト研究で用いる操作概念

で、特定の儀礼への参加資格、特定の儀礼のなかでの役割分担、清浄・不浄の観念にもとづく出自や職能に対する社会的評価などを根拠とする、社会成層をさすのに用いられる。もっとも特定の儀礼身分成層の成員でも、一過的な状態や行為によってより清浄であったりより不浄であったりするので、この一過的な儀礼境位 (Ritual Status) と区別するため、「ある人があつうは享受する境位 (the status which a man enjoys most of the time)」を特に正常儀礼身分 (Normal Ritual Status) とよびることがある (M. N. Srinivas, *Religion and Society among the Coorgs of South India*, 1st edn, Repr., Bombay, etc., 1952 p. 107.)。儀礼身分概念を積極的に展開したのはスリニヴァースのこの研究書であるが、他にも例がないわけではない。ベンガルでは正常儀礼身分を身分秩序の上下順に次のようにわけてゐる。

I 高位カースト (High Castes)

- ① 清浄なブラーフマン (Clean Brahman)
- ② バイデヤ (Baidya)・カーヤスタ (Kayastha)
- ③ 不浄なブラーフマン (Unclean Brahman)
- II シュードラ (Sudra)

④ 清浄なシュードラ (Clean Sudra)。清浄なブラーフマンに飲料水を提供できる者という意味で、ジャルリチャル (*Jalacala, Jal-Cal*)・ジャルリブーチャラニー (*Jalacaranyia*,

Jal-acaranyia) とよばれる。また清浄なシュードラが伝承では九カーストを数えたところから、ナバシャーカー (九枝分。 *Nabashakha, Navashakha*) という。

⑤ 不浄なブラーフマンの司祭を受け、かれに飲料水を提供できる諸カースト。ナバシャーカーではないが、限定つきのジャルリチャルではある。

⑥ 不浄なシュードラ (Unclean Sudra)。清浄なブラーフマンに飲料水を提供できない者という意味で、ジャルリアチャル (*Jalacala, Jal-Acal*)・ジャルリブウヴァフアハールヤ (*Jalavyaharya; Jalabyabaharya, Jal-Abyabaharya*) という。

III 不可触民層 (Acchuta: Exterior Castes)

IV ⑧ 非ヒンドウ諸部族 (但し非ムスリム)。

(T. K. Basu, *The Bengal Peasant from Time to Time*, Bombay, etc., 1962, pp. 22-29; H. Sanyal, *op cit*, *Ibid.*, pp. 317-318, 334. を参照)

ゴパールブルの実例をこの規格に対応させることは、不完全にしかできない。

(22) これも社会人類学者の用いる操作概念である。支配カーストとは特定の村落または地域において、人口数の上で最強であり経済的・政治的に優越した影響力を行使するカーストをいう。支配カーストたりうるものは、必ずしも伝統的・慣習的格

一九世紀初期西ベンガル農村の社会経済関係——ゴープール土地文書の研究

づけにおける最上級のカーストたるを要しないが、不可触民が支配カーストとなっている例は少ないようである。問題は支配カーストが地域社会の全組織を支えて行くというところにある」といわれる (M. N. Srinivas, (ed.), *India's Villages*, 2nd ed., 1960, *Introduction by the Editor*, p. 7-8.)。

- (23) 現代におけるジョートダールの階級的・身分的性格については、佐藤宏氏の前掲論文が詳述している。

- (24) *The Amin Report, 1778*, R. B. Ramsbotham, *op. cit.*, App, p. 105; *MINUTE of Mr. SHORE, dated 18 June 1789, Paras. 235, 389, 406, The Fifth Report, 1812 ed. by W. K. Firminger, vol. 2, pp. 54, 84, 87-88.* これは拙稿一第二節に抄訳した。そのうち誤訳部分は拙稿五 (本紀要一四—二) 第三節註 24 (一九九頁上段) で訂正しておいた。

- (25) 拙稿一〇 (未発表) で論及したい。

- (26) 居村農民が手工業カースト成員をふくむことは、私の創見ではない。ベンガルのライーヤットに手工業者をふくめることは、前掲のアレキサンダー論文が既に明言していたし、マハーラーシチェトラの居村農民 (*Minasdar, Mirat-dar; vatandar, watan-dar*) 中に職人がみいだされることは、深沢宏「十八世紀デカンの村落における傭人について」(「橋大学研究年報」「経済学研究」一〇) が確証している。

- (27) *The Amin Report, Ibid.*, p. 106; *MINUTE of Mr.*

SHORE, Paras. 225, 407, Ibid., pp. 54, 88. 拙稿一第三節に上掲の一部分を訳出した。

- (28) 以上の考え方は、改めて断わるまでもなく、カール・マルクスが「資本制生産に先行する諸形態——かの『資本関係の形成ないし本源の蓄積に先行する過程』の分析」(二八五八)で展開した所有論に負うている。本源の意味における土地所有として私が理解するのは、人が共同組織の成員たることを前提としてかつその共同組織に媒介されて、自己の労働対象としての土地に關係しこれを占有することである。ゴープールの基本土地台帳の明らかにする保有(後來的・法制的意味での)關係は、その保有の基礎が奈辺にあったかを証言するであろう。なお、インド(ベンガル)の村落における土地所有關係を、マルクス前掲書の「東洋的共同体にもとづく共同態的土地所有」論にかかわらせて解こうとする試みは、農工統合の指摘以上には本稿では果たせなかつた。そのための予備作業は、拙稿八「ザミーンダール・ライーヤット關係の原型——インド社会史への試論」(本紀要一八一)で不完全ながら試みてある。

ともあれ、居村農民がイギリス法的意味で所有者か借地人かを議論した、植民地行政官の理論水準に低迷することは、もはや無益であろう。

- (29) 本稿Ⅱ第五節参照。

- (30) 古典的解説を引けば、原則として居村農民は「かれの占有

(possession) にかかる土地のいかなる部分をも手放すことができず、農制地目 (species of cultivation) を変更できない」のであり、さらにその土地保有権は保有地の売却・質入れ (処分権) を含まなかった。

(30) 「農民」が居村農民と他村農民との二大身分階層から構成されることは、ほぼ全インド的な史実といつてよい。最近の研究では、マハーラーシュトラについては、深沢宏「一八世紀マラーター王国における農民について」(『一橋論叢』五三—八 一九六五年)、南インドについては、柳沢悠「十八世紀末南インドにおける土地保有関係——『イギリス下院インド問題特別委員会第五報告』にみる」(『東洋文化』五・〇五一合併号 一九七一年)、北インドについてはその特殊な村落のあり方をも含めて、S. C. Gupta, *Agrarian Relations and Early British Rule in India. A Case Study of Ceded and Conquered Provinces (Uttar Pradesh) (1801-1833)*, N. Y., etc., 1963, pp. 37-41, 45. を参照せよ。

(32) この概念については拙稿八第四節参照。

(33) 拙稿八ではカーースト間分業や農・工統合の問題が視野に入っておらず、その点についてはつとに多田博一氏(アジア経済研

究所専任調査員) から私信をもつてご指摘をいただいていた。氏の批判に感謝したい。

(34) 他処居住者たちの居処のうち、ブラーフマン二名の居住地カーリーガートとトリベニーとはともに、宗教・教学の中心地であった。ガジガンターやアグラドビーブは商業交易の中心地であるが、それ以上のことはいまは調べられない。カルカッタ居住者が二名もいるのは、植民地政庁都市への人口移動と関連するかも知れない。

(35) 私はここで社会人類学者のいう、諸カーーストを縦断する垂直的統合または連帯 (Vertical Unity, or Solidarity) としての村落、ならびに諸村落を横断する水平的統合または連帯 (Horizontal Unity, or Solidarity) としてのサブカーースト、という概念構成を想起する。しかしそれらの概念の有効性の歴史的検証は、一年次の一村落の記録からはできることではない。

(36) 植民地化される以前のマハーラーシュトラの農村には、居村農民身分をもたぬ「他処者 (Upatri)」の職人がいたことが、深沢教授の前掲論文(『経済学研究』一〇)で報告されている。ベンガルについては今後検討さるべきことがらであろう。

二 土地保有関係 (二) 税制地目を中心に

ゴーパープル村がガウルモーフハンライイチャウドゥリを法定の土地所有者とし、そこに総計三十二名（フアスリー曆一二三三年末）の借地人をおく、という関係にあったことは、前編第三節の第一・二表をみれば一目瞭然であろう。この三十二名が正確を期すれば三十二家族であり、その家族というのはいわゆる合同家族から苦行者の單身世帯までをふくんでいたであろうことは、史料の上から充分には判明しないとはいえ、首肯して誤たないと考えられる。三十二名の借地人は、ザミーンダールを通して公租輪納の義務を負う者と、公租を免除されている者、さらには両者それぞれの内部でのカースト帰属の相違のごとき、身分上の格差をもつて、あるいは本村居住者と他処居住者という居住の相違をもつて、または農地保有量の多少という階級的成層区分をもつて、具体的な規定をそれぞれ付与されなければならない。しかしながら、すべてを法制上は一樣に借地人とすることに、問題はあるまい。それとともに、公租免除地の所持人として土地保有者とは別に基本土地台帳に登録された者たちも、ゴーパープルに生計の一部あるいは全部を托している点では広義の村民であるから、当然視野に納められなければならない。本村の土地保有関係を分析するに当って、本節ではまず、保有者なり所持人なりの人と税制地目との関係を中心として、史料を検討しその背後に伏在する事実を採ってみたい。

まずザミーンダールのガウルモーフハンライイチャウドゥリは、当時カルカタに居住しており、村の貢租管理はパーイクに委ねていた。⁽¹⁾⁽²⁾

居村農民について注意を要するのは、農業者カーストに属する三名が、いずれも農民保有地のほかに所持 (Joa) の形態で、他処居住者の保有にかかる公租免除地の経営に当っていることである。この問題については、有力な証明の材料は見当たらないが、寄進・施与されて租税法の公租免除地となる以前の、それらの土地の保有者が、所持人ない

しその父祖であつたと考えることは、無理の少ない解釈といふべきであらう。その寄進・施与に原保有者の意思がどの程度にかかわつていたかは不明ではあるが、私は他処居住者の公租免除地を本来は居村農民の保有地であつたものと考え、その所持人が保有者であつたと理解する。⁽³⁾ただし、原保有者が絶家ないし逃散していれば、他村から所持人を導入して耕作させることもあつたに違ひない。

居村農民保有地でもうひとつ問題になるのは、ファスリー暦一二三年のための土地丈量以降に生じた地籍の移動であらう。前掲の第二表ならびに土地・貢租増減対照簿 (*Jama Oyesila Baki*) と人別土地・貢租増減決算簿 (*Ka-raca Hisaba*) との引例でみたように、ラームスンダル⁽⁴⁾ゴージュからターラーチャーンド⁽⁴⁾ゴージュへの分地が行なわれていた。しかしこの分地は地籍上の交換 (*Eoji*) という以上には、内容が判然としない。ターラーチャーンドが宅地を取得していないことから考えると、ラームスンダルの宅地内に同居したまま家産を分割したものと解するのが、もつとも自然なわけではなからうか。⁽⁴⁾

いずれにもせよ、居村農民身分の者はすべて、丈量された保有地の一切について、土地貢租 (この時期では法制上は「地代」) 納入の義務を負つていたのであり、カーストの相違も農制地目の差異も、この義務には影響しなかつた。⁽⁵⁾他村農民身分の四名については、まづつぎのようなことが考えられねばなるまい。すなわち、居村農民の土地占取権が世襲的かつ永代的であるのに較べて、他村農民のそれは短期的暫定的である、という十八世紀末の植民地政府行政官たちの観察と、十九世紀初頭のゴパール文書の示す事実とを、どのように連絡させるかである。

われわれの基本土地台帳についてみるならば、四名中三名の保有地のある部分はだれかの退転した土地であつて、記名されている退転者が居村農民・他村農民のいずれであつたか明確でないが、いずれにしても退転地の荒廃を防

ぎ、土地貢租収入を確保するために、それが他村農民に貸与されたものであろう。ところが残る一名のばあいは、保有する地片のいづれについても基本土地台帳に退転者が記名されていない。前の三名についても、退転者不詳の保有地が認められる。

以上の問題を解決するためには、地域的・年代的に相当数の土地・貢租台帳類を集めて検討せねばなるまいが、この段階で試案としての判断を示せば以下のごとくであらう。退転者名はおそらく前回の土地丈量時から以後に生じたものが記入されたものであって、前回と今回つまりファスリー暦一二二三年との保有者が同一である地片については、退転者の記入を必要としなかったのではなからうか。蓋し基本土地台帳の目的は土地貢租の納入者と金額とを確認する作業の第一歩であつたから、その点で変動がないかぎり採録の必要はなかったと考えられるからである。この考えが誤っていないとすれば、他村農民のうちラーダークリシュナードスは、十数年ないし二十数年にわたつてゴーパール村の土地を保有していたということにならう。

いまひとつの仮説は、他村農民の進出の過程についてである。残る三名の他村農民は、稲作地と果樹園とについては、最近の退転地を継承しているが、ラームハリゴーシュのバナナ園と、ジャガンモーハンバスのならびにラームダンリダットの非灌漑台地とは、もしそれが退転地であつたとしても、退転後十数年ないし二十数年を経過しているであらう。むしろ次節で考察するようにそれらはかれら他村農民の開発にかかるものであつたかも知れない。いづれにしても他村農民の進出経路が、まず稲作地以外の農地を取得占取し当村で一定の地歩を固めた上で、機会があれば稲作地へも進出した、と想定できるように私は考える。論拠はまだ不充分であるがこれが第二の仮説である。

特契小作地の保有者は二名であつて、その身分上の内訳は居村農民・他村農民各一名、いづれも農耕民カーストに

属する。居村農民ラームドゥラールパールは、ラームブラサードゴシユの退転地を継承しているが、他村農民ラームハリゴシユはそうではない。これは退転地だったとしても古いものである。しかしながら、特契小作地は他村農民保有の稲作地のように退転地の続耕のみを目的とするものではなく、明らかに未耕地の開墾と関連している。前掲第一表でみるように特契小作地は三丈量区画が近接しており、しかも荒蕪地と既耕地との間に位置している。これはおそらくこの三丈量区画がある時期まで可耕蕪荒蕪地であり、それが請負耕作に出されて稲作地として開発されたことを意味するものであらう。⁽⁶⁾ 請負耕作の始まった時期はおそらくとも前回の土地丈量より以前であらう。

なお既に述べたように、特契小作地の土地貢租率は一二三年の時点では居村・他村農民保有地と変わらず、貢租台帳群中では特契小作地はそれとして明示されないで、保有者の身分に従って分類されている。これはおそらく特契小作地という税制地目が一種の経過的な範疇であって、いずれは保有者の身分による税制地目に吸収されて行くことを示すもののように考えられる。

公彰者恩給地の受給者二名はともに他処居住者である。かれらまたはかれらの父祖がかつてゴパールブルの住人であったか否かは不明である。いずれにせよ、バージャーウツラーミルキーの保有地がラームスンダルゴシユの家の保有地から寄進・施与されたであらうことは、ほとんど疑いがあるまい。ラーダーモーハンミトラの分については、後段で所持の問題を一括して考察する際に言及したい。

従士給与地については相当な疑問が生じる。明記された「本人所持」は綿作地のみであって、同一丈量区画内に設けられた宅地と果樹園については特段の記載がなく、稲作地はすべて二名の居村農民の所持地となっている。そしてその稲作地の一部はラームニディパーイクの退転地である。従士給与地の構成はこのように複雑である。多様な名

儀の地片が従士というひとつの身分ないし職能に包摂されているのである。この複雑な構成にひとつの試案的解釈を施せば次のようであろう。

(一) ある時期にゴープールブルのザミーンダールは仕官を求めたある人物をパーイクに任用し、扶持として果樹園つきの宅地を支給した。この部分は後述のように本来ザミーンダールの直轄地から聖俗の役務に対する給与地として支給されたものであるから、パーイクの代が替っても法制上は「退転」にならない。

(二) 稲作地部分については次のいくつかのばあいが考えられる。ラームローチャン^{II}ゴーシュ所持の部分は、①かれの父祖またはかれ自身がパーイクに収入を保証する目的をもつて、自発的にまたはザミーンダールの命令によって、居村農民としての占取権を所持しながら従士給与地に寄託した。ラームニディは、死か退役かの事情はともかく、居村農民所持地を従士給与地として用益することを退転し、その地片はやはり同じ従士給与地としてバイデヤナートにひきつがれた。②ラームニディが開発したものを同人退転のちバイデヤナートが承継し、ラームローチャンと一種の小作契約を結んで耕作させている。ソーバーラーム^{II}ダース所持の部分は、③バイデヤナートの代にラームジャイ^{II}ダース家の保有地から従士給与地に寄託されたもので、ソーバーラーム自身はラームジャイの親族としてその宅地に同居している。④前回の土地丈量以前に退転した居村農民の保有地から従士給与地に寄託されたもので、ソーバーラームはその退転地を承継した他村農民ラーダークリシュナ^{II}ダース家の一族である。⑤バイデヤナートが開発し一種の小作関係によってソーバーラームに耕作させている。後者の家系がもし他村農民のダース家に連なるとすれば、最初の所持人は既に退転した居村農民であろう。しかし以上の②と⑤との可能性はむしろ非常にうすいであろう。

(三) 綿作地はバイデヤナート自身が開発経営していたものと考えられる。

なおラームニディとバイデヤナートとの間の親族関係の有無は判断できない。

公租免除地 (*Majwānī*) 保有者の総数は一四名であり、うち半数の七名が本村居住 (*Sākima Nija Grama*) である。この七名中善功者用地 (*Mahatvāna*) 保有者一名を除いては冬作・秋作稲作地 (*Sāli, Suna*) のいずれをも保有する者がなく、ヴィシシュヌ派ヒンドゥーとムスリムとの苦行者計二名は宅地 (*Bastī*) だけを保有する。この二名は文字通り托鉢乞食の生活を送っていたものであろう。そのほか二名のブラーフマンが宅地つきの果樹園 (*Bāgāta*) を、一名のブラーフマンと一名のヴィシシュヌ派修道者とは非灌漑地 (*Sunā Dāngā*) を、それぞれ保有している。保有者と土地との関係についてここで問題となるのは、基本土地台帳の上では上記の公租免除地のうち、稲作地と非灌漑地それに宅地一件のみが本人所持 (*Jola Nija*) を明記されているのに、五件の宅地 (うち二件は果樹園つき) はその旨の明記がない。これは公租免除地の来源に系統の相違があることを示すものと思われるが、詳しくは後述したい。いずれにしても宅地以外の土地を保有する者が、そこから儀礼の執行に対する報酬以外の収入をも得ていたであろうことは確実と思われる。しかしそれらの土地の労働力については別に考えてみたい。

疑問の生じるのは、善功者用地を受給しているハレークリシュナリゴーシュについてである。かれは稲作地を本人所持し、本村居住と記録されながら、宅地を保有していない。これについては、かれが姓から察せられるカースト帰属よりみて、居村農民のラームスンダルまたはラームローチャンいずれかのゴーシュ家の成員としてその宅地内に同居し、なんらかの功德あって家産たる保有地のうちに公租免除地の設定を受けたものとみなすのが妥当であらう。

残る七名の他処居住の公租免除地保有者は保有地の耕作を所持人に委ねていた。これについては先述したように、本来居村農民の保有地だった稲作地が宗教家に寄進・施与され、原保有者が所持人となったものと私は考える。この

ばあい原保有者は所持というかたちで居村農民としての永代占取権を保障されるのであるが、土地貢租はザミーンダールに対してではなく、保有者となった宗教家に支払われることとなる。もっとも、原保有者のザミーンダールに輪納した土地貢租額がすべてそのまま新保有者に提供されたのか、それともなんらかの名目でその一部分にとどめられたのかは判然としない。原保有者が所持人となることによって、貢租負担の軽減を受けたかどうかも当面の文書では不明であるが、その可能性は否定できないと思う。

ここで所持 (*Jota*) の問題を既述の論点をもふくめて一括して考察しておこう。所持には保有者が同時に所持人でもある本人所持と、両者が同一人ではない他人所持との二形態があつて、本人所持は従士給与地の一部と本村居住者保有の公租免除地の一部とに、他人所持は従士給与地の他の一部と他処居住者保有の公租免除地の全部とに、それぞれ見出される。ゴパールプルでは本人所持は先述の四件四名であり、他人所持は一二件九名を数える。ところで農民保有地 (*Raiyati*) については、いわば実質上の本人所持に違いないのに、そのような表現はいっさい用いられない。これは居村農民が村落の土地を所持——原義では耕作——することが自明であり、他村農民もまたその資格でそうするのは当然視されることにもとづくものである。所持が特記されるのは農民身分以外の者に土地が保有されるばあいに限られる。これは重要な事実だと思われる。

所持と農制地目との対応関係をみると、本人所持は善功者用地に冬・秋作稲作地があるほかは宅地と非灌漑台地とから成り、他人所持は両稲作地と果樹園・綿作地に及んでいる。善功者用地保有者は先述したように居村農民の家系に出自すると考えられる。

ここで注目したいのは、他人所持の所持人が、農耕民カーストに属する居村農民と基本土地台帳の上では居村農民

でも他村農民でもない農耕民カーストの者に限られており、他村農民で所持人を兼帯する者は個人名としてはひとりも見当たらないことである。そして居村農民には一人で二件以上の所持地を占取する例があるが、非居村農民所持人は一人一件に限られている。なお本人所持地もまた一人一件である。さらに、所持地一件は従士給与地の一部を除いて一農制地目に限られている。

以上は前掲の第一・二表を通約しての結論であるが、他村の事例や歴史的な傾向が現段階では知られていないので、これらのうちどこまでが慣習によりどこからが偶然の事情によるかは、判断を下すことができない。その点はともかくとして、他人所持については、名目上の保有者と実際の労働・経営に当る者とが、前者の他処居住の結果として分離していることだけでなく、実際の経営・労働が所持の実質的内容であることをみてとる必要がある。他人所持地の来源が、従士給与地を別として、寄進・施与という一見宗教的な行為にもとづくことは、それを構成する税制地目の名称から明らかであろう。

ところで、先述したように、本村居住の公租免除地保有者の地籍について、本人所持と書かれない部分がある。神事用地 (*Debatra*) のうちシッデーシユワリータークラニーの保有する宅地と果樹園、ブラーフマン用地 (*Brakmatra*) のうちラームモーハンニチャクラヴァルッティの宅地と果樹園、同じくハレーククリシユナムコーパデヤイの宅地、ヴィシシュヌ派修道者用地 (*Baisnubatra*) のうちラームローチャンニバイラーギーの宅地の計四件である。これらのうちムコーパデヤイとラームローチャンとは、別に「本人所持」と明記された非灌漑台地を保有している。このあとの二例のように、同一税制地目の内部で本人所持地とそうでない土地とがみられることは、保有者の両方の土地に対する権利の差とまでは行かなくとも、先述したように、土地の来源の差を物語るもののように考えられる。

私はこの差をまず、村の開基のうちに宅地用に寄進・施与を受けた部分と、かれらが来村定着のうちにかれらの資力をもって開発した部分との相違と考え、後者が本人所持と登記されたものと推論しておきたい。

右の推測は、他方でキショールダース・バイラーギーが宅地のみでも「本人所持」と明記されているという事実に対応する。明証を欠くが私は、かれがもとは居村農民で信仰上の動機から修道の生活に入ったものとみたい。ラームローチャンはたぶん村外から入って宅地の提供を受けたもので、非灌漑台地の開墾はその前後から自力で行なっていたらしい。シャール・デワーンも宅地のみ保有するが、かれのばあいは「本人所持」はおろか「本村居住」とさえ書かれていない。これはおそらく、居村のムスリムはこのファキールのみという状況からみて、「本村居住」の儀礼的要件に欠けることと、やはり後來で居宅のみ提供されたことによるものであろう。

このように考えることができるならば、本人所持の条件として、現に居村するという事実と、当該地片の開発が所持人自身ないしその父祖の労働力支出の上にはなされたものであることと、が挙げられるであろう。⁽⁸⁾

次に所持人の身分についてもまた再考を要する。居村農民でもある所持人については、かれらの本来の保有地の寄進・施与による地籍の移動を想定してよいであろう。しかしながら同時に、そのようにして所持の権利を留保した居村農民が退転したばあいに、異なる家系の居村農民家族の者や他村の農民がそれを承継して寄進・施与地の耕作に従事したことがあったという推測も下しておいてよいであろう。さらに、居村農民ではない六人の所持人は他村農民と同じく登録された宅地を保有しないのであるが、他村農民と他人保有地の所持人とを兼帯する者の見当らないこととならべて、その内容は検討を要するところであらう。

右六人のうちバス姓の二名、ダヤラームとニディラームとは、他村農民ジャガンモーハンの親族であった可能性

がある。つまり、他村農民保有地からの寄進・施与が行われ、他村農民は所持せず非居村農民所持人は一件のみ所持するという先述の想定される原則にもとづいて、家族内での名儀の分散が行われた、と考えるのである。このばあいについては、ジャガンモーハン保有地を退転した旧保有者のラームモーハン・ダースが居村農民であつて、かれの代までの所持地がバス家内での名儀分散によつて承継されたとみれば、より納得が行くだろう。バス三名の親族関係が否定されるとしても、少くともニディラームは他の兩名のいずれかと関係していたであろう。かれの所持地は生計を維持しうる大きさではないからである。結論には達しないが、バス姓所持人のありようの可能性はおそらく右の範囲内に求められるのではなからうか。

ラーダークリシュナ・ゴーシュは果樹園のみの所持人として現われる。かれとこの果樹園との関係については、次の三つのばあいが考えられる。①ザミーンダール直轄の果樹園が他処居住のブラーフマンであるゴービーナート・タークルその人またはかれの父祖に寄進・施与され、ゴーシュ家は上記両者またはその一方から果樹園の経営・管理を委託ないし命令された。②果樹園はゴーシュその人またはかれの父祖が開発したもので、それがタークル家に寄進・施与されたのちも、開発者の権利が所持の権利として存続している。③タークル家はザミーンダールから土地の寄進・施与を受け、ゴーシュ家との傭役契約その他の方法によつてその土地を果樹園に造成させ、以後もひき続いて経営管理に当らせている。果樹園一般の問題点については改めて次節で説くが、右三様の可能性のいずれが妥当するかは史料の限りでは決定しがたい。いずれにせよラーダークリシュナ・ゴーシュは、居村農民のラームスンドルかラームローチャンないしは他村農民のラームハリの三・ゴーシュ家のいずれかと同一の家系に属した者ではなからうか。

ソーバーラーム・デーについては先述したので繰返さない。

ラームダン・デーは退転者のカーリーチャラン・デーと以外には家系関係を仮定できない。両デーが同一家系に属したか否かはともかく、ラームダン宅地を保有しないから本来居村農民ではなかったと考えてよい。思うにかれは神事用地耕作のために他村から入植したもので、そのために他村農民身分を取得してはいなかったであろう。その神事用地の原保有者ないし原所持人については推定の根拠を欠く。

なお右五名の非居村農民所持人については、かれらが公権力による宅地の収公丈量を免れることのできた共同体成員ではなかったかという推測もできない。殊にいまだ述べたばかりのデーについては、所持地量の大きさからみても、その推測を捨てがたい。しかしながらこの判断の蓋然性はさしあたり低いようである。

残るラームダン・ゴープは、本来は牧牛者のカーストに属する者が、游牧から定着に生活の形態を転化させる事例を反映するものである。かれかかれの父祖が綿作地を開発し、ザミンダールがこれを老聖用地として寄進・施与したものであろう。

以上要するに、他処居住者保有にかかる公彰者思給地・公租免除地の権利関係は、それらが保有者に寄進・施与される以前の土地と原保有者との関係ならびに以後の変化を内包する錯雑した内容のものであった。原保有者の権利は所持 (Jot) として留保されるが、この用語には法律的な意味でのいわゆる下級所有の基礎的先行的条件をなす労働にもとづく所有の觀念が、ふくまれていたように思われる。前節で述べた身分階層集団との関連でいうならば、所持人は公法上の居村農民である者のほかに、土地貢租納入の公的責任者ではないいわば村方扱いの居村農民と同じく村方扱いの他村農民とから構成されていた、というのではなからうか。

註

(1) ラーイ (Ray) はおそらく名誉称号であろう。「チャウドワリ (Caudhari; Caudhari) は位階 (rank) はザミーンダールに次ぐけれども、立場は劣る (inferior)」。かれもまた一地域の最上級者 (the superior of a district) であつて、他の諸点ではたいていザミーンダールに類似している。」(The Amin Report, 1788, R. B. Ransbotham, *op cit.*, p. 104.) ガウルモーハンの家系はたどれないが、ラーイ・リチャウドリは本来の家系名称ではない。

(2) 拙稿一〇 (未発表) で再説する。

(3) 本稿 I 第三節註 20 参照。

(4) 居村農民保有地を居村農民以外の者が購入して、土地とともに身分をも取得するという慣行が、マハーラーシュトラのジャタ (Jatha) 制度から類推できるかも知れないが、ベンガルではそうした慣行は確認されていない。

(5) 本稿 I 第五節参照。ビガーあたり五ルピーの宅地地代は、サドゴープに対してもナーイ等に対しても一律無差別であつた。

(6) *thika* は「厳密な」とか「正確な」とかいう意味である。土地の地租制度用語としての *Thika*, *Thika* は「確定した貢租額」の支払いを条件とする土地所有保有・を意味し、アラビヤ・ペルシア語起源の *Mugarari* と同義である。荒蕪地開発

にかかる条件の土地保有と貢租負担とが適用されたところから、「雇傭契約による耕作」と理解される傾向も生じたらしく、*OBZA*, p. 5 では 'Land, cultivated by hire or contract' と解説されている。この条件による土地保有者を *Thikadar*, *Thikadar* または *Mugararidar* といふ。なお H. H. Wilson, *op cit.*, pp. 831-832. を参照。

(7) ベンガル北部のクリーチーバールの史料例からではあるが、ザミーンダールの従士 (*Cakar*) は現地任用によらず他地方人を採用したものらしい。拙稿八第一節註 14 参照。

(7) 本稿 I 第二節註 20 所引のペイドウン・ポウエル説では、村落の土地の一部分が所持になっているところまでは明確に示していない。かれは広域的にみられる事態のみを考察の対象としていたようである。

(8) ここでいう労働には、非血縁の従属的労働者を自ら直接に管理統制し使役するようなばあいを、ふくめて考えておきたい。そのようないわば上位の労働者には、管理機能を根拠とする従属的労働者の剰余労働の収奪が、可能でも必要でもあつたであろう。ジャシヨール県 (Jashohara, Jessore) の十八世紀末の事例では、*Joidar* は「一村落全部またはその半分に保有地をひろげ、自らの手で耕作することは絶対にないが、時にはかれの用人たち (servants) による耕作地をもつこともある」人びとであり、実際の農業労働に従事する *Jamadar* (*Jam'-dar*)

とは区別されていた (J. Westland, *A Report on the District of Jessore*, 2nd edn, Calcutta, 1874, p. 149.)。ゴープール

では、労働にもとづく所有はいっさい問題にされず、収奪にもとづく所有つまり法制上の権利関係としての所有のみが語られて来ており、現代の研究者とてもこうした偏見から自由ではない。

(9) 植民地行政官の学問に起源する土地地租制度研究のなか

い。経済上の事実関係をこそ重視すべきであろう。

三 土地保有関係 (二) 農制地目を中心に

前節では土地保有者の相互関係や権利の内容について、基本土地台帳から判明する限りを、主として身分と税制地目の観点から考察してみたので、本節では主として農制地目の観点からの接近をはかってみようと思う。

農制地目が大別して産出地 (*Hasila*) と不産出地 (*Patila*) の二群となるのは、はじめに述べたとおりだが、第二表で一覧したように、不産出地を構成する全農制地目と、産出地のうちの貯水池 (*Puskerini*) とは、税制地目の上では一括して公租給付地 (*Khalisa*) に入れられ、入会地 (*Khamara*) として区分されていた。このことはこれらの農制地目が、農民による直接の居住や耕作の対象ではないにもかかわらず、ザミーンダールの課税資産としてムガル国家の側からは把握されていたという歴史的事情にもとづくものと考えられる。これらの地片はおそらく村落開発以来共同利用地として設定されてきた土地と、そのうち構成員家族の持分地 (保有地) から共同利用地に移管された土地とかなるもので、広域にわたる開発領主としてのザミーンダールの直轄下におかれていたものであろう。入会地はこのようなにして一方では個別家系に分散して営まれる農業生産に対し、放牧や家畜の屍体の処理等々の迂回した形態を通してそれを補完する共同体機能を存在の根拠とするともに、他方ではザミーンダールの村落支配のためのひとつの物質的基礎をなしたものであろう。入会地はかかるものとして農外貢租 (*Satir*) の収取源となったのである。⁽¹⁾

しかしながら、右の一般論にはなお再検討の必要がある。農業生産を迂回補完するがゆえにザミーンダールの貢租請求の根拠をなし、そのようなものとして国家への公租給付地としても把握されるのであれば、放牧地 (Gocāraṇa)・道路 (Rāsta)・死畜遺棄場 (Bhāṣara) として貯水池はそれにふさわしい。可耕荒蕪地 (Laeka) も潜勢的に土地貢租 (Mā) を産出するものとして、公租を賦課されるのはむしろ自然であろう。思うに産出地と入会地との交替 (Eoji) は、具体的には産出地と可耕荒蕪地との交替であったに相違ない。しからば完全荒蕪地 (Nalaeka)、文字どおりには居住・農耕の用途に「不適当な」土地が、なにゆえのことさらに丈量され公租賦課の対象とされるのか。また貯水池については、何人も現実^{なんど}に土地貢租 (地代) を負担していない「ゴーシッ池 (Ghosa Puskarini)」がなにゆえに産出地に分類されているのか。同じ貯水池でも「シャームナーピトの池 (Syama Napitera Puskarini)」は、なにゆえに丈量の対象とならなかったのか。このような疑問がわれわれの史料から直ちに生じるであろう。

公租給付地としての完全荒蕪地は、おそらくはそれがなんらかのかたちで農民の生活と密着した機能をもち、それゆえにザミーンダールのなんらかの貢租請求権がこの地片にも及んでいた、と考えるのであれば意味をなさないであろう。第二表から判明するようにこの完全荒蕪地は面積もかなり広く、両辺の比がほぼ一〇対七くらいのはばのある方形をなしている。この地片の用途は基本土地台帳から直接には判明しないが、その形状と面積から想像し、農地以外のザミーンダールの領地と農外貢租収入との一般的対応関係を念頭⁽²⁾において、この村における土地貢租の金納とそれが前提するであろう農産物の一定程度の商品化なり農民の貨幣授受なりとを推察の根拠とするならば、完全荒蕪地の用途の少くともひとつが、定期市 (Hāt⁽³⁾) の開設の場所であったのではないかという試案が得られるであろう。それゆえにこの地片は居住農耕に「不適当な」^{ナ・ライク}のではなかったであろうか。そのために、ザミーンダールはこの地片

の用益料として開市料や商品の領内通過税を課することができ、その収入に対してムガル国家が課税資産の認定を行なったものであろう。丈量はおそらく定期市の規模を推定する根拠を得るために必要とされたのではなかったかと思う。いまひとつの同じく蓋然性の高い解釈は、完全荒蕪地を建材や燃料とする木材、建材や飼料あるいは加工材料としての草、山菜や自然の果実などの採集のための共有地とみることである。⁽⁴⁾ こうしてみてなお、ザミーンダールの農外貢租なり雑税 (Ba'di Jam) などの収入を見積り、村落の土地の総量を知るための丈量の必要性にかわりはないであらう。

完全荒蕪地が公租給付地とされる根拠の一二を、私はさしあたり右のように推定しておきたい。総じて Ra'yati は貨幣貢租給付地であり、それに対して Khāmāra は生物貢租給付地であるとする理解の仕方は、誤りではないにせよ限界をもつというべきであらう。⁽⁵⁾

貯水池の問題については左のように考えたい。「ゴーシュ池」は稲作地部分をふくまない基本土地台帳の第二部に登載され、しかも実際は多羅樹^{ベルミヤシ}の樹林でおそらくは囲まれたさほど水量の多くない池であるから、村全体のための農業用水池というよりむしろ果樹園 (Bhāgīā) に近いものと考えられる。この池についての名称と造池・植林に要したであろう資力からみて、特契小作地の開発に当った退転者のラームブラサード・ゴーシュ^{ベルミヤシ}またはかれの父祖が、この池を開いて多羅樹^{ベルミヤシ}を植え、貢租を支払って享受していたが、同人の死去なり当ゴーシュ家の放棄なりによって、ザミーンダールの直轄に帰したものであったかもしれない。⁽⁶⁾ そう考えるのではないならば、「ゴーシュ池」のみが丈量され立木の数を数えられて産出地とされていることの意味は理解できないであらう。

それに対して「シャームリナーピトの池」が、丈量の対象とならなかったのは、それが国家法制上いかなる地目に

も属さなかったためであろう。公租免除地でさえ丈量されたのは、それが国家収租権の本来は及ぶべき土地であつて、租額を計量して収租権を功德ある私人に許与する趣旨であつた。国家収租権の及ぶ土地とは、基本土地台帳にみるように、ザミーンダールが金銭なり現物なりの収入を期待できる土地である。この推定に誤りがないとすれば、「シャーム・ナーピトの池」は「パンチャーナン・トラ」と同じく儀礼に係る施設であるか、あるいは農民の共同労働賦役をもつて維持される全村のための農業用水池であるかのいずれかであつて、そこには国家収租権が及ばなかったものと考えることができる。

さらに一言しておけば、ゴパールプル村の池が右の二つ以外にあつたかどうかは、史料の限りでは判然としなない。最近の村落調査などから推測すればより多数の池があつてよいようにも思えるが、地域的特性や時代の推移に伴う変化を考えると、これもまた疑問として保留せざるをえないであらう。

不産出地で史料上もうひとつ問題となるのは死畜遺棄場である。前掲の第一表で示したようにこれは二丈量区画に分散しているが、一方は項目 (*Āsām*)・農制地目 (*Jinisa*) 欄ともに *Bhāgata* と記入されているのに、他方の項目欄は *Jota Patita* となつてゐる。これはおそらくもとは居住地か農地であつたものが、そのようなものとしては用いられなくなり、既設の死畜遺棄場に追加転用されたものであらう。

産出地のなかでもっとも重要なのは、村の全収公地 (*Jabda Jami*) の四九・三%を占める冬作稲作地 (*Sali*) であり、一四・二%の秋作稲作地 (*Sana*) がこれに次ぐ。冬作稲作地の六九・八%、秋作稲作地の五八・三%は農民保有地 (*Raiyati*) となつており、実に公租給付地の六一・六%が秋・冬の稲作地からなつてゐる。これはゴパールプルの中心産業が稲作農業にあつて、土地貢租の大部分がそれに依拠していたことを示している。冬作地と秋作地との面

積の比率は全村でほぼ七対二となり、前者が明らかに優先するが、冬作地の五三・六%、秋作地の五一・〇%が居村農民の保有地・特契小作地として占取されていることは、全村規模でみる限りは、両稲作地の農業経営上の比重にさほどの軽重がなかったことを示すものといえる。面積は少くとも土地貢租率は秋作地の方が高かったことは、前述したとおりであって、これはこの地目の土地を利用して栽培される稲以外の作物が、当時の農業経済上重要かつ有利であったことの証左であらう。

しかしながら、基本土地台帳を仔細に点検すれば、いくつかの疑問が生じてくるのである。稲作地の保有者は総数一六名であるが、秋・冬稲作地をあわせもつ者は四人にすぎず、冬作地のみが九人、秋作地のみが三人となる。退転地の承継や寄進・施与の偶然的要因を省いて居村農民のみをみても、その農耕民カースト五家族（一二三三年当初は四家族）のうち、両稲作地をあわせもつ者は二家族であって、二家族（一家族）は冬作地のみ、一家族は秋作地のみを保有している。この不均衡は何を意味するであらうか。

秋・冬稲作地をあわせもつのは、ラームドゥラール^{II}パール家とラームジャイ^{II}ダース家とである。ゴーシュ三家は、ラームスンドルとそこから分産したターラーチャンドとは冬作地のみ、ラームローチャンは秋作地のみ、という状態にある。ここでもかなり大胆な臆測を試みるならば、ラームスンドルとラームローチャンとが本来同一の家系に属し、家産の分割に際して秋作地のみをラームローチャン方に与えた、ということは考えられないであらうか。労働組織や水利技術の必要上、冬作地はラームスンドル方に残し、ラームローチャン方はラームスンドル方の冬作地に労働力を提供し、作物の一定部分の支給に与っていたと考えるのである。もし善功者用地保有者たるハレークリシュナ^{II}ゴーシュがラームスンドル方に起居していれば、善功者用地として免租された秋作地は事実上ラームスンドルの家

系が占取しているに近いであろう。これが右の問題についての第一の推論である。

第二の推論は、阿ゴーシユ家の家系上の脈絡はないものと考え、先來のラームスンダル家は冬作地の経営に専従する傍ら非灌溉台地をも開發したのに対し、後來のラームローチャン家は冬作地を占取することができず秋作地のみを経営してきた、とみることである。前者は所持地(Usa)も冬作地のみであり、後者の寄進・施与にかかるとみられる所持地は秋作地だけである。部分的には些少の冬作地がふくまれているが、この部分の來源は前節で述べたように二様に解釈されるので、必ずしもラームローチャン本來の保有地とはいえない。なおこの推定では、ハレークリシユナをラームスンダル方居住とみている。

第三の推定はラームスンダルとラームローチャンとの家系關係のいかんにかかわらず、ハレークリシユナをラームローチャン方居住とみて、冬作稲作地は善功者用地として免租されている、と考えるものである。かりにこの推定が当たっていても、秋作地と冬作地との比率は前者が高いが、これは後來なり後出なりのゆえと考えるわけである。

いずれにしても、ラームローチャンゴーシユが秋作米のみで生計を維持していたとは考えにくく、なんらかの手段で冬作米をも確保していたはずである。

秋・冬作稲地保有の全体からみた不均衡という点では、ラームジャイダースのばあいはその比率一対三と秋作地が多い。これもまた、同家が比較的後來の者であったため、冬作物の取得が遅れたためか、または、もともととは退轉者のラームナート・ラームモーハン阿ダースと同一家系に属し、家産分割の結果、秋作地はラームジャイ方へのみ配当されたか、によるものであろう。このばあいにかが阿ダースの冬作地を繼承できなかったのは、家産分割が相続権を請求できないほどの世代・親等で生じたことか、ラームジャイ方にそれらを耕作経営するにたる資産も勞働力も

なかったことか、あるいは他村農民とザミーンダールとの交渉がこれを排除するのに成功したことか、いずれかによるものであろう。

秋作稲作地のみを所持するニディラーム・バスについては、前節の推定によれば、冬作米の供給を受けることができるであろう。同じくソバーラーム・ダースについても、前節と本節との推定の範囲内で、問題は生じないはずである。冬作稲作地のみを保有者・所持人については、それで通年の食穀が確保できれば、秋作地を別にもつ必要は特になかったであろう。付言すれば、公租の減免を受けている寄進・施与地のばあい、公彰者恩給地と公租免除地をあわせて、保有者九名中七名までが稲作地を受けている。前述のように他人所持は一件一農制地目であるが、そのうち冬作地は五件、秋作地は二件、面積の比率はほぼ冬七に対して秋一となる。保有者はいずれも他処居住者であるが、総体的には、かれらにとって秋作地はさほど有用でなかったであろう。本村居住の公租免除地保有者では、稲作地は善功者用地にみられるにとどまる。他は祭祀収入や托鉢などによって、飯米を得ていたのであろう。

以上の推論はすべて、基本土地台帳の登載事実⁽⁸⁾にのみ依拠して構成されているが、その前提を疑えば別様の理解も成立つであろう。つまり、基本土地台帳第一部の「シャーム・ナーピトの池」の西・南・北、丈量区画八と九、一三と一四の間などに、未丈量の稲作地を想定するのである。しかしこのような判断は、当面直接的には根拠に乏しいので、避けたいと思う。

次に宅地の分析に移る。基本土地台帳の上で宅地を保有しているのは、居村農民九名、従士一名、各種の宗教家六名である。登録された宅地をもたない居村農民一名と、本村居住の善功者用地保有者については、前節で述べた。また宅地しか保有しない手工業・商業カースト所属の居村農民と、一部の宗教家についても、その意味は既に明らかに

した。残る問題は、他村農民の住居、居村農民でない所持人の住居、退転者の保有していたはずの宅地、の三つであらう。

他村農民の住居については、かれらの存在形態そのものが、十八世紀後期の植民地政府行政資料の認識以上には出ていない現状では、解釈が相当に困難であらう。基本土地台帳には明記されていないが、かりにゴーパールブル村の四名の他村農民が、隣接のシュリークリシュナブル村なりラーメシュワルブル村なりの居村農民であるとすれば、家族とともに生活し農器具や役畜を備えることができるような規模の宅地は、必要がないといえる。農繁期にのみ宿泊できる設備を農地の一隅に設けるなり、姻戚関係のある居村農民の宅地を一時借用するなりすれば、事はたりであらう。

しかしかれらがもし、本来の居村から離脱して家族ともども僑居の生活を送っているのであれば、事情は異なってくる。そのばあいにはおそらく、姻戚関係のある居村農民の宅地内に同居したか、あるいは、基本土地台帳には登録されていない宅地、つまり収公丈量の対象とならない宅地を支給されたか、のいずれかであらう。そのような非登録の宅地がもしあったとすれば、基本土地台帳第二部の丈量区画七と八、一三と一四、二二と二三、二三と二四のそれぞれの中間地帯、パンチャーナントラーの東・南・北のうちのどこかではあるまいか。それらは宅地地代収入が不確定であるところから、公租給付地には入れられず、また宗教的根拠もないので公租免除地にもならなかったのであらう。

以上のように考察するのでもなければ、他村農民の宅地の問題は解きたいと思う。

非居村農民の所持人六名については、前節の考察が妥当であるならば、居村農民なり他村農民なりの家系につなが

る者四名については、問題はひとまず解決されたといえる。残る二名のうち牧牛者カーストに属するラームダンニギーブについては、前述したように、かれがそのカースト職業上村落共同体の成員たりえなかったことからして、村内に登録された宅地を保有しないのがむしろ当然であろう。われわれのゴパールブル文書群の作成された時点で、かれが定住の生活に入っていたか否かは不明であるが、もしそうだとすると、その居宅はかれが所持する綿作地の一隅なり、村の非丈量地なりであったと考えるほかはない。いまひとりのラームダンニギーブについては、さしあたり推論することができない。

退転者五名については、結論は出ないが、ひとまず以下のように考えられる。まずラームニディパーイクの宅地は職能に伴うもので当面除外する。残る四名を他村農民とみなせば、退転者の宅地の痕跡がないのは当然ということになる。しかしかれらを居村農民だったと考えれば問題が生じて来るであろう。居村農民だとすれば宅地の痕跡がなければならぬはずである。絶家・逃散者の宅地が直接他の農制地目に転用されたとか、丈量対象から除去されたとかは考えることができないからである。そうなることありうる解釈は、ラームプラサードニギーブはラームスندگان・ラームローチャン両ゴシユ家のいずれかと同一の家系に属し、ラームナート・ラームモハン両ダースはラームジャイニダース家の家系に属するとみることであろう。退転者を他村農民と解する方が無理が少ないようではあるが、タララーチャンドニギーブのように同居分産と目される事例もあるからには、退転者が居村農民であったばあいも考えて不自然ではない。但し残るカーリーチャランニギーブについては、前述したように、神事用地所持人のラームダンニギーブと家系関係があったにせよ、ラームダンにも宅地を欠くので、他村からの農民としか考えようがない。

なおここで注意しておきたいのは、少くともわれわれの史料に関する限りは、退転は他村農民保有地 (Paikasia) ・特契小作地 (Tihka) ・従士給与地 (Cakaraia) について記載されているのみである。他の税制地目では退転がたまたまなかっただけなのか、それともあっても記載しないのかは、現段階では判断することができない。

宅地付属地 (Udasta) は基本土地台帳の上では、居村農民ラームドゥラール・パールが保有するのみで、他には一件の例もない。これについては、同人の宅地の面積が他と較べて極めて狭く、宅地付属地を加えてもなお両ゴージュとダースのそれに及ばないという事実に着目したい。比較的広い宅地はおそらく宅地付属地の機能をも兼ねていたものであろう。両者が一丈量区画の宅地としてのみ丈量登記されるか、それとも二丈量区画として分離の上で丈量登記されるかは、それらの地片があわせて方形をなすか二つの方形から成るかという、形状によったように思われる。

果樹園 (Bagata) については、① 居村農民保有地にはそれが一件もないこと、② 果樹園総面積の六〇・二％は公租免除地であり、これに減租されている従士給与地中の果樹園を加えると、比率は八〇・一％に達すること、③ 他村農民保有地の果樹園以外は、すべて宅地と同一丈量区画内にあること、の三点がまず注意されるであろう。

居村農民保有地としての果樹園が一件もないことは、思うに本来それが共同体農民の再生産活動に必需のものとして開発されたのではないことを、暗示しているのではないであろうか。この推測を強める事情としてさらに次の諸点を指摘しておきたい。第一には、果樹園の開発経営にはそのための灌漑施設と、それに専従する労働力とが必要であって、稲作地経営を主体とする農民にとっては、宅地内に数本の果樹を植えることはあっても、果樹栽培それ自体を目的とする一団の果樹園をあわせて経営することは、経営技術上も困難であつたろうし、またその必要すらもなかったであろう、と考えられる。第二には、果樹園はザミーンダールの農外貢租の給源となっていたのであるが、このこ

とは果樹園経営のための資金・資材も労働組織もともに、個々の居村農民家族ないし農民の共同体の直接の提供なり管理なりにかかるものでなく、ザミーンダールが直轄していたことの反映ではないかと思われる。農民側の果樹園経営への関与が直接的であれば、課徴されるのは農外貢租 (*Sat*) ではなく土地貢租 (*Ma*) であつたはずである。第三に、果樹園とそれに付随する宅地とを保有するゴールブルのブラーフマン二名は、前節でも指摘したとおり、本村居住 (*Sakima Nija Grama*) でありながらこれらの地片を本人所持 (*Jota Nija*) はしておらず、他人所持人もまたいない。これは果樹園が保有者なり農民なりの開発経営にかかるものではないことを示すであろう。いずれにしても、居村農民保有地としての果樹園が存在せず、ザミーンダールの従士や宗教家の給養にその八割方があてられていることは、果樹園という地目が本来の居村農民家族ないしはその共同体の経営に内在したものではなく、村落の経済活動にとっては後来外在のものであつたことを示すものと私は理解する。

他処居住のブラーフマンとファキールとが保有する果樹園については、前節でその一部に言及したように、所持人である農民の開発したものゝ寄進・施与したとみることも、土地の寄進・施与を受けた宗教家が投資して、農民に果樹園を造成させたと考えることも、ともに可能であろう。

他村農民ラームダン・ダッタ保有の果樹園 (カーリーチャラン・デー退転地) については、これが唯一の農民保有の果樹園であることに注目すべきであろう。また他処居住のファキール用地とはなっているが、明らかに居村農民として登録された者、つまりラームジャイ・ダースの所持する果樹園が二件ある。これら二件の果樹園に共通するのは、果汁とそれからとれる油脂・樹毛や樹皮の工芸材料・樹液までが利用できるニコ椰子 (*Narikela*)、蒟醬 (*Pana*) の葉にその果実を包んで清涼剤として用いる檳榔子 (*Supari*)、調味料・清涼剤・薬剤に果実を用いるタマリンド

(*Tentula*) といった類の民衆の日常の生活に広汎に利用される樹木が植えられていて、果実の食用のみを目的とする樹木がないことである。この事実のなかに、例示としては些少にすぎるが、富裕な農民のなから農地とは別に果樹園を経営する者がいつの時代からか出現していたことを、読みとりうるように私は考える。目的は商品生産であろう。⁽¹⁰⁾ 果樹園についてさらに留意したいのは、樹木 (*Tree*) の名称と数量とが、公租給付地たる公租免除地たるを問わず、基本土地台帳に登録されているという事実である。その目的のひとつは、史料上の明証をえないが、農外貢租 (*Serf*) の金額、または果樹園の寄進・施与を受けた保有者の受益分と所持人の報酬分との金額の、査定基礎を明確にすることであろう。しかし土地貢租率 (*Dave*) は前述のように農制地目別に定まっていたのに、果樹園については、農民保有分ですら、樹木の名称と数量までが国家権力ないしザミンダールの権力の知悉し把握すべき対象となっていたという事実は、率と面積を積算基礎とする所定の土地貢租のほかに、樹木の一本ごとが何らかの課徴の対象となっていたことをも示すものでなければならない。詳しくは今後の研究にまたねばなるまいが、樹木が土地とは区別された資産を構成することは、先に推測した果樹園経営の成立と何らかの関係があるものと予知すべきであろう。そしてまた、同じく果樹栽培をしながらも、バナナ園 (*Kala; Plantain*) については基本土地台帳に立木数量の記載がみられないことは、果樹園 (*Begata*) の樹木に対してはザミンダールに、ことによると国家権力にも、一定の権益があつたのに、バナナ樹にはいかなる事情によるにせよそれがなかったことを意味するように考えられる。

そのバナナ園は、前掲の表に明らかなように、ゴーパールでは他村農民二家族のみがこれを経営しており、公租免除地として寄進・施与されたものさえ一件もない。これはバナナ園もまた居村農民本来の農業経営中になく、しかも果樹園よりものにちに成立したものであることを示すものと考えられる。思うに土地の耕起開墾から植樹と果樹の

育成のいっさいが、保有農民の投下する資本と労働力とをもってまかなわれたのではなからうか。いま述べたばかりの立木数不記載の事実は、そうした事情にもとづく農民の権益の強さを反映するものであらう。

非灌漑台地 (*Sunā Dāngā*) も同じく、税制地目間の分布状況から察して、本来の居村農民の農業経営に内在したものではありません、富裕な農民その他が収益性の高い作物の栽培を求めて、耕作したことを推論できるであらう。この地目が商品作物の栽培と関係することは、前編の解説で既に明らかと思う。

綿作地 (*Dāngā Karba*) も居村農民保有地のうちにはなく、外来者の所持なり保有にかかるものであって、やはり後代の成立とみるべきであらう。

果樹園・バナナ園・非灌漑台地・綿作地は、以上の推論にもとづくならば、本来の冬作稲作地を中心とし秋作稲作地をもってそれを補うかたちの農業経営のほかに、商品作物生産を目的とする新たな農業生産の展開のあったことを、間接的ながら示唆している。もちろんこの四地目のうち果樹園については、宗教的意味を付与された寄進・施与の行為と、来源の他二地目と比較しての古さとのために、推論の確実性も相対的に小さくならざるを得ないが、そのような農業生産の展開がゴパール基本土地台帳の紙背にひそんでいるように私は考える。そのような商品作物栽培の普及は、共同体農民の本来主要な生産物であった稲米をも、部分的には商品して行ったものであらう。十八世紀末に既に土地賃租の金納化がベンガルで達成されていた事情は、⁽¹¹⁾ いわゆる商業的農業の一定の成立をふまえずには理解できないものであるが、這般の事情の一斑は推察のてがかりをえたわけである。なお相当に曖昧な点が残っているが、傾向的には商品作物栽培地の開発が村外者の来村なり導入なりと密接に関連していることは、ほぼ首肯して誤らないであらう。

そのような傾向の一方では、なお居村農民の共同体が少くとも外形上は十九世紀の十年代まで存続していたことは、手工業・商業カースト民が居村農民身分を保持していたことに明らかである。

なお、たけやぶ (*Banisa*) はわずか一件しかないもので、これについての立論は避けたい。

註

(1) 従来の理解では、「インドの村落における「荒蕪地 (Waste)」はそれとして固有の機能をもつものではなく、牧畜や木材採取に利用されることはあったにせよ、本質的には、他日開墾されるべき予備農耕地とみなされている」ということであつた。

(H. S. Maine, *Village-Communities in the East and West*, 3rd edn, London, 1876, pp. 120-122; B. H. Baden-Powell, *op cit.*, vol. 1, pp. 128-129.)。私の考えでは、このような理解の妥当する範囲は、可耕荒蕪地に限らるべきであらう。それとともに、十九世紀後半期以降の村落経済の変動のなかに、通説的理解の発生する根拠があつたか否かを、今後追及してみる必要がある。

(2) 本稿Ⅰ第一節註7参照。

(3) *MINUTE of MR. SHORE, 18th June September, Para. 88, The Fifth Report*, vol. 2, p. 492. (拙稿七第六節所引) 参照。

(4) 本稿Ⅰ第一節註7参照。

(5) このような識別は、*MINUTE of Mr. SHORE, dated*

18th June 1789, Paras. 226, 405, The Fifth Report, vol. 2, pp. 54, 87. (拙稿一第四節所引) にみられる。

(6) ファスリー暦一二三三年という時点で「ゴーシユ池」がなお丈量対象となつてゐるのは、その丈量区画番号が固定されていたためであらう。当面の史料の限りでは、この池の開基者とザミーンダーलとの間になんらかの約束があつたか否か、当ゴーシユ家がこの池について他の村民と異なる権利をもつてゐるか否か、などの疑問を抱かざるを得ないが、解決する方策が立たない。

(7) 本稿Ⅰ第二節註6参照。

(8) 十八世紀末の行政資料によると、農民の稲田耕作はごくありふれた現象であつたらしい (拙稿一第六節参照)。ジャシヨールハール界の収税官のごときは、農民保有地の実際の面積を公称面積の二倍ないし三倍とまで推定してゐた (*J. Westland, op cit.*, p. 77.)。上の想定は、丈量尺度の調節による実面積の過小表記を度外視すれば、一般論としてはなりたつであらう。

(9) 既述のように、居村農民は原則として農耕地目 (*Species of Cultivation*) を変更できず、変更すれば土地占取権を没収され

一九世紀初期西ベンガル農村の社会経済関係——ゴーパープル土地文書の研究

た。しかし、実際には、貢租地の差額を支払うことで、変更を認められていた (*MINUTE of Mr. SHORE, dated 18 th June 1789, Para. 406, The Fifth Report, vol. 2, pp. 87-88.*)。退転のばあいをこれから推測すると、おそらく宅地 (*Basta*) は可耕荒蕪地 (*Laeka*) に編入され、退転者の帰村なりその他の請求者が現われた時なりに、もとの宅地にもどされるのが原則であろう。そのような条件の可耕荒蕪地がもしあれば、基本土地台帳第二部に登載されているはずであるが、まったく該当しそ

うなものが見当たらない。他農制地目への退転した宅地の転用にについては、面積・水利条件その他を考えれば、容易だったとは思えない。

(10) 十八世紀末のジャシヨーハル県では、ココ椰子の果実とおそらくその製品が、県南の特産商品として収税官によって確認されていた (*J. Westland, op cit., p. 135.*)。傍証資料となるであろう。

(11) 拙稿一〇 (未発表) で改めて論ずる予定である。

四 土地保有関係 (三) その動態の展望

基本土地台帳分析の次の作業は、ゴーパープルの土地保有・所持人口を、その面積規模別に整理して、そこからならんかの傾向を看取することであろう。その作業結果が第三表であるが、ここでは村方の実質的な保有地規模別人口構成を得るために、明記された他処居住者は除外して所持人を人名欄に記載し、身分帰属を整序規準からは除去してある。つまり所持をも土地貢租の納入対象の異なる土地占取ないしは原保有とみてのことである。第三表は土地保有量を規準とする村方の貧富の相対的尺度を知るのには有用であるが、各農制地目の生産性、農作物の商品化率と市場価格、公租減免地保有者に対する所持人の抛出率、共同体関係にもとづく農耕民カースト成員の手工業カースト成員に対する農産物給付量・後者の前者に対する生産物と役務の負担量、同姓者間の正確な家系関係と家産関係などが不分明である以上は、その挙証力は極めて制約されたものとならざるをえない。またゴーパープル近郷諸村の実状が知られないから、本村の居村農民中に近村の他村農民ないし所持人を兼帯していた者があったとしても、それは証明

第 三 表

保 有 者 名	保 有 条 件	<i>Jami Ju- mula</i>	<i>Śali</i>	<i>Śuna</i>	<i>Bastu</i>	<i>Udbāstu</i>	<i>Bagata</i>	<i>Śuna Ḍāṅga</i>	<i>Ḍāṅga Karpa</i>	<i>Kalā</i>	<i>Bāmśa</i>
Rāmasundara Ghoṣa	<i>Khodakastā</i>	39.6	37.25		0.3			2.05			
	<i>Jota</i> , Bājiullā Milaki の <i>Āyama</i>	2.55	2.55								
	<i>Jota</i> , Kāli Ṭhākuraṇi の <i>Debatra</i>	3.3	3.3								
	<i>Jota</i> , Kāmadeba Tarkālāṅkāra の <i>Debatra</i>	2.95	2.95								
	<i>Jota</i> 小 計	8.8	8.8								
	合 計	48.4	46.05		0.3			2.05			
Rāmadulāla Pāla	<i>Khodakastā</i>	9.25	4.95	4.05	0.1	0.15					
	<i>Ṭhika</i> , <i>Matrāk</i> Rāmaprasāda Ghoṣa	3.65	2.85	0.8							
	合 計	12.9	7.8	4.85	0.1	0.15					
Rāmadhana De	<i>Jota</i> , Sarbbamaṅgalā Ṭhākuraṇi の <i>Debatra</i>	9.05	9.05								
Rāmahari Ghoṣa	<i>Paikastā Matrāk</i> Rāmanātha Dāsa*	7.5	4.9*							2.6	
	<i>Ṭhika</i>	0.9	0.9								
	合 計	8.4	5.8							2.6	
Rāmajaya Dāsa	<i>Khodakastā</i>	6.95	1.625	4.975	0.35						
	<i>Jota</i> , Sāha Mahibullā の <i>Phakiraṇa</i>	1					1.				
	合 計	7.95	1.625	4.975			1.				
Rāmalocana Ghoṣa	<i>Khodakastā</i>	3.7		3.4	0.3						
	<i>Jota</i> , Baidyanātha Pāika の <i>Cakarāṇa</i>	2.75	0.7	2.05							
	<i>Jota</i> , Jagannātha Tarkālāṅkāra の <i>Brahmatra</i>	1.35		1.35							
	<i>Jota</i> 小 計	4.1	0.7	3.4							
	合 計	7.8	0.7	6.8	0.3						
Jaganmohana Basu	<i>Paikastā, Matrāk</i> Rāmamohana Dāsa*	7.1	5.6*					1.5			
Rādhākṣṣṇa Dāsa	<i>Paikastā</i>	6.85	3.1	2.05						1.7	
Dayārāma Basu	<i>Jota</i> , Cattarbhuja Nyāyaratna の <i>Brahmatra</i>	6.6	6.6								
Sobhārāma Dāsa	<i>Jota</i> , Baidyanātha Pāika の <i>Cakarāṇa</i>	4.5		4.5							
Harekṣṣṇa Ghoṣa	<i>Mahatṛaṇa</i>	4.15	2.	2.15							
Rāmamohana Cakrabartti	<i>Brahmatra</i>	3.9			0.4		3.45				0.05
Tārācāṁda Ghoṣa	<i>Khodakastā</i>	2.5	1.5					1.			
Rāmadhana Gopa	<i>Jota</i> , Sāhajumba Sāheba の <i>Piratra</i>	2.4							2.4		
Rāmadhana Datta	<i>Paikastā Matrāk</i> Kālicaraṇa De*	2.35					1.35*	1.			
Rāmalocana <i>Bairāgi</i>	<i>Baiṣṇabatra</i>	2.15			0.2			1.95			
Baidyanātha <i>Paika</i>	<i>Cakarāṇa</i>	1.7			0.25		1.25		0.2		
Harekṣṣṇa Mukhopādhyāya	<i>Brahmatra</i>	1.7			0.3			1.4			
Rādhākṣṣṇa Ghoṣa	<i>Jota</i> , Gopinātha Ṭhākura の <i>Debatra</i>	1.65					1.65				
Nidhirāma Basu	<i>Jota</i> , Rādhāmohana Mitra の <i>Āyama</i>	0.6		0.6							
Siddheśbari Ṭhākuraṇi	<i>Debatra</i>	0.45			0.1		0.35				
Gaṅgānāryaṇa <i>Kāmāra</i>	<i>Khodakastā</i>	0.4			0.4						
Kiśoradāsa <i>Bairāgi</i>	<i>Baiṣṇabatra</i>	0.3			0.3						
Jagannātha <i>Nāi</i>	<i>Khodakastā</i>	0.25			0.25						
Rāmadhana <i>Poddāra</i>	<i>Khodakastā</i>	0.25			0.25						
Rāmahari <i>Madaka</i>	<i>Khodakastā</i>	0.2			0.2						
Lakṣmikānta <i>Dhopa</i>	<i>Khodakastā</i>	0.2			0.2						
Sākira Deoyāna	<i>Phakiraṇa</i>	0.2			0.2						
<i>Cakarāṇa</i>											
Baidyanātha <i>Paika</i>	<i>Jota Nija</i>	1.7			0.25		1.25		0.2		
	<i>Jota</i> Rāmalocana Ghoṣa, <i>Matrāk</i> Rāmanidhi <i>Paika</i> *	2.75	0.7	2.05*							
	<i>Jota</i> Sobhārāma Dāsa	4.5		4.5							
	<i>Jota</i> 小 計	7.25	0.7	6.55							
	合 計	8.95	0.7	6.55	0.25		1.25		0.2		

備考：保有条件欄の *印は数字につけたそれと対応する。

第四表

区 分	<i>Sali</i>	<i>Suna</i>
居村農民の保有・所持地	% 64.2	% 64.1
他村農民の保有地	16.2	7.9
非居村農民所持人の所持地	17.4	19.7
善功者用地	2.2	8.3
計	100.0	100.0

できないわけである。収公地 (*Jabba Jann*) 以外にも農地があったと仮定すれば、史料処理上の困難はいっそう増大する。

そうした諸限界を考慮するにしても、なお、第三表からは村落内部における土地占取量の懸隔の存在を知りうる。しかしながらこれを一義的に階級分解として理論構成することは、農工統合リカースト間分業を内包する居村農民の共同組織という歴史的前提、保有・所持地の農制地目別構成、保有・所持する農民諸家族の推定される合同家族的構成と家産の均分相統制、かれらの身分階層別構成などから考えて、極めて不適当であろう。思うに、いかに土地保有

量の懸隔が発生したところで、それが居村農民諸家系のあいだの貧富の差等として現象する限りでは、特定家族への村落内部での他家系に対する政治的統制力の集中を生み出すのみであって、共同組織を解体し共同体を崩壊させることにはならない。土地占取量の懸隔それ自体が問題なのではなく、その懸隔が村落の共同体的・身分階層的構成とどうかかわっているのが考察の中心にならなければならない^①。

そこでいまゴーパールの冬・秋作稲作地の身分階層別占取率をみるならば第四表のような結果が得られるであろう。非居村農民所持人の出自や帰属については、前述のように単なる推測以上に出ないが、かれらの来源を村外に求めようとするならば、本来の共同体構成員つまり居村農民とそれに出自するとみられる善功者用地受給者は、冬作稲作地の約三分の二、秋作、稲作地の約七割強を占取するにとどまることが知られる。つまり冬作地の約三分の一、秋作地の三割強が共同体農民の手を放れてい

るのである。非居村農民所持人をかりに宅地丈量をまぬかれた村方扱いの居村農民とみたところで、率こそ変るにせよ、村落の土地がその村落の共同体に本来は所屬しない者の手に渡っているという基本的事実に變りはない。

ここで二つの問題が生じる。第一はゴープールの共同体に所屬しなかった他村農民と非居村農民所持人とは、在来の共同組織といかなる關係を結んだかである。このことについては史料の証言を欠くが、かれらも居村農民中の農耕民カースト部分と同じように、その手工業諸カースト部分と譜代家屬的な分業關係に少くとも直ちに切り入れたとは考えられない。推定の根拠は、まず非居村農民と居村農民手工業者とのあいだには、農作物と手工業製品・技術との相互交換という慣習法的な權利・義務關係が、そもそも設定されないからである。また前述のごとく、他村農民などの進出が新たな農地の開發や商品作物の栽培の拡大と関連したとすれば、かれらの手工業製品・技術の調達は、必ずしも常に進出先の共同体手工業者の労働によらずとも、別途の方法をとりえたと思われるからである。結局は進出先での生産活動の必要上譜代家屬的分業關係が形成されたとしても、交換の方法なり数量なりが、居村農民相互間におけるのとは異なっていたと考えてよいであろう。ともあれ共同体的關係が一定の時期に一定の程度は少くとも、弱体化させられたことがあったものと推測できようと思う。

第二の問題は稲作地の身分階層別占取率を、他の農地つまり果樹園・非灌漑台地・綿作地・バナナ園の身分階層別占取率との関連で、いかなるものとして評価するかである。これについては既にいくつかの論点を前節で出したので多少の重複を生じるが、第五表のように、居村農民の非稲作農地占取率は、非灌漑台地の三分の一強以外は問題とすに足りない。パーイクや本村居住の宗教家たちも、本来は共同体の成員とはいえないことからすれば、これらの商品作物栽培を指向する農地は、圧倒的に共同体成員以外の人口部分の占取の対象であった。ここでも居村農民以外の

極めて広大な、台帳上は一枚田とみられる冬作稲作地を、ゴーパールプル村とジュリークリシュナプル村との境界地

第五表

区 分	果 樹 園	非 灌 溉 地	綿 作 地	バナナ園
居村農民の保有・所持地	11.1	34.3	0.	0.
他 村 農 民 の 保 有 地	14.9	28.1	0.	100.
非居村農民所持人の所持地	18.2	0.	92.3	0.
従 士 給 与 地	13.8	0.	7.7	0.
公 租 免 除 地	42.0	37.6	0.	0.
計	100.0	100.0	100.0	100.

非稲作農地の保有者・所持人と、居村農民手工業者との関係については、先述の推定を適用したい。しかしここでより重要なのは、パイクや本村居住の宗教家たちがいかなる労働力に依拠したかである。私はそれが農耕民カーストの者たちと不可触民との労働力ではなかったかと考えるが、そうだとすればそのばあいのパイクその他の権利と役割は、基本土地台帳のみからでは把握できないということになる。

さて先述した貧富の懸隔はこのような状況、つまり商品作物栽培を指向する農地の開発が共同体の本来の構成員以外の者の手で推進され、それが生産者の直接的消費を主目的とする稲作地にまで及ぶという状況のなかで形成されている。第三表によれば、土地保有規模からみて第三・四位を占めるのが非居村農民である。これはかれらの進出の強さを示すものであろう。

第三表に明らかのように、居村農民ラームスンダル・ゴーシュ家は当村きつての富農と称することができる。ターラーチャインドとの家産分割の後においてさえ、同家は村の冬作稲作地の実に五一・三%と非灌漑台地の二三・〇%とを単独で占取しており、分割以前においては非灌漑台地を保有する唯一の居村農民家族であった。既に第一表でみたように、ラームスンダルは三七・二五ビガーという

帯に保有しているが、おそらくこれは先述したような状況のもとで同家が開発するに至ったものであろう。このような農業経営面での先進性に加えて同家は、公彰者恩給地 (Ayanā)・神事用地 (Debatra) としてではあるが都合三件八・八ビガーの公租減免地を所持しており、所持地量の大きさでも他の居村農民を圧倒している。

このような数字からみる限りでは、われわれはラームスンダル・ゴーシュ家への土地の集積が、同家を中心とするサドゴーブ・カーストのゴーパール村における政治的統制力を保障したものであろう、というおそらくは正しい認識をもつであらう。しかしながら同家がこの広大な占取地を、いかなる労働力といかなる労働組織によつて経営していたかは、基本土地台帳からも他のいかなる土地文書からも、いっこうに判然としないのである。同家の家族労働のほか、第三表に現われる他の土地占取規模の小さい農民や手工業者の季節労働、存在を推定される不可触民の譜代家屬関係にもとづく従属労働、その他の雇傭労働に依拠していたとは考えられるが、実証は困難である。

ラームドゥッラール・パール家以下のどの家族をとってみても、その家族構成なり農地経営のための労働力と労働組織なりは、やはり証明の方法がない。手工業カースト部分についても、かれが共同体分業によつて取得したであろう報酬のほかに、どのような労働に従事しどのような収入を得ていたかは、臆測すらしかねるであらう。ポッター以外の手工業者もまたかれらの宅地について貨幣貢租を支払っていたのであるから、ある程度は市場関係にまきこまれていたはずである。

いままで述べたような不分明ないくつかの問題を顧慮するとき、所与の資料の範囲からは、いわゆる効率的土地保有規模 (Economic Holding)⁽³⁾ を指標とする生活水準の推定分類はおろか、各家族の実際の収入、家族員一人あたりの収入など、村落の経済構造に関するいくつかの基本的事実、知ることができないという結論しか導き出すことが

できない。

ただ総体的な傾向として、商品作物栽培地の開発を導因とする他村農民等の当村への進出がみられ、それらが共同体の土地ともいべき稲作地に浸蝕することによって、村落開基以来の共同組織は解体しないまでもある程度の変容を余儀なくされたであろうこと、他村農民等の当村における影響力もそれに応じて成長したであろうこと、そうした状況の中で居村農民のなかからも占取地拡大の動きが現われたであろうことを、推測しうるにとどまる、そしておそらくはかる趨勢のなかで、一方では居村農民の農耕民カースト部分と他村農民・非居村農民所持人との、身分的な差別がその意味を失ない、他方では農工統合の共同組織のうちに止揚されていた農耕民カーストと手工工カーストとの矛盾、とりわけ農地の占取と非占取との矛盾が、顕在化し損大するという社会変動過程が出現したであろう。カースト的身分関係は一面では占取と非占取の階級関係として強化されると同時に、他面では共同組織の脆弱化を通して流動的となり、商業的活動に従事した部分の身分上昇を可能ならしめたものと思われる。そして本来的に土地保有を否定されていた不可触民層の、農村プロレタリアとしての地位は固定される傾向にむかうであろう。

以上に推測した総体的な傾向はおそらくムガル朝期、遅くとも十八世紀初頭以降にはじまる長期にわたった過程であって、植民地支配の下でそれはいつそう促進されたものであろう。ゴーパールブル基本土地台帳は、かかる変動過程をある程度まで反映しているといえる。

註

(1) いわゆる伝統的社会的の変動の起動力を農村の商業的活動への対応に求めることは一般的には正しいにせよ、そのみでは

伝統的構成の解体過程の説明にはならない。本来的に土地や貨幣的資産のある上層身分の成員が、いわゆる商業的農業のための開発投資を行ない、資産の乏しい下層身分の成員を労働力と

一九世紀初期西ベンガル農村の社会経済関係——ゴーパールブル土地文書の研究

して雇傭投入しつつ、伝統的支配体制をむしろ強固ならしめるのであって、新たな階級的構成が古い身分的構成を補強するのである。単線的な解体過程は構想しがたいというべきであろう。このような観点を私は、一九五〇年代のマイソールの農村における甘蔗栽培の実態を分析した T. S. Epstein, *Economic Development and Social Change in South India*, Manchester, 1962. に負う。

(2) 賃租率については本稿Ⅰ第五節参照。

(3) 一家族が過不足のない資本と労働力の投下により安定した再生産を保障される規模の土地保有量を、効率的土地保有規模というが、それを決定するには多様な変動値を考慮しなければならぬ。また政策上農民の生活水準をどの程度に設定するかで異なる。一九四〇年のベンガル地租委員会の報告では、西ベンガルにおける冬作稲作地の効率的土地保有規模を六名構成の平均的家族について五ないし八エーカー、つまり約一五ないし二四ビガーという数字を出している (Govt. of Bengal, *Report of the Land Revenue Commission Bengal*, vol. 1, Calcutta, pp. 85-89.)。当村の当時の土地丈量尺度を標準尺度とみて、

五 村落共同体と国家支配の構造

最後に前節までの基本土地台帳の分析結果に依拠しながら、従来インド農制研究においてしばしば問題となってきた共同体の問題に対して、ひとつの考察を試みておきたい。前もって断っておくが、私がここという「共同体」と

上記の数字に準拠すると、ラームスンダルリゴーン家以外はおしなべて限界規模以下の極貧農とならざるをえない。稲田、他村の土地の占取、商品作物の販売や出稼などによる食穀の購入という事態を想定する所以である。もともと、多様な変動値を考えれば、百数十年後の資料の数値に単純に依拠できないことはいうまでもないであろう。

(4) これについては、ゴーパールブル文書群からは検証できないが、永代ザミーンダリー定租制の下での居村農民の逃散という事態をも念頭におくべきであろう。逃散すれば当然他村農民なり、あるいは村落の土地に対して特に身分的な権利のない小作人なりに転落するわけである。ゴーパールブルにみられる進出にせよ、一般に論ぜられてきた逃散にせよ、共同組織のうち統合されていた身分階層集団への帰属と村落の土地に対する権利との関係には、破壊的に作用するであろう。居村農民と他村農民との区別の消滅は、法制的には十九世紀後半の小作立法によって完成される。それについては、多田博一「一八五九年ベンガル借地法」(「東洋文化」五〇・五一合併号、東大出版会、一九七一年) 第三節註2を参照。

は、既にⅡ第一節で示唆しておいたように、直接生産者間の計画的・組織的分業のための共同組織を核として形成される団体を指称しており、生産力と生産関係の契機を捨象した土地総有団体のごときを構想するものではなく、ましてや自治組織や共同財産のみに着目して共益社会を論ずるものではない。⁽¹⁾

まず指摘されなければならないのは、ゴパールブルの共同体の本源の成員とみなしうる居村農民 (*Khodakasta*) 階層は決して単一の血縁組織から成るものでなく、初発から非血縁のしかもカースト身分を異にする諸家系の地縁的集合体であったということである。かれらはこの共同組織を媒介として土地を占取したのであり、それゆえに他村農民 (*Paikasta*) 層との身分差の設定や施与・寄進地所持 (*Jota*) の権利が共同体Ⅱ村落の土地との関係で顕在化したものである。ここにわれわれは共同体による土地占取を指摘しようと思う。しかしながら、その共同体構成員の土地利用つまり農業・手工業労働は、各家系に個別化された持分地の上で営まれたものであって、いわゆる共同所有や水利工事以外の共同労働の存在はこれを考えることができない。生産における共同性を指摘するならば、基本土地台帳から推論しうる範囲では、カースト間分業と入会地 (*Khamara*) の利用とを挙げることができようであろう。

しかしながら右のカースト間分業については、なお次の点が考慮されなければならない。それはゴパールブルの手工業カーストが総数五つであって、しかも陶工 (*Kumara*)・木工 (*Sutradhara*)・榨油工 (*Teli*)・織布工 (*Tanti*)のごとき、共同体内分業を成立せしめるのに不可欠のカーストをふくまず、製菓工 (*Madaka*) や貴金属工Ⅱ貨幣秤量商 (*Poddara*)のごとき、分業には必ずしも必要とは思われないカーストが登場していることである。私はこの問題を、最近の社会人類学者の研究成果を援用することによって、解決しておきたいと思う。それによると、ベンガル地域は村落内部でのカースト分化が北インドほどに発展しておらず、一村落を構成するカースト数はたかだか八つほど

にすぎないといわれ、さらには村落間における特定手工業カーストの偏在傾向が指摘されている。従って相互に欠けているカースト役務は定期市 (*Haat*) を通して交換されることになる。⁽²⁾ このような村落のカースト構成はおそらくゴーパール文書群の時代以前から既にあった歴史的なものであらう。周辺諸村落とのそのような関係を推定するの
でなければ、ゴーパールブルの基本土地台帳にみられるカースト間分業の実態は、説明不可能におちいるであらう。

従って、共同体内分業といいカースト間分業というも、それが現実に行われる範囲は、一村落内に限定さるべきではなく、複数の村落からなるひとつの地域 (*Region*) にこれを求むべきであらう。この地域とは、定期市をもつて媒介された村落間の自給自足的分業圏であつて、おそらくそれはザミーンダール領に一致するものと思われる。⁽³⁾ 既述の
いわゆる水平的統合もおそらくは、こうした地域の範囲内で妥当し成立する概念であらう。この理解が正しいとすれば、水平的統合は巨視的には地域単位での垂直的統合と実は複合する現象といつてよい。いずれにせよ、ザミーンダ
ール領にまで拡大された村落連合の共同体を構想することが必要となる。

生産における共同性の条件としては、さらに、稲作農業にとつては不可欠の水利 (灌漑と排水) を考えなければなら
ないであらう。⁽⁴⁾

これらの局面での共同性は、個別化された生産過程の補完物として不可欠のものであつて、単純に解体過程にある
共同組織の遺制とみることはできない。しかしながら、全体的にみるならば、共同占取を前提とし媒介としつつも、
私的経営あるいは個別農民の自立再生産が大きく成長していることは否定できない。私的経営形成の要因は、居村農
民の農耕民カースト部分ですが異姓家系の連合であるところからみて、ゴーパールブルへのかからの開発定着以前
から準備されていたものと考えられる。

ところでこの私的経営契機をさらに促進した要因は、前節までの分析で明らかになったように、商品生産の展開つまり商品作物の栽培とか主穀作物である稲の商品化に求められるであろう。⁽⁵⁾ここで注意したいのは、共同体村落への商品生産浸透の過程が、巨視的・傾向的には、非共同体員の進出と果樹園 (Bāgata)・バナナ園 (Kala)・非灌溉台地 (Sunā Dānga)・綿作地 (Dānga Kurpa) といった個別に灌溉を要する農制地目 (Imisa) の形成として認められることである。ゴーパールブルの農業水利について基本土地台帳は何事をも語らないであるが、思うにその稲作地部分の取水・配水・排水は、古くはザミーンダールの水利工事に対する統制と調整の権限の下で、村方^{むらかた}の一定の自治的規制を確立しつつ営なまれたものであろう。こうした水利体系はおそらくその末端にある個々の丈量区画 (Dāga) をなす圃場に、均等な水利機会を提供していたと思われる。そしてこれもまた想像の域を出るものではないが、ラームスンダル・ゴーシュ家にみるような巨大圃場の開発ないし形成は、おそらく、もしそれが既設水利体系に依存していたならば、そうした富農の利害に対応するようにそれを改編したであらうし、あるいはまた、富農独自の水利開発が試みられたかも知れない。さらには、他村農民の稲作地保有もまた、共同体村落における水利規制のあり方に、一定の影響を及ぼしたであらう。以上に述べたことは、なお実証的検討を要するところであって、軽率な理論化はできないが、ザミーンダールの水利体系に並立拮抗する農民の水利体系の形成と私的経営の成長との相関性の検討を今後の研究の課題としておきたいと思う。

次に問題とすべきは、居村・他村農民ならびに非居村農民所持人の存在規定であらう。身分・権利・貧富の差等を捨象して考えるならば、基本土地台帳の表面から判断するかぎり、かれらは自らの労働対象としての土地を事実上は所有する小農民と映じるであらう。寄進・施与関係はむしろ偶有性にすぎない。しかしながら、かれらと譜代家属的

従属労働の関係を結んでいたであろう不可触民層の問題を視野に収めるならば、以上のような安易な一義的規定は困難となってくる。非血縁でしかもカースト身分のもっとも低い従属労働者を譜代的に包摂した農民家族が、その小規模生産の担い手であったと考えるべきであろう。その農民家族がいわゆる合同家族の構成をとるばあいもあったであろうことは、推断して誤たないであろう。農民の経済学的存在規定は、実態においてはかかる特殊インド的な社会的規定をも伴なうものとして理解されなければならない。

いづれにせよ、地域にわたる農工統合的共同組織を分有し、それを核として形成された居村農民の共同体村落は、初発からカースト身分に分裂し、おそらくは不可触民層の非所有との対立を内包したものととして実存したのであり、生産活動における一定の共同性を維持しつつも生産過程は個別家系的に営なまれていた、と考えることができる。分裂的諸契機を統合していたものは、ひとつには村落の土地であり、いまひとつはその共同性のうちの入会地と水利とに対するザミーンダールの統制であった。商品生産のある程度の浸透が、非共同体員による村落の土地の利用、荒蕪地の開発、水利体系の変更などを通して、私的契機を伸長させ共同体に対して解体的に作用したであろうことは、推論できるように思われる。

ところで、ゴーパールプルの村落としての自治組織なり共同体職員⁽⁶⁾の存在なりについては、文書群からは判然としない。首長(Mandal)がいたことは明らかであるけれども、誰がその職にあったかは不明であり、その他の職員群⁽⁷⁾についてはまったくわからない。共同財庫の存在は確認しうるが、規模は村方土地貢租総収入の一三%ほどのもので、しかもその三分の二がザミーンダール方村役人(Gomasta, Gumshtah)の給与であった。⁽⁸⁾私は自治組織や共同財庫の問題についてもまた、村落連合ないしはザミーンダール領という地域の規模で、これを検討する必要があるかと考

える。

次に考察すべきは、II第一節ならびに本節の以上の部分で分析したとき村落に対する、支配の形態と構造の問題であろう。

既にI以来指摘してきたように、公権力の支配原理は地目と地籍の確定を通して土地の掌握におかれており、生産者は土地丈量によって土地に緊縛され、特定の身分集団に属するものとして支配されていた、とみる事ができる。しかしながら、このような支配形態は同時に、居村農民中の農民カーストとともに手工業カースト部分をも土地に緊縛することによって、村落ないし村落連合内部の身分関係に基礎をおく伝統的分業体制をも、それを媒介する定期市とともに固定するという構造を、必然的に形成せざるをえない。かかる構造の内部においては、先述の水利問題が、ザミーンダールまたは村落ないし村落連合の農民カースト上層に運用の実権をゆだねられた慣行なり風習なりとして、公権力の黙示的承認と支持を受けるに至ることは、みやすい道理であろう。ムガル国家あるいはその一翼を担ったベンガル州総督 (*Sabardha*) の支配の基礎が村落共同体にあったというような立言は、その支配が共同体的諸関係と固定化と再生産とを志向していたという政策の問題と関連させて理解することが必要であろう。付言するならば右のごとき支配の形態と構造とは、おそらく本来はザミーンダール領内で形成されてきた秩序であって、国家はザミーンダールを支配することによって、一方ではその秩序を国家秩序として僭取し、他方ではザミーンダールの鄉村支配を補強したものとみることができ(9)であろう。

ところで、このような村落支配の形態と構造とは、公権力または領主権力の嚴重細密な統制機構がなければ、維持されがたい。農民を既定の丈量地に緊縛したとしても、ザミーンダール以外の者の手で空閑地や荒蕪地の開発が進展

すれば、緊縛はその意味を失なうであろう。十年ないし二十年に一度の再丈量は、土地貢租の可及的最大限度取ともにも、生産者の土地緊縛を更新するための法制的・行政的支配装置をなしていたのである。しかしながら、再丈量はいかに厳密に行われても生産者の土地緊縛を更新しうるのみであって、かれらの間での土地保有量の差等の発生や拡大に対しては、なんらの抑制調整の効果を發揮しうるものではない。ましてや統制機構が充分機能しえない条件が形成されれば、農村社会の秩序は自らの力で一定程度の変動を達成しうるであろう。しかしながらこの問題領域の解明もまた今後の課題である。⁽¹⁰⁾

註

(1) 従来の「インド村落共同体」論についての私の理解は、拙稿六第二節註15をみよ。同所での私の「共同体」観は非歴史的な属性の列記にとどまる。共同財産に着目した「共同体」論は、I. Habib, *op. cit.*, pp. 123-128. にみられる。

(2) J. E. Schwarzbarg, "Caste Regions of the North Indian Plain," M. Singer & B. S. Cohn (ed.), *Structure and Change in Indian Society*, Chicago, 1968, p. 110.

(3) 十九世紀後半期の状況としてもなお定期市は村落の不可欠の構成要素をなしており、どのザミーンダールも自己の領内の村落に定期市を建て、領民が他領の定期市に赴くことを許さなかつたという (J. B. Phear, *The Aryan Village in India and Ceylon*, London, 1880, pp. 28-30.)。

(4) 拙稿八第三・四節参照。

(5) 定期市それ自体が、村落のいわゆる自給自足的分業体制を實現せしめる不可欠の構成要素であつたとすれば、ベンガル農村における商品生産とは、定期市をもつて結合されている村落連合ないしは地域の内部的流通に投ぜられる必要量をこえて、より広域的な流通圏を志向するものでなければならぬ。本来の定期市がそうした市場むけ生産への温床を準備したことは、認めてよいと思われる。

(6) OBZA, p. 334. 所掲の村方出納原簿フーシユウイン (Ashvin) 月 (九月—十月) 一〇日の条には、*'Thana Belyā Bānānā Kharāca, Paikera o Maṇḍalera Nāme Mucalaka Karāṇa talabe Brijmohana Rāya Barakundiyā āise, tāhāra Rojā'* (「ルヤールバーランター警察の費用。バーイクと村長との名で始末書(6)を出させて巡査のブリジモールローライが来た。かれの日当」)とあるので、村首長 (Maṇḍal)

がいたことは確実である。

(7) 拙稿一第六節参照。

(8) OBZA, pp. 386, 388. の村方出納要覧を参照。

(6) ソヴェートのインド史研究者たちの間では、ムガル期インドの基本的矛盾を「国家的封建的土地所有」と「私的封建土地的所有」との対抗として捉え、後者による前者の浸蝕を重視するようであるが、私は歴史的には「私的封建的土地所有」が先行

するものであって、「国家的封建的土地所有」とは来源も性格も異なると考えている。両者をもとに「封建的土地所有」として概括することには、疑問を感じざるをえない。

(10) J. B. Phear, *op cit.*, pp. 55-57. によれば、十九世紀後半のベンガルでもまだ、本稿で提示したとき基本土地台帳等の作成が行なわれていたようである。とすれば、同じ問題は植民地時代を通じて残っていたことになるであろう。

むすびにかえて

以上いくつもの疑問点を残しながら、十九世紀はじめのベンガル州の一村落について、土地台帳群の書式を紹介し、あわせてそれから推知しうる当時の社会経済諸関係を分析してきた。地方文書ちかたの利用によってわれわれは、村民の身分構成や地目の編成について、行政資料から判明する以上の詳細かつ具体的な事実を知ることができたが、それとともまだ共同体内Ⅱカースト間分業の実態や不可触民の問題、村民の日常生活の実態を把握するには甚だしい逕庭があることを痛切に感ずる。今後こうした地方文書類ちかたが多数収集され公刊されるならば、本稿では不分明のままに終らせた多くの問題もしだいに解明され、おかしているであろう誤謬も訂正されるであろう。それと同時に、従来あまり顧られなかった民事裁判の記録類が利用されるようになれば、研究事情はさらに好転するように思われる。いずれにもせよ、地方ちかたの土地台帳類は土地貢租の査定を根本的な動機として作成されたものであり、そうした要請のために登載事実の範囲は当然ながら限定されている。私の試みはこの限界の内部で問題にしうることから、その限界自体

一九世紀初期西ベンガル農村の社会経済関係——ゴールパール土地文書の研究

とともに明示することであった。

〔付 記〕 山本達郎教授の東京大学文学部定年退官（一九七一年三月）を記念して、小論をささげ、多年のご指

導に厚くお礼申し上げます。